

第1章 総則

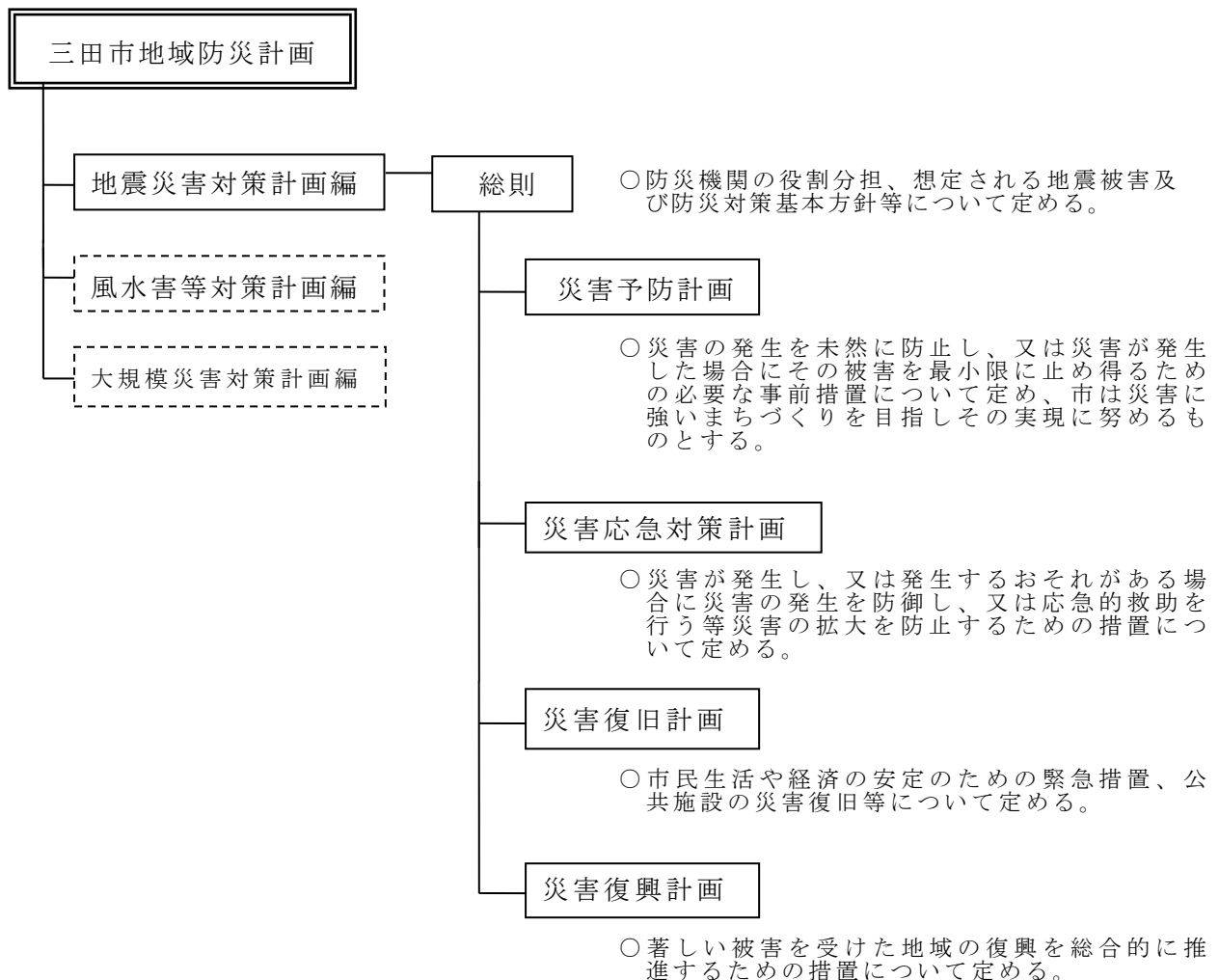
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき三田市の地域に係る地震災害（以下「災害」という。）対策についてその基本を定め、市民の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の構成及び内容

この計画は、未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）の経験を教訓として生かし、三田市の地域特性により想定される災害を基礎に防災対策の基本方針に即し、以下に示す災害に対処するための基本的な計画を定めたものである。

なお、この計画は、三田市防災会議が作成する「三田市地域防災計画」の「地震災害対策計画編」である。



第3節 計画の運用

第1 計画の見直し

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ねや社会・経済情勢の変化等により随時見直しされるべき性格のものであるため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2 他計画等との関係

1 上位計画

この計画は、三田市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであることから、指定行政機関の長及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに兵庫県地域防災計画との整合を図るものとする。

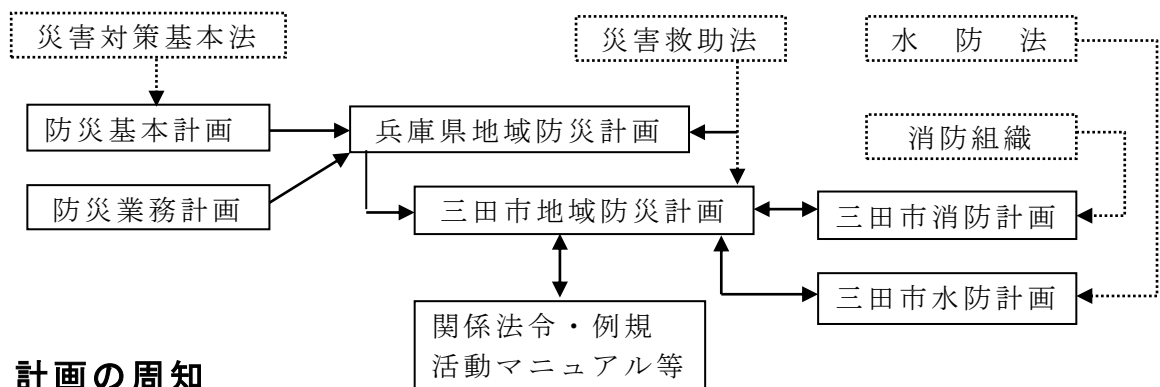
2 関連計画等

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく「三田市消防計画」、並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「三田市水防計画」に定める災害時における細目的かつ具体的な消防活動及び水防活動との調整を図ったものである。

その他、この計画に基づく防災上の諸活動についての実施の細目は、関係法令及び例規等に準拠するとともに各活動の実施担当機関及び部局の長が定める。

3 災害救助法等との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する救助のうち同法第30条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括するものである。



第3 計画の周知

この計画は、市、防災機関並びにその他防災上重要な施設の管理者に周知徹底するほか、特に必要と認める事項は、市民にも周知徹底を図る。

また、市及び防災機関等は、それぞれの責務が十分に果たせるよう、初動時の活動マニュアルやこの計画の推進にあたっての対応マニュアルの作成を行い、平素から調査研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する事項についての周知に努めなければならない。

第4節 防災対策基本方針

阪神・淡路大震災という未曾有の大災害を身近に経験した三田市にとっては、歴史や風土、自然に支えられた地域、あるいはそこに住む市民に対して、災害に強い都市基盤や活動体制、防災意識などの形成を図るとともに災害時における迅速かつ的確な各種情報の収集及び伝達とその判断に基づく応急対策を講じることが防災対策の上で大きな教訓となった。

ここでは本計画全体の指針となる三田市固有の地域特性を反映した防災対策の基本目標を掲げ、配慮すべき基本姿勢と骨格的な施策の大綱を提示することにより、今後の具体的な防災対策が進められるようその方向性を明確化する。

第1 基本目標

市民は、地域を構成する最小単位であり、そこでの活動主体となる。三田市第5次総合計画の基本構想における施策の体系である「支えあい安全安心に暮らせるまち」を基調に、安全安心の確保等を通じて、日々の暮らしにやすらぎを感じるまちづくりを目指すことを防災対策の基本目標とする。

「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市三田

- ・ 魅力を支えるまちづくりの推進
- ・ デジタル技術を活かしたまちづくりの推進

第2 基本姿勢

基本目標を達成する上で配慮すべき基本姿勢は次のとおりである。

1 連携性（Connective）の強化

市民や地域、行政、近隣自治体相互の積極的な協調・連携と明確な役割分担の下に各人が自らの責任を全うすることにより、多核分散方式による防災機能のネットワーク化（有機的連結）を図る。

2 自立性（Independency）の確立

「自らの生命、身体及び財産は自ら守る」という立場を基本に、災害に対する危機意識の醸成を図り、積極的な防災体制の確立を図る。

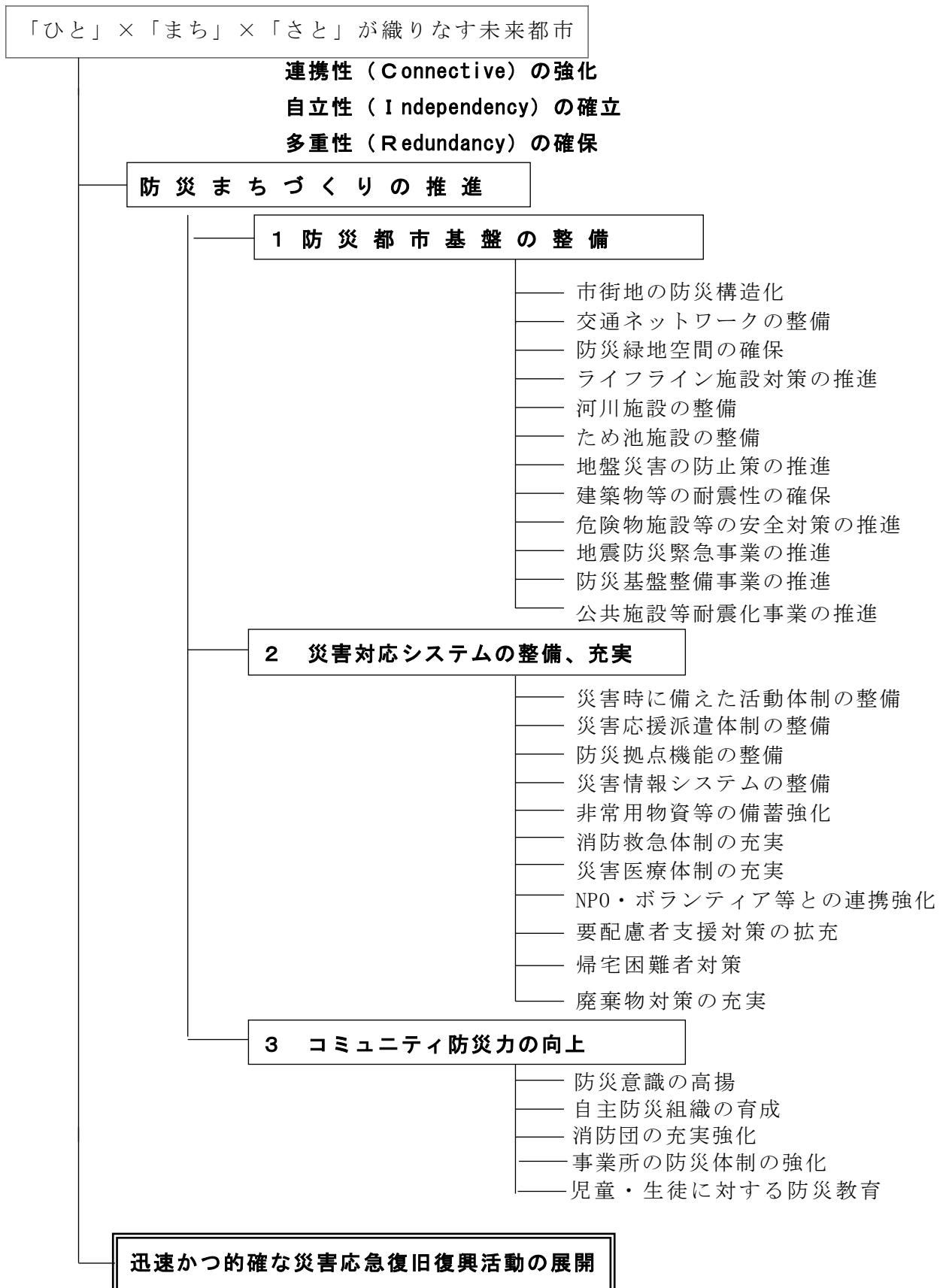
また、「災害から身を守る」という自立的な防災意識の下に、災害に強い都市機能や都市構造の形成を図る。

3 多重性（Redundancy）の確保

日常的な施設機能や活動の中に災害に対する備えを取り込むとともに非常時における危険に対するバックアップ機能（代替性）を有した安全システムの構築を図る。

第3 施策の大綱

災害時における迅速かつ的確な災害応急復旧活動の展開と、日常時における防災まちづくりの推進に向けて、次に示す施策の大綱に基づき防災対策を推進する。



第5節 防災機関等の役割

第1 三田市における公助・共助・自助

災害対策基本法の基本理念においては、災害対策にあたって、国や地方公共団体などの公共が適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すること（公助）をまず挙げている。さらに、住民一人一人が自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織やその他の地域における多様な主体が連携して自発的に行う防災活動である「共助」を行政としても促進するべきであることを定めている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、近年の大規模な土砂災害など経て、行政による「公助」だけでは災害に対処することは困難な状況にあり、防災対策の推進においては、公助、共助、自助が相互に連携することが不可欠となっている。

本市においては、それらの取組について個別に進めてきたが、平成22年度～平成24年度にかけて実施した「減災のまちづくり調査・研究事業」において、公助・共助・自助のあり方を再検討して以降、より積極的な対策を進めている。

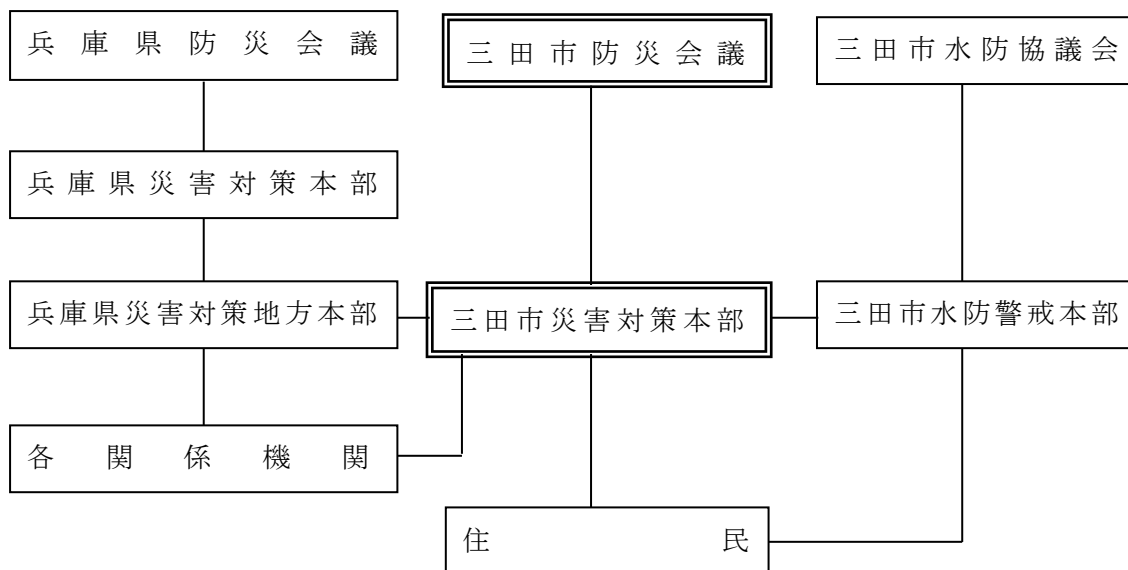
表 減災のまちづくり調査の取組み項目と市の取組み状況

区分	取組み項目		市の取組み状況
公助	災害対応のための拠点施設のあり方	災害情報システムの構築	・災害情報システム整備済
		消防本部の防災拠点をバックアップシステムとして構築を推奨	・代替拠点として位置づけ
		現地対応拠点（コミュニティ防災拠点、地域防災拠点など）の位置づけ	・地域防災計画に位置付け
行政拠点としての災害対策センターのあり方	老朽市庁舎を耐震性高い（免震か制震）施設に建替え	・新庁舎整備完了	
地域拠点としての避難所のあり方	避難行動段階別の避難所計画	・地域防災計画に位置付け	
	民間との連携による避難所設置（民間との協定締結）	・協定締結	
	避難所の管理と運営	・避難所運営マニュアル整備済み	
防災倉庫や備蓄基地のあり方	備蓄の考え方や留意事項	・地域防災計画に位置付け	
	行政による備蓄と防災倉庫	・分散備蓄実施済み	
	集中防災倉庫のうち、災害対策本部の周辺には本部機能に不可欠な職員の活動用資材の備蓄が必要	・地域防災計画に位置付け	
	コミュニティ備蓄と防災倉庫	・自主防災育成事業で整備	
災害情報の収集と伝達のシステムのあり方	防災行政無線	・防災行政無線整備済	
	コミュニケーションツール（多様な媒体による情報提供）	・インターネット、エリアメールなど整備済み	

区分	取組み項目		市の取組み状況
		避難指示等の多様な手段による伝達	・地域防災計画に位置付け
		警報や避難指示等の判断基準整備	・地域防災計画に位置付け
		市民への教育と啓発	・ハザードマップさんだの作成、チラシの全戸配布
共助	地域防災力向上の必要性と方向性	連携の潤滑剤となるコーディネート組織、中間支援組織の育成	・防災リーダーとの連携
		地域防災力の向上と自主防災組織	・三田市自主防災組織育成事業推進計画を策定
	モデル事業実践	地域版防災マップの作成	・地域版防災マップの作成支援
自助	自助を支える防災教育		・地域防災訓練支援事業を実施
	自助の先進事例		・「自助の取り組み」パンフレット作成

第2 三田市地域防災組織

三田市の地域における防災組織は次のとおりである。



注) 災害対策本部が設置されたときは、水防警戒本部は災害対策本部に移行する。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や要援護者などの参画の拡大を図ることとする。

1 三田市防災会議

災害対策基本法及び三田市防災会議条例（昭和38年三田市条例第16号）に基づき、三田市地域防災計画の作成及びその実施推進のために、三田市防災会議を置く。

なお、会議運営の事務は危機管理部危機管理課において処理する。

【資料1-5-1】三田市防災会議条例

【資料1-5-2】防災会議委員名簿

【資料1-5-3】三田市防災会議運営規程

2 三田市災害対策本部

災害対策基本法及び三田市災害対策本部条例（昭和38年三田市条例第17号）に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、市長は、三田市地域防災計画の定めるところにより、三田市災害対策本部を設置する。

【資料1-5-4】三田市災害対策本部条例

【資料1-5-5】三田市災害対策本部設置要綱

第3 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県及び市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局	—	1 管区内各府県警察の指導調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報収集及び連絡 5 警察通信の運用	—	—
近畿財務局 (神戸財務事務所)	—	1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業(起債分)査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局	—	災害時における医療救護	—	—
農林水産省		災害救助用米穀の供給(売却)		
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導助言 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備 1 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給、あつ旋 1 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導、助成 3 被害農林漁業者等に対する融資のあつ旋指導、助成 —	— —
近畿中国森林管理局 (兵庫森林管理署) (篠山森林事務所)	1 国有保安林、治山施設、落石防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 林野火災予防	災害対策用復旧資材の提供	国有林における荒廃地の復旧	—

近畿経済産業局	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報の収集および伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
近畿運輸局 (神戸運輸監理部) (兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力 4 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪航空局 (大阪空港事務所)	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助 	航空保安施設の復旧	—
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	—	気象、地象、水象に関する観測、通報、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 	災害時における通信手段の確保	—	—
兵庫労働局	工場、事業場における産業災害防止の監督指導	—	—	—
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施(TEC-FORCE) 	直轄公共土木施設の復旧	—

2 自衛隊

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 第3師団 (第36普通科連隊)	—	人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施	—	—

3 県及び市

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県 ○知事部局 企業庁・病院局 ○警察本部 ○教育委員会	兵庫県の地域に係る災害予防の総合的推進	兵庫県の地域に係る災害応急対策の総合的推進	兵庫県の地域に係る災害復旧の総合的推進	兵庫県の地域に係る災害復興の総合的推進
三田市	三田市の地域に係る災害予防の総合的推進	三田市の地域に係る災害応急対策の総合的推進	三田市の地域に係る災害復旧の総合的推進	三田市の地域に係る災害復興の総合的推進

4 指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本旅客鉄道株式会社 (大阪支社) (福知山支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の災害復旧	—
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTコミュニケーションズ株式会社 関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	—
日本銀行 (神戸支店)	—	—	金融機関に対する緊急措置の指導	—
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	—
日本赤十字社 (兵庫県支部)	—	1 災害時における医療救護 2 義援物資の配分	—	—
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の災害応急対策の実施	被災放送施設の災害復旧	—
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の災害応急対策の実施	被災有料道路(所管)の災害復旧	—
独立行政法人水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧	—
日本通運株式会社 (各支店)	—	災害時における緊急陸上輸送	—	—
独立行政法人国立病院機構	防災訓練の実施	災害時における医療・救護	—	—

(近畿グループ)				
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の災害応急対策の実施	被災電力供給施設の災害復旧	——
大阪ガス株式会社 (兵庫導管部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の災害応急対策の実施	被災ガス供給施設の災害復旧	——
日本郵便株式会社 (三田郵便局)	——	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	1 被災郵政業務施設の復旧 2 地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資	——
ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	

5 指定地方公共機関

公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、都道府県知事が防災上密接な関係があると認めて指定したもの

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
神戸電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の災害復旧	——
神姫バス株式会社	——	災害時における緊急陸上輸送	——	——
丹有地区運輸事業協同組合	——	災害時における緊急陸上輸送	——	——
兵庫県道路公社 芦有開発株式会社	有料道路(所管)整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	——
株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	——
一般社団法人三田市医師会	——	災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
公益社団法人兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策		
一般社団法人兵庫県歯科医師会		1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別		
一般社団法人兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理		

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
獣医師会 一般社団法人兵 庫県獣医師会 一般社団法人神 戸市獣医師会		災害時における動物救 護活動		
一般社団法人兵 庫県LPガス協会	L P ガス供給設 備の防災管理	1 L P ガス供給設備の 応急対策の実施 2 災害時における L P ガスの供給	被災 L P ガス供 設備の復旧	

第4 市民及び事業者の責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、公的な防災機関はその総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

こうした実情を踏まえ、地域住民及び事業者は、自らの安全は自らの手で守るという認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講じるとともに、災害時には防災機関の協力と指導のもとに可能な限り応急復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

また、地域の事業所は、地域におけるコミュニティ組織等と綿密な連携をとり防災活動の推進に協力するものとする。

1 市民の果たすべき役割

災害による被害を軽減するため、火災などの二次的災害の防止に努め、地域住民による自主防災組織などの組織的な防災体制の確立を図る。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 地震防災に関する知識の吸収
- イ 地域固有の災害危険性の理解と認識
- ウ 家屋・ブロック塀の点検と補強（耐震性の促進）、家具の転倒防止対策
- エ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- オ 一時（集合）避難所、避難路、避難場所の確認
- カ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄（非常用持出し3日分）
- キ 各種防災訓練への参加（初期消火、救出、避難等）

(2) 災害時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 出火防止措置及び初期消火の実施
- ウ 適切な避難の実施
- エ 組織的な応急・復旧活動への参加と協力

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、消防団や自治会も含めた自主防災組織等のもとで、地域住民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。

地域の実状に即した住民の組織力を強化し、自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 自主防災組織の指導者（リーダー）の養成と組織的活動の活性化
- イ 地域内における危険箇所の点検や防災関係施設の確認
- ウ 各種防災訓練の実施（初期消火、救出、避難等）
- エ 防災用資機材の充実及び管理
- オ 地震防災に関する知識の普及・啓発
- カ 防災計画書の作成

(2) 災害時に実施が必要となる事項

- ア 適切な情報の収集及び伝達と地域住民に対する広報活動
- イ 初期消火及び延焼防止の実施
- ウ 適切な避難誘導と避難所運営体制の確立
- エ 負傷者や災害時要援護者の救出・救護
- オ 飲料水、食糧等の救援物資の仕分け及び炊き出しの支援、協力
- カ 被災地の保全と防犯活動

3 事業者の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、事業継続計画の策定により災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより従業員、利用者等の安全を確保するほか、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災責任者の育成
- イ 建築物の耐震化の促進
- ウ 施設、設備の安全管理
- エ 防災訓練の実施
- オ 従業員に対する地震防災に関する知識の普及
- カ 自衛防災組織の結成と防災計画・事業継続計画の作成
- キ 防災用資機材の充実及び管理
- ク 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
- ケ 広告、外装材等の落下防止

(2) 災害時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の収集及び伝達

- イ 初期消火の実施
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援

第6節 三田市における災害特性

三田市に被害を及ぼす可能性のある地震を想定するとともに、阪神・淡路大震災の教訓から明らかとなった被害の特徴を整理することにより、現実地震が発生した場合に実効的な対応が可能となる災害に対する事前の備えや災害に対する迅速かつ的確な対応についての計画の前提とする。 【資料1-6-1】地震災害履歴

第1 地域の自然条件と社会条件

ここでは、三田市の自然条件と社会条件を明らかにすることにより、地震災害における潜在的な災害素因を整理し、被害想定的前提条件とする。

1 概況

三田市は、兵庫県の南東部に位置し、中国縦貫自動車道等の広域交通網が近接する内陸都市である。

市街地は、南部の三田・三輪地区において形成されている中心市街地と、南西部において新たに形成された北摂三田ニュータウンに大別され、その他の平坦地において農用地帯が形成されている。

人口は、平成12年には11万人に達したが、平成25年以降減少に転じ、令和6年3月末現在の総人口は106,691人となっている。

2 気候

本市の気候は、瀬戸内性気候に属するため温暖で比較的降水量が少ないが、裏六甲の内陸部に位置するため、海岸平野部に比較すると若干冷涼で日較差が大きいことが特徴である。

年間降水量は約1,200mmであり、降雨は6月～10月の梅雨期と台風期に集中し、冬期は乾燥状態が続く。

3 地盤条件

本市の地盤条件は、次の4種類に区分される。

【三田市の地盤区分基準】

地盤区分	地質区分	地形区分	区分根拠
第1種地盤	有馬層群	山地（丹波山地）	有馬層群は第三紀以前（具体的には白亜紀後期）に相当し、三田市の基盤岩となる岩盤を形成する。
第2種地盤	新戸層群、大阪層群、段丘堆積物	台地（上野台地、末台地、赤松台地）、丘陵（新田丘陵、武庫が丘丘陵）、段丘	神戸層群、大阪層群、段丘堆積物は洪積世に相当し、半固結の地盤を形成する。
第3種地盤	沖積層、崖錐、扇状地	低地（武庫川低地）	沖積層、崖錐、扇状地は沖積世に相当し、未固結の地盤を形成する。
第4種地盤	盛土	人工改変地（北摂三田ニュータウン、つつじが丘、友が丘などの盛土部分）	三田市には沼地などの大規模埋立地はないが、一部の造成地（北摂三田ニュータウン、つつじが丘友が丘等）に谷や凹地を盛土した箇所がある。

※地盤区分は、建築基準法に基づく建設省告示第1074号（昭和27年）に準じる。

山地や台地・丘陵等を構成している第1種地盤及び第2種地盤は、比較的硬質な地盤条件であるのに対し、低地や人工改変地（盛土部分）を構成している第3種及び第4種地盤は比較的軟弱な地盤条件である。

一般に第3種及び第4種地盤においては、比較的強い地震動が生じ、建築物や土木構造物に対する被害も大きいものと予想される。

また、これらの地盤区分においては未固結の地盤を形成することから地盤の液状化被害の可能性も比較的高い。

このように、本市の市街地の大部分は、武庫川低地上の比較的条件の悪い地盤上に形成されており、交通機関等の重要な都市機能も集中していることから災害に対する都市の脆弱性が懸念されるところである。

【資料1-6-2】地盤種別区分図

4 市街化の状況

本市の昭和20年代の土地利用は、現在の三田町付近に既成市街地が形成されていたのみで、市域の大部分は農村的な土地利用が占めていた。

昭和40年代以降、鉄道駅を中心に市街地が拡大し、台地・丘陵地上ではゴルフ場や新たな住宅地が開発されるなど急激な都市化を経て現在に至っている。

現在の市街地の特徴は、三田・三輪地区等の既成市街地においては都市基盤整備が不十分な密集市街地が形成されており、北摂三田ニュータウン等の新しい宅地開発区域においては計画的に良好な市街地が形成されている。一方、中・北部の山間農村集落においては大きな市街化の進展が見られないものの、既成市街地の周辺部においては民間住宅開発等の市街化が進展している。

第2 三田市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定

〔有馬高槻断層帯（マグニチュード7.7）〕

有馬高槻断層帯は、北摂山地と大阪平野・六甲山地の境界部にほぼ東北東－西南西に延びる長さ約55kmの断層帯である。三田市境まで9kmと近く、兵庫県南部地震と同程度のマグニチュード7.7の地震動が想定される。

〔六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁－淡路島東岸、マグニチュード7.9）〕

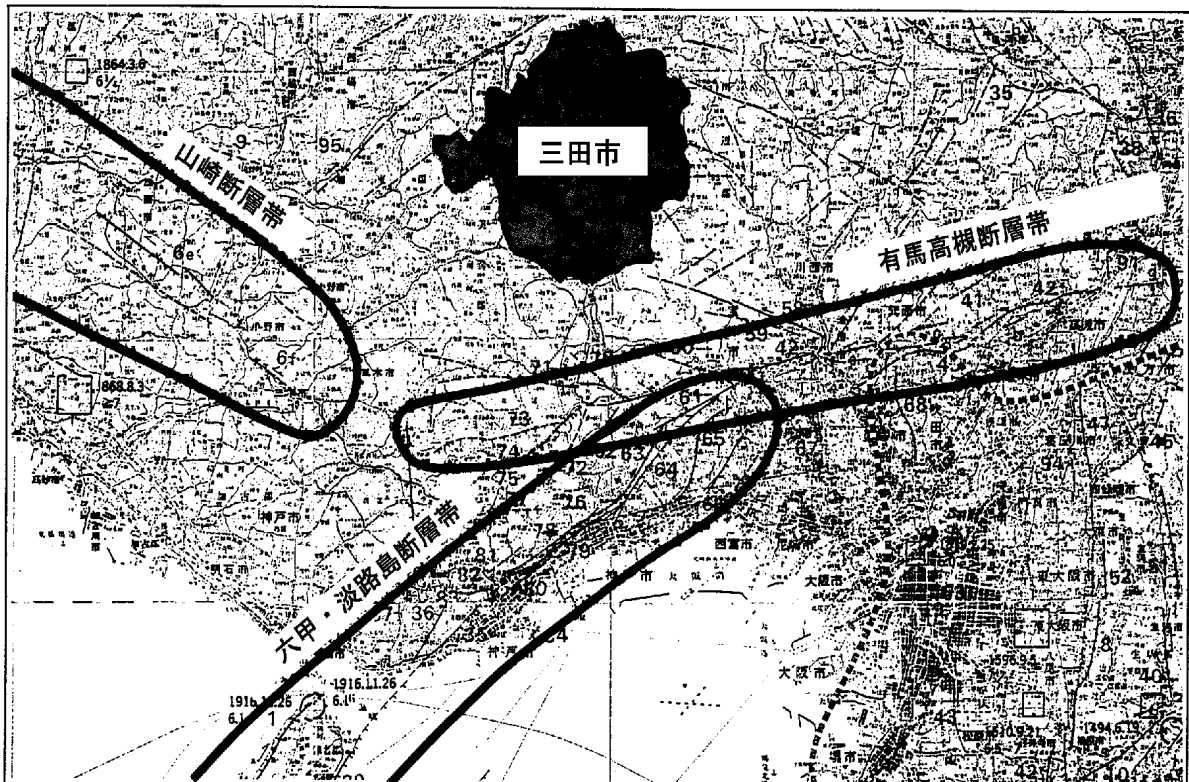
六甲・淡路島断層帯は、六甲山地から淡路島付近に数多くの活断層が密して分布している断層の総称で、代表的な活断層として野島断層、諏訪山断層、五助橋断層等がある。なかでも、野島断層は兵庫県南部地震の起震断層として知られている。なお、六甲・淡路島断層帯全体としての活動度（過去における地盤の変位量）は高く、三田市境まで10kmと近く、マグニチュード7.9の地震動が想定される。

〔山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部、マグニチュード8.0）〕

山崎断層帯は、北西－南東の線に沿った大規模活断層帯であり、その断層上では過去に幾つかの地震が発生しており、今後とも活動の可能性があると予測されている。なお、山崎断層帯は活断層であることが確実であり、主部南東部においては三田市境まで18kmと近く、マグニチュード8.0の地震動が想定される。

ここに示す想定地震は、三田市周辺において過去に被害を及ぼした地震の履歴と地震源となりうる活断層の位置、あるいは兵庫県及び関係機関などの見解・意見を参考に総合的に検討したものである。

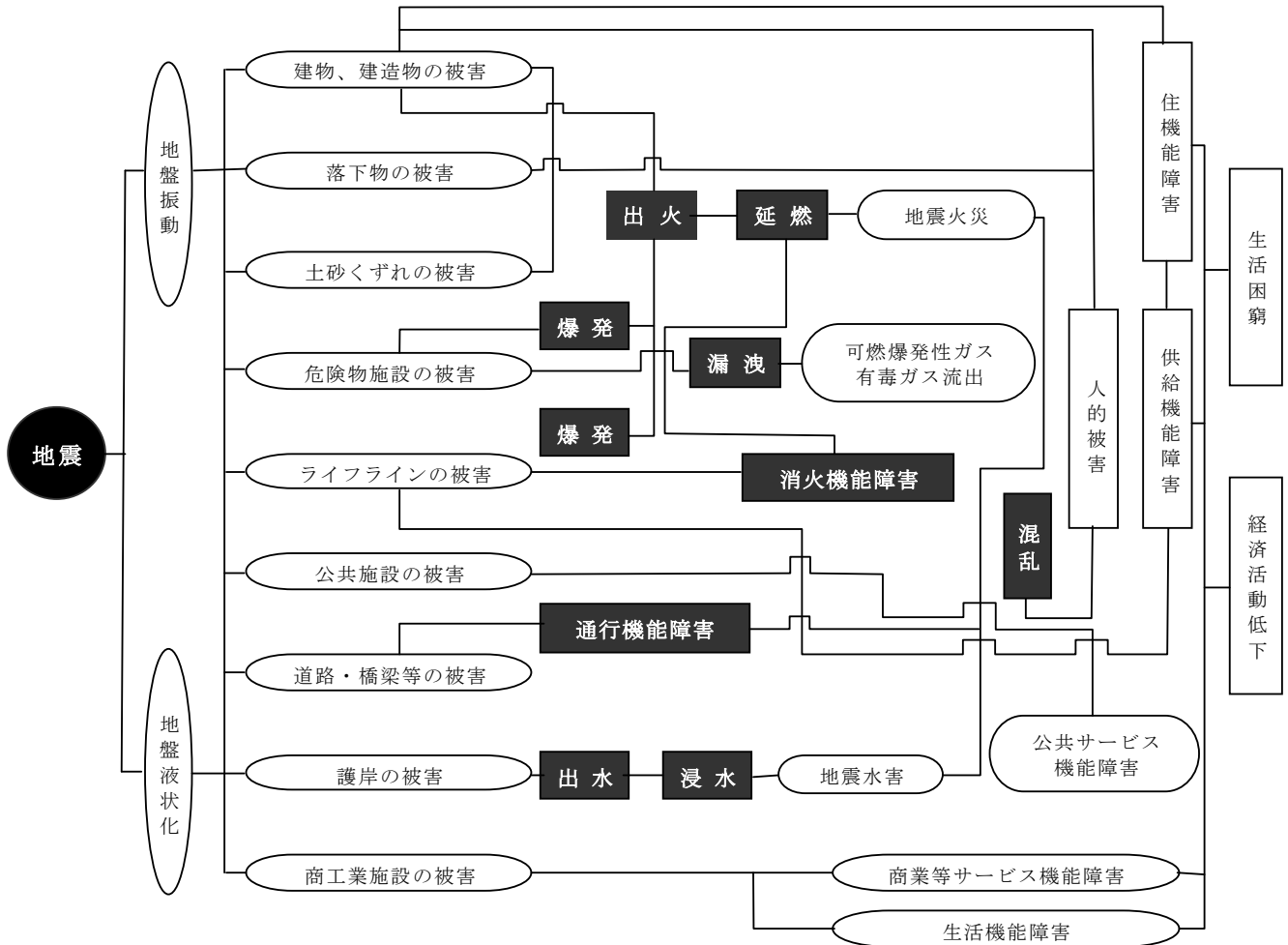
【活断層位置図】



第3 被害の想定

三田市の自然条件、社会条件等の地域特性と阪神・淡路大震災における被害特性を踏まえた上で、地震災害による被害の様相を定性的に想定する。

【地震災害の特徴】



[出典] 消防庁：防災アセスメントに関する調査報告書，1983により加工

1 建物、建造物等の被害

地盤振動による被害は、木造建築に多く、SRC構造、RC構造、S構造などの非木造建築物に少ない。木造建築物の密集する地域では、倒壊建物の下敷き等による人的被害や出火による延焼拡大の危険性が想定される。

一方、地盤液状化による被害は、建物、建造物等の沈下・傾斜を生じさせる可能性があり、特に沖積層上の人工改変地形や旧河道において可能性が大きい。

2 落下物の被害

地盤振動により、看板や建築設備等の落下物による人的被害が想定される。特に、市街地中心部や昼間の時間帯の屋外で活動している人等の負傷者が多く発生する。

3 土砂災害による被害

市内の土砂災害警戒区域は、387箇所であり、その分布は全体として市域の南部ゾーンに少なく、中部、北部ゾーンに多い傾向にある。

土砂災害の危険性は、単体の建築物や人的被害のみにとどまらず、広範囲の区域にその被害が及ぶ可能性がある。特に、道路沿いに土砂災害危険性の高い箇所が存在していることから、崩壊土砂により道路が閉鎖し、集落が孤立化するおそれがある。

4 危険物施設の被害

危険物施設の破壊による被害は、爆発等による大規模な火災の発生や可燃性ガス、有毒ガスの流出などによる人体に及ぼす影響が想定される。

市内には312件の危険物施設があるが、消防法に基づく規制がされている。

5 ライフラインの被害

地盤条件の悪い谷底低地上には、ガス・上水道・下水道等の供給処理幹線が集中しており、地盤振動や地盤液状化による地下埋設管の破壊や供給処理施設の機能停止などのライフラインの被害が予測される。

6 公共施設の被害

公共施設の破壊は、災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能の障害をもたらす。

建築年代の古い老朽化した施設においては、建築物の被害が想定される。

7 道路・橋梁等の被害

本市は、河川に沿って道路網が整備されており、主要な幹線道路は橋梁を通過しているため、橋梁が被害を受けた場合、バス交通など道路機能に障害が発生する可能性がある。

さらに、JR福知山線や神戸電鉄公園都市線・三田線の鉄道施設においては、列車の脱線や駅舎の破壊などが想定され、死傷者や交通途絶による帰宅困難者の発生が予測される。

特に、高架橋部分の破壊による各種交通機関の途絶や地下埋設物への影響も想定される。

また、既成市街地においては、建築物の密集した狭少幅員道路が大部分を占めるため、建築物の倒壊による道路の閉鎖の可能性があるため、災害応急対策活動に支障をきたす。

8 護岸の被害

地盤振動や地盤液状化による護岸の破壊が想定され、河川やため池施設の堤防が決壊した場合、増水（出水）、浸水被害が及ぶ危険性がある。

9 商工業施設の被害

商工業施設の破壊は、商業等サービス機能障害を招くほか、流通体系全体に影響を及ぼし長期的な生活困窮や経済活動の低下など社会全体への被害が生じる。

10 人的被害

地震による人的被害は、先に示した様々な被害が相互に関係し合って生じるものであるが、建物、建造物等の被害状況に応じてその危険性は相対的に高くなる。

特に、木造建築物が密集している既成市街地においては多くの死傷者が発生し、人口密度の高い地域では多くのり災者が発生する。

11 地震火災

地震災害における出火は、建物の倒壊状況に応じてその危険性が相対的に高くなる。

特に、木造建築物が密集している既成市街地においては、地区建ぺい率が高く、耐火率も低いため、延焼火災の危険性が高い。

12 兵庫県地震被害想定

(1) 想定する地震

①震度は5強以上の地震

震度5強でブロック塀が崩れたり、家具が倒れたりするとされることから、防災関係機関の対応が直ちに必要となる可能性が高い地震として震度5強以上の”ゆれ”を生じる地震を対象とした。

②対象地震

海溝型地震と内陸型地震（62 地震）を対象として被害想定を実施した。

ア 海溝型地震

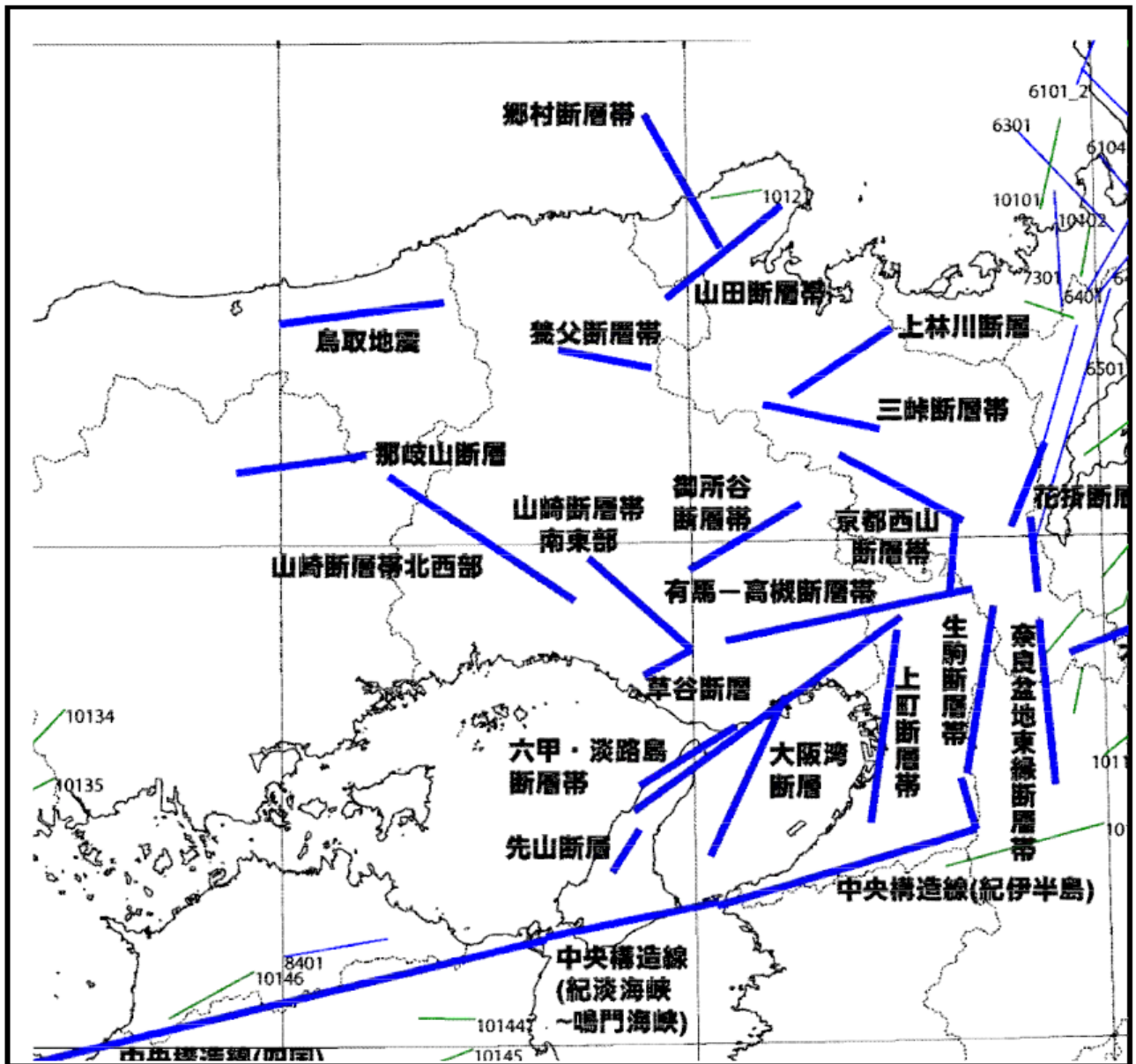
南海トラフ巨大地震

イ 内陸型地震（県内8地震、県外13地震、その他41地震）

○既知の断層：県内8地震、県外13地震

○未知の断層：県内各市役所・町役場直下でM6.9の地震の発生を仮定したもの
(41地震)

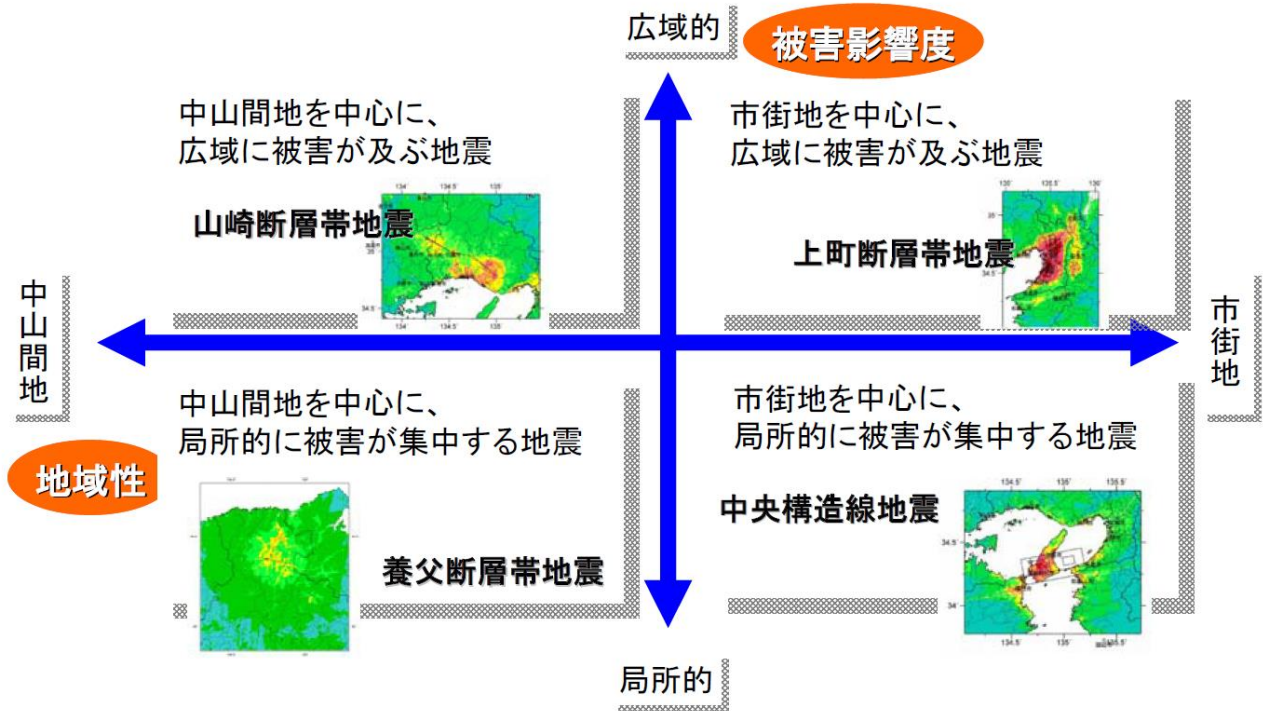
【活断層等分布図】



(2) 被害推計

対象とした地震のうち、主要な地震について詳細な被害推計を実施した。

*震度6弱以上の地震動を発生させ、次の地震の発生の可能性や本県への影響が大きいと考えられる地震から、地域性（市街地・中山間地）と被害影響度（広域的・局所的）に類型化し、主要な4地震を抽出。



【主要地震の被害推計の概要】

項目		山崎断層帯地震 (大原・土万・安富・主部南東部)	上町断層帯地震	中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	養父断層帯地震
家屋被害	全壊棟数	63,128	94,815	40,790	307
	半壊棟数	150,624	95,525	33,866	2,944
人的被害	死者数	3,645	5,465	2,302	14
	負傷者数	24,880	20,081	3,423	183
	重傷者数	2,647	6,634	916	9

① 想定項目

想定項目	内 容
地震動	震度分布, 液状化危険度
建物被害	全半壊数
火 災	出火件数, 延焼出火数, 焼失棟数
避難者数	避難者数
人的被害	建物倒壊, 火災, 鉄道事故, 道路災害

② 地震発生時刻及び気象条件

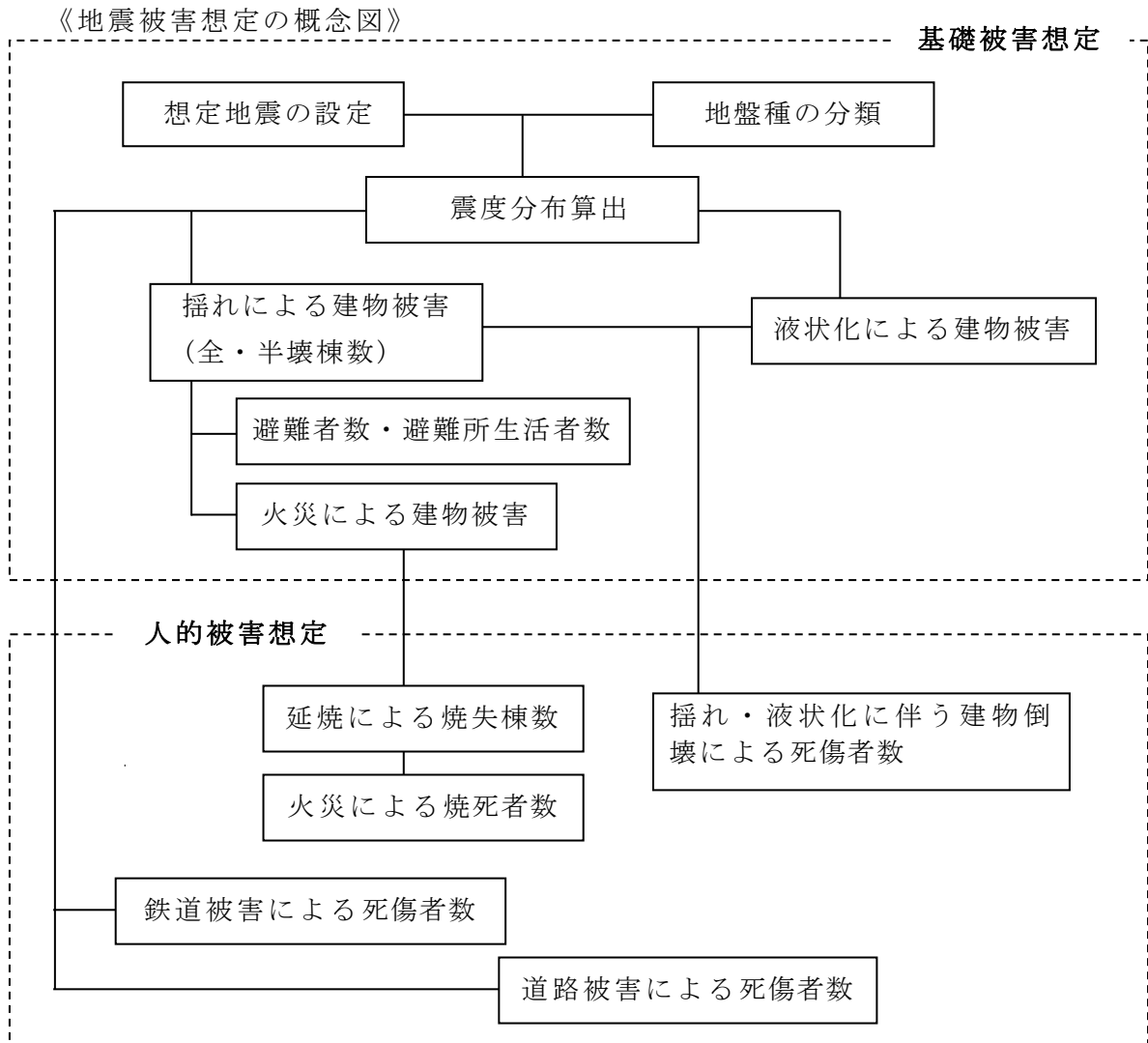
人的被害については季節、時刻による条件の違いを考慮した想定を行った。

発災季節・時刻・風速		特 徴
冬の早 朝5時	風速6m/s未満	阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人自宅 で就寝中もしくは起床の時間帯。建物破壊、屋内収容物移 動・転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケ ース。
	風速6m/s以上	
春夏秋 冬昼間 12時	風速6m/s未満	外出者が多く、市街地や観光地等に買い物客や観光客が 集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。
	風速6m/s以上	
冬の夕 方18時	風速6m/s未満	火事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が 高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物 的被害が最大となるケース。
	風速6m/s以上	

※南海トラフ巨大地震については想定が異なる箇所があります。

(3) 被害想定の手順

- ① 県内を約250m×250mのメッシュに区分し、対応する人口、建物等のデータを作成する。
- ② 阪神・淡路大震災のデータ等に基づき、被害項目ごとに被害の原因と結果の関係を分析し、被害想定式を作成する。
- ③ 被害想定式にメッシュのデータを当てはめ、メッシュごとに結果を算出する。
- ④ 地震動、液状化危険度については、地図に結果を表示する。
- ⑤ 建物被害、人的被害等については、市区町単位、全県で結果を集計する。
なお、これらの関係は次頁のとおりである。



13 三田市の被害想定

三田市に被害が想定される地震被害想定結果は兵庫県の地震被害想定から当市に被害が及ぶケースを抜粋したものである。

これら想定地震のうち被害が最大となるケースである「市内伏在断層地震」については過去に活動履歴のある断層による地震想定ではなく、未知の断層が引き起こす地震想定である。

この未知の断層による地震については、「首都直下型地震対策専門調査会報告（中央防災会議、平成17年7月）」において、『地震に対応する活断層が地表で認められない地震の上限については、現在も学術的な議論がされているところである。（中略）活断層が地表で認められない地震規模の上限については、今後の学術的な議論を待つ必要もあるが、防災上の観点から、今回の検討では、マグニチュード6台の最大であるマグニチュード6.9の地震を「全ての地域で何時地震が発生するかわからない」として想定した。』との記述を踏まえ、兵庫県では既知の海溝型地震や内陸直下型地震の他、県内全ての場所の直下で未知の断層によるM6.9の地震が引き起こされることを想定している。

こういったことから「市内伏在断層地震」の被害想定を当市の防災体制・備蓄計画等に反映させることとした。

三田市に被害が想定される地震被害想定結果

1. 海溝型地震

想定地震	規模	最大震度	物的被害						人的被害					
			全壊棟数		半壊棟数		揺れ	液状化	土砂災害	死者数	負傷者数		避難者数	帰宅困難者数
			揺れ	揺れ	揺れ	揺れ								
南海トラフ巨大地震	M9.1	震度5強	1	58	43	14	1	0	11	11	0	0	13	13,284

・在宅人口が最大である「冬5時」、風間人口がピークである「夏12時」、火災リスクが最大となる「冬18時」このうち三田市において被害が最大となる「夏12時」の数値を掲載している。

2. 内陸活断層地震

想定地震	規模	最大震度	物的被害						人的被害					
			全壊棟数	半壊棟数	液状化	火災	建物被害(冬早朝5時)		火災(焼死者数・冬夕方18時)	建物被害による				
							揺れ	揺れ		死者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	避難者数
有馬-高榑断層帯地震	M7.7	震度6弱	155	1,452	30	9	9	176	8	1	2	2,330		
六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁-淡路島東岸)	M7.9	震度6弱	9	225	16	1	0	23	0	1	1	321		
山崎断層帯 (大原・土方・安齋・主部南東部)	M8.0	震度5強	2	2	0	1	1	1	1	1	1	0		
上町断層帯	M7.5	震度5強	2	63	2	1	1	7	1	1	1	85		
養父断層帯	M7.0	震度4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中央構造線断層帯 (紀淡海峡-鳴門海峡)	M7.7	震度4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
三峠-京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	M7.6	震度5強	0	2	0	1	0	0	0	1	1	4		
御所谷断層帯地震	M7.2	震度6強	70	889	22	3	4	104	4	1	1	1,356		
市内伏在断層地震	M6.9	震度6強	417	2,720	39	17	25	359	21	1	2	4,694		

三田市を縦横250mのメッシュに区分して地盤、人口、建物などのデータを作成、それに阪神淡路大震災をはじめとする被害データから震度に対する被害率を算出した基礎データをあてはめて、死者、負傷者、避難者、建物被害などの想定をしています。

第4 地域の危険性

本市の地域特性から市域を次の3地域に区分した上で、各地域における防災上の危険性を総合的に整理する。

1 三田・三輪地区等の既成市街地

本地域は、人口密度、建物密度及び建物の老朽化、木造化の割合が高いため、建物倒壊や延焼火災など地震災害による被害が最も大きいものと予想される。

また、本地域のほぼ全域が武庫川低地（第3種地盤）にあたるため、地震発生時には比較的強い地震動が起これ、落下物や構造物の崩壊等による被害が予想される。

更に、市役所やJR三田駅など本市における行政・交通・商業等の中枢機能が集中するため、本市の都市機能に与える影響は大きく、防災上留意が必要である。

2 北摂三田ニュータウン等の新しい宅地開発区域

本地域は、計画的なまちづくりにより形成された新しい市街地であるため、市街地の不燃化や低密度化が図られた比較的災害に強い地域といえる。

本地域の大部分は台地・丘陵地等（第2種地盤）にあたるため、地震動も比較的弱い、一部造成切盛土による脆弱な地盤条件の区域があるので注意が必要である。

また、新しい住宅地であるという性格から市外からの転入者が多く、住民間の繋がりも弱いため、災害時における組織的な対応の重要性という面で地域コミュニティの強化を図ることがこれからの課題といえる。

3 中・北部の山間農村集落

本地域は、山地部（第1種地盤）周辺に小規模な集落が谷底平地（第3種地盤）上に散在しており、人口や建物密度は比較的ゆとりのある地域となっている。

しかし、各集落内の状況から判断すると、老朽化木造建築物の倒壊や斜面等の崩壊、災害時における地域の孤立化など潜在的な危険性を内包している。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に止め得るための必要な事前措置について定め、市は災害に強いまちづくりを目指し、その実現に努めるものとする。

第1節 防災都市基盤の整備

災害の発生を未然に防止し、安全で快適なまちづくりを推進するための都市基盤整備に関する施策について定める。

第1 市街地の防災構造化（都市整備部）

「都市計画区域マスタープラン」に位置づけられた「都市計画の方針」に十分配慮するとともに、「三田市都市計画マスタープラン」をはじめとする既定の都市計画との整合を図りつつ、市民の理解と協力のもとに防災上危険性の高い市街地形態となっている既成市街地を中心に、建築物の改善や都市基盤施設整備を計画的に推進することにより、市街地の防災構造化を図る。

1 密集市街地の解消

(1) 狭隘道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭隘道路の改善を図るため、地域の事情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

(2) 建築物の共同化、高層化

低層の密集市街地においては、老朽化建築物を中心に共同建て替え等を促進し、土地の高度利用化を図ることにより、防災上有効に機能する道路の確保を図る。

2 市街地の不燃化促進

(1) 防火、準防火地域の指定

現在、市街地における火災の危険の防除・不燃化の促進を目的とした防火地域が三田駅前Aブロック地区（0.6 ha）において指定されている。その他の用途地域の指定された市街地においては、建築基準法第22条第1項に基づく屋根不燃化区域が市街化区域全域に指定されており、建物の屋根、外壁等の不燃化の促進を図っている。

今後は、計画的に商業地域、近隣商業地域及び高度利用を図る地域や防災上重要な幹線道路沿道について防火、準防火地域の指定に努め、市街地の一層の不燃化を図る。

(2) 建築物の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地を中心に、耐火建築物・準耐火建築物等の誘導を図る。

3 面的都市基盤整備の推進

市街地再開発事業や土地区画整理事業等により面的な都市基盤施設の整備を図り、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成する。

【資料2-1-1】面的都市基盤整備状況

第2 交通ネットワークの整備

災害時において緊急輸送道路や避難経路として機能するよう、市内の主要な幹線道路について整備推進を図り、交通途絶時における代替交通の確保や通行規制の対象路線の指定等を考慮した適正な交通ネットワークの形成を図る。

1 骨格的な幹線道路の整備（都市整備部）

広域的な災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、市内の都市計画道路等の幹線道路や高速道路インターチェンジ等の交通拠点へアクセスする重要な路線について計画的な整備を推進し、骨格的な幹線道路網の形成を図る。

【資料2-1-2-1】都市計画道路等の整備状況

2 防災上重要な道路改良の実施（都市整備部）

根幹的な都市基盤施設としての道路を災害から防護するため、防災上安全性を確保する必要がある危険箇所や災害応急対策を実施する上で一定の交通機能を確保する必要がある箇所について道路の拡幅整備等を推進する。

3 橋梁等の安全対策の実施（都市整備部）

主要な道路の橋梁については、道路橋示方書等に基づき耐震性調査等を行い、老朽化対策や一定の耐震性の確保が必要な構造物については、県や関係機関と協力して必要な対策を講じる。

4 鉄道施設の改良強化（関係機関）

(1) JR福知山線

駅舎、橋梁、法面、電線路支持物等の鉄道施設について、改良を図りつつある。
なお、橋梁については、阪神・淡路大震災を教訓に次の内容により計画的に実施する。

ア 耐震設計の計算方法は、限界状態設計法、許容応力法を採用する。

イ 主要構造物の設計基準は、原則として関東大震災程度の地震まで耐え得るよう考慮している。

(2) 神戸電鉄公園都市線・三田線

新規構造物については、平成24年7月に出された「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づいて設計する。

5 ヘリポートの整備（消防本部）

災害時における消防・救急活動や空路による緊急輸送体制を確保するため、市内7ヶ所にヘリコプター臨時離着陸場を指定するとともに、関係機関と調整の上、整備推進を図る。

【資料2-1-3】市内ヘリポート離発着場一覧

6 復旧への備え

- (1) 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することに併せて、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備し、資料の被災を回避するために複製を別途保存するよう努める。
- (2) 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

第3 防災緑地空間の確保

災害時における避難場所の確保や火災延焼の防御等のため、防災的機能を有する緑地空間の計画的な整備、保全を図る。

1 施設緑地の整備（都市整備部）

広域避難場所や区・自治会避難所に指定される都市公園の計画的な整備推進を図る。

特に、面的に都市基盤整備が遅れている既成市街地や指定避難所から遠方となる山間農村集落においては、区・自治会避難所となる都市公園を災害時における防災拠点としてコミュニティ防災拠点に準じた整備を図る。

また、広域避難場所に指定された都市基幹公園については、防災施設及び機能の充実を促進する。

【資料2-1-4】都市計画公園の整備状況

2 地域制緑地の保全（市民生活部、都市整備部）

市街地をとりまく山林や農地、あるいは市街地内の生産緑地や河川等の緑地については、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、都市における貴重な地域制緑地として積極的な保全を図る。

3 市街地内オープンスペースの確保（都市整備部）

市街地内における、延焼遮断緑地や道路、公園、広場等のオープンスペースを確保するため、緑道の整備や狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な空間整備を促進する。

また、防災上問題となる無秩序な市街化を抑制するため、市街化の進行している地域においては、土地区画整理事業等による計画的な都市基盤施設の整備を推進する。

4 民有地内緑化の推進（都市整備部）

緑地協定や緑化基金等による民有地内緑化を積極的に支援する施策を講じ、地域住民による潤いのあるまちづくりの推進を図る。

5 防火樹等による防災空間の確保（都市整備部）

避難場所となる公共施設や防災上重要な道路の街路樹、緑道等の整備においては、防火樹等の植栽を施すことにより、火災の延焼拡大の防止や輻射熱に対する安全な防災空間の確保を図る。

第4 ライフライン施設対策の推進

災害時において、市民生活を維持するため必要不可欠なライフラインが確実に確保できるよう次の基本方針に即して対策を推進する。

- 1 施設の保全と耐震性の向上
- 2 ライフラインが途絶した場合の補完機能、代替機能の確保
- 3 早期復旧のための組織体制の整備推進
- 4 被害の影響を最小限にとどめるため、供給処理区域の分割による自立・分節型ネットワークの確立
- 5 被害を受けていない他の地域から支援を受ける広域的なバックアップ体制の構築

1 上水道（上下水道部）

(1) 施設の耐震化

水道管被害を最小限におさえるため、老朽送配水管の布設替を行うとともに、送水管・幹線配水管についてはレベル2地震動（震度6強～7）に耐えうる耐震管を使用し、耐震性の強化を図り、地震災害時における断水地域の縮小、応急復旧事業の迅速化に努める。

また、地震などの災害や管路破損事故時に水道水が確保できる緊急遮断弁を、あかしあ台配水池など9箇所を設置している。

(2) 保守点検の実施

浄水・配水施設等の水道施設について、巡回点検を強化する他ポンプ等予備施設の整備等を推進する。

(3) バックアップ機能の強化

災害により水道施設が被害を受けた場合でも、給水機能低下に対して代替機能又は補完機能を確保し、継続的な給水活動が図れるように努める。

主要な浄水・配水施設の拡充整備を図るとともに、各施設間の供給停止及び能力低下に対応するため、配水本管の連絡管等を整備し、系統間の相互融通を行うことができる機能の確保を図る。

(4) 相互応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、応急給水活動や応急復旧活動が広域的に展開されるため、県、各市町、日本水道協会兵庫県支部等が協力して相互応援体制の整備を推進する。

【参照 第2章第2節 第1 4 応援協力体制の確立】

(5) 上水道相互連絡管について

神戸市との連絡管を、平成22年度に接続し、水源の異なる神戸市との相互融通体制が図られ、応援給水が可能となった。

災害や渇水など緊急時における相互通水を行い、安定した水道水を確保することを目的とした「神戸・三田連絡管」により、応援給水を実施する。

【協定2-1】三田市と神戸市間に整備する連絡管に関する基本協定書

【協定2-2】三田市と神戸市間の連絡管の整備及び運用に関する協定書

(6) 水道管路情報システムの整備、拡充

水道管路の総合的な管理体制としてマッピングシステムの整備、拡充を図り災害復旧活動時における配水管網図の円滑な検索体制を整える。

(7) 応急対策用資機材の整備

応急給水活動や応急復旧活動に必要な資機材について、あらかじめ調達方法及び保管場所等を定めておく。

(8) 教育、訓練及び広報

平常時から応急対策活動の訓練や研修会・講習会を開催することにより、職員、住民に対する防災意識の周知・徹底を図る。また、市広報紙、市ホームページ等で防災対策の取り組み等を紹介する。

2 下水道（上下水道部）

(1) 施設の耐震化

地震災害時には地盤の軟弱な地域、地盤急変箇所において管渠の寸断等が予想される。このため、管渠延長の大部分を占める面整備管については、管渠と人孔の接続部に変位を吸収する可とう性を有する継手構造を採用することにより耐震性を向上させ、使用する管材についても剛性管（ヒューム管）からより弾力性のある可とう性管（硬質塩化ビニール管）等への転換を図る。

また、処理場、ポンプ場など施設本体の耐震性の向上を図り、配管、配電線等の損傷を未然に防止するように努める。

(2) 避難所等のトイレ対策

災害時のトイレ対策として、避難所等において災害用マンホールトイレの整備の推進を図る。

(3) 保守点検の実施

下水道施設について、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を図る。

(4) 相互応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、応急復旧活動が広域的に展開されるため、県や社団法人日本下水道協会の協力を得て相互応援体制の整備を図る。

(5) 応急対策用資機材の整備

応急復旧活動に必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。

(6) 教育、訓練及び広報

平常時から応急対策活動の訓練や研修会、講習会を開催することにより、職員、住民に対する防災意識の周知・徹底を図る。

3 電力（関係機関）

(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地振動		津波	
		一般的な地振動	高レベル地振動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分 I	火力発電設備 LNGタンク 油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分 II	発電設備 (区分 I 除く) 流通設備 電力保安通信設備	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

イ 地震動への対応

① 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

④ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

⑤ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(2) 防災業務施設および設備等の整備

ア 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

② 潮位、波高等の観測施設および設備

③ 地震動観測設備

イ 通信連絡施設および設備

① 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

(ア) 無線伝送設備

- ・ マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
- ・ 移動無線設備
- ・ 衛星通信設備

(イ) 有線伝送設備

- ・ 通信ケーブル
- ・ 電力線搬送設備
- ・ 通信線搬送設備、光搬送設備

(ウ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

(エ) IPネットワーク設備

(オ) 通信用電源設備

② 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ 非常用電源設備

本店、支社等および業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行なう。

エ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

(3) 電気事故の防止

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動**① 電気事故防止 P R**

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- (カ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (ク) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- (ケ) その他事故防止のため留意すべき事項。

② P Rの方法

電気事故防止 P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(4) 災害対策用資機材等の確保および整備**ア 災害対策用資機材の確保**

本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店、支社等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 防災訓練、防災教育の実施**ア 防災教育**

本店、支社等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

イ 防災訓練

本店、支社等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(6) 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

4 ガス（関係機関）**(1) ガス施設（ガス導管）の耐震性強化**

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工する。

ア 高圧導管は主として溶接鋼管を使用する。

イ 中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用する。

ウ 低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用する。

(2) 防災システムの強化

ア 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために製造所、地区事業本部、供給所、高圧ガスステーションに地震計を設置している。地震計の情報は無線により本社に集約し、対応に役立てる。

イ ガス導管の「地震被害予測システム」の運用

地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等からガス導管の被害状況を予測するシステムを開発し、導入している。

ウ 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

無線通信網をより強固なものにするために、通信システムを多重化する。

また、ポータブル衛星通信設備を配備している。

さらに万全を期するためバックアップ設備の設置を完了し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにした。

エ 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

オ 導管網ブロック化

大規模な地震発生等、万一ガス導管に被害が発生した場合、二次災害を防止するために被害の大きい地域のみガス供給を停止し、被害のない地域は、継続してガスを供給する目的でブロック化を採用している。

ブロック化にはスーパーブロック、ミドルブロックとリトルブロックがあり本社から無線による遠隔操作で被害の大きい地区へのガス送出を止めるため、供給エリアを山脈や河川などの地形に合わせて分割したものが、スーパーブロック。局所的対応を容易にするとともに、復旧作業を安全で効率的に行う目的にそれをさらに細分化したものが、ミドルブロックとリトルブロックになる。

カ 緊急時のガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給をストップできるシステムと、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガスの供給を停止する感震自動遮断システムを導入している。

キ マイコンメーターの設置

大地震時に、メーターで自動的にガスを遮断して、安全を確保するマイコンメーターは、ほぼ100%の家庭に設置されている。

ク 復旧作業を効率化する技術の向上

管内テレビカメラ等ガス管の損傷箇所を迅速かつ正確に発見する技術、ガス導管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を推進する。

(3) 防災体制の整備

ア 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。

イ 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施する。

5 プロパンガス（関係機関）

(1) プロパンガス施設整備計画

災害に対して輸入基地、充填所、消費者設備等のガス施設の被害を防止するため、耐震性の向上を図るとともに、防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

(2) 防災システムの強化

市内のプロパンガス業者により構成されている(株)シティーガスを中心に災害時における活動体制の強化を図るとともにマイコンメーターによるガス漏洩防止等の防災システムの強化を図る。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(3) プロパンガス供給体制の充実

プロパンガス供給は、大地震が発生した場合、復旧にかかる所要日数が比較的短期日にでき、簡便に供給再開のできる特性を有している。

プロパンガスを他基地より供給できるバックアップ体制や近隣府県プロパンガス業界の支援体制を整えるなどプロパンガスの供給体制の充実を図る。このため、県下12か所に中核充てん所を設置する。

(4) 防災体制の整備

ア 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、要員を把握し、定期的に見直す。

イ 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、緊急処置、他機関との協力体制について必要な教育を定期的に行い、防災訓練を実施する。

6 電気通信（関係機関）

実施担当機関：西日本電信電話株式会社 兵庫支店

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信施設の耐震化

ア 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。

イ 所内設備

① 機械設備

建物に設備している交換伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、ハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施している。

② 電力設備

電力設備は、受電設備、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施している。

ウ 通信設備

(ア) とう道（共同溝を含む。）網の拡充

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進

(ウ) 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

(エ) 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進

(オ) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化

(カ) 中継交換機及びIP網設備分散設置

(2) 災害対策用機器及び資材等の配備

ア 通信途絶防止用無線網の整備

可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

イ 災害対策用機器の整備・充実

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

ウ 復旧資材の備蓄

災害に備え、復旧資機材の備蓄に努める

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

ア 演習の種類

- ① 災害対策情報伝達演習
- ② 災害対策演習
- ③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

イ 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ③ 防災機関における防災総合訓練への参加

第5 河川施設の整備（都市整備部）

河川構造物技術指針や耐震性調査結果に基づき、一定の耐震性の確保が必要な河川構造物について、県や関係機関と協力して補強、改修等を実施する。

第6 ため池施設の整備（産業振興部）

市及びため池管理者は、ため池の破損・決壊等を未然に防止し地域住民の安全を確保するため、国・県等の補助制度を活用し老朽ため池の点検及び整備への支援を行う。

また、市はため池管理者に対し、施設の安全管理と災害予防措置の実施に関して啓発を行うとともに、地元管理体制の整備に努める。

【資料2-1-5】ため池施設の整備計画

第7 地盤災害の防止策の推進（都市整備部）

地震災害に伴う地盤災害の発生を防止するため、関連する諸施策を推進する。

1 治山、砂防等対策

災害に伴う山崩れ、土石流出、地すべり、急傾斜地の崩壊等による被害を防止するため、県や関係機関による区域指定と対策工事の実施を推進し、保全対象の安全確保を図るとともに、住民に対する危険箇所の周知による啓発活動に努める。

【資料2-1-6-1】土石流危険溪流

【資料2-1-6-2】特に警戒を要する河川

- 【資料2-1-7】 地すべり防止区域及び地すべり危険箇所
- 【資料2-1-8】 急傾斜地崩壊危険箇所
- 【資料2-1-9】 山地災害危険箇所

2 土砂災害対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図るとともに、住民に対する危険箇所の周知により啓発活動に努める。

- 【資料2-1-10】 土砂災害警戒区域
- 【資料5-2-3】 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

3 宅地造成等の対策

(1) 既成危険宅地の解消

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき当該宅地造成等行為に対する指導の強化を図り、既成危険宅地の解消に努める。

(2) 宅地造成等工事規制区域の指定

宅地造成等工事に伴い災害が生ずるおそれがある区域については、法改正により規制区域が市域全域に拡大され、規制についても強化されたことにより、安全対策の推進を図る。

- 【資料2-1-11】 宅地造成等工事規制区域の指定

(3) 危険宅地のパトロール及び措置

県、警察及び市は、宅地防災パトロールを実施し、土石流出、崩壊、石積破壊等危険な状態にある宅地について、その所有者等に防災措置を講じるよう指示するとともに、次の措置を行う。

- ア 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告（必要に応じて宅地造成及び特定盛土等規制法第23条に基づく改善命令）
- イ 現地調査の際、口頭指示した防災措置についての文書による指示
- ウ 必要により宅地造成及び特定盛土等規制法第20条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止命令。

また、県知事の勧告、命令を受けた者の防災工事の施工を促進するため、住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資制度を活用し、危険宅地の解消に努める。

(4) 既存の盛土造成地に関する取り組み

大地震により、大きな被害が生じるおそれのある谷や沢、傾斜地を大規模に埋めた造成地の調査を行い、「大規模盛土造成地マップ」として公表し、大規模盛土造成地周辺

の住民に対し防災意識の啓発に努める。

【資料2-1-12】 三田市大規模盛土造成地マップ

4 開発行為への指導

「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対して行う指導に加え、市は、「開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱」に基づき開発行為に対する指導の強化を推進する。

5 災害危険区域対策

「三田市災害危険区域に関する条例（平成10年三田市条例第38号）」に基づく災害危険区域指定を行い、建築物に対する規制により地域住民の安全を確保する。

【資料2-1-13】 災害危険区域指定状況

6 軟弱地盤の液状化対策

建築物の新築、建て替え時に、地震動による液状化対策を講じるよう液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、平常時から住民に対する危険性の周知と建築物等の施工方法等に関する普及啓発に努める。

第8 建築物等の耐震性の確保

防災上重要な施設について計画的な耐震性の強化を図るとともに、建築物の耐震性強化を促進するための対策を推進する。

1 公共建築物等の耐震性の強化（市民生活部・各部）

(1) 庁舎、医療施設、教育施設、社会福祉施設、交通施設など災害救助の拠点となる施設や避難・救護に必要な施設を整備する場合は、施設の重要度に応じた耐震性能の目標を定め、建築計画・構造・設備面から総括的な耐震安全性能を確保する。

また、既存建築物のうち不特定多数が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、震災時における安全性の向上を図るため、必要に応じて耐震診断などを行い、更新の時期などを勘案しながら、計画的に耐震性の強化に努める。

(2) 市は「三田市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化率の向上に努める。

2 民間建築物の耐震性強化の促進（都市整備部）

新耐震基準制度（昭和56年）以前の既存民間建築物について、次の制度などを活用した耐震診断の実施や耐震改修促進計画の策定など所有者自らが耐震性の確保に努める。

- (1) 簡易耐震診断の推進
- (2) わが家の耐震改修促進事業の推進
- (3) 住宅耐震改修支援事業の推進

(4) 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断補助事業の推進

県、市は、住宅の耐震性に関する地域住民の防災意識の高揚の促進を図ることとする。

3 建築物の耐震性強化の普及啓発（都市整備部）

市は、県及び建築士会等と協力して建築物の耐震性強化等の普及啓発に努める。

4 高層建築物の安全対策（都市整備部）

土地の高度利用化に伴い、北摂三田ニュータウンや各駅周辺において高層建築物が増加している。地震火災等の災害に備えて建物の構造や安全管理などに特別の配慮が必要であり、「三田市高層建築物等防災計画書作成要領」により防災計画の作成を指導するとともに、既存建築物の施設管理者に対し、災害発生時における安全確保対策及び災害時の活動体制の整備について指導する。

5 屋外広告物等の落下防止（都市整備部）

災害の発生により広告塔、看板などの屋外広告物や街路灯、道路標識類などの道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに、市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

6 ブロック塀等の倒壊防止（都市整備部）

建築基準法に基づき施設管理者に対してはブロック塀、石垣等の点検に努めるよう指導し、倒壊の危険性のあるものについては、生け垣やフェンス等安全な工作物への転換を促す。

一方、施工関係団体に対しては施工方法や補強方法に関する安全指導を行う。

第9 危険物施設等の安全対策の推進（消防本部）

近年、危険施設の数減少しているが施設の老朽化に伴う事故が増加しており、これらに係わる災害も増加の傾向にある。これら災害を未然に防止し、又は災害を最小限に止めるため、危険物施設の保全、耐震性の強化及び保安対策等を推進する。

【資料2-1-14】危険物施設等の設置状況

1 危険物施設

(1) 危険物施設の保全と耐震性の強化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づき施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震性の強化に努め、危険物の災害予防に万全を期す。

(2) 保安体制の確立

危険物取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。

- ア 事業所等の自主的保安体制の確立
- イ 事業所相互の協力体制の確立
- ウ 住民安全対策の実施

(3) 危険物施設に対する監督指導の強化

消防本部は、消防法に基づき危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改善させるなど危険物の規制を行う。

(4) 危険物施設の把握と保安応急対策計画の策定

消防本部は、危険物施設の把握とこれに対応する保安応急対策計画を定める。

【参照 第3章 第3節 第11 危険物施設等の応急対策】

(5) 消防体制の強化

消防本部は、危険物施設の規模と実態に応じて火災防災計画の作成を指導するとともに、隣接市町との相互応援協定により消防体制の強化を図る。

【参照 第2章 第2節 第1 4 応援協力体制の確立】

(6) 防災教育の実施

消防本部は、危険物取扱関係者等に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法についての的確な防災教育を実施する

2 高圧ガス施設

(1) 高圧ガス施設の保全と耐震性の強化

高圧ガス取扱事業所等は、高圧ガス取締法に基づき塔槽類等の施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、耐震性の強化に努める。

(2) 保安体制の確立

高圧ガス取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。

- ア 事業所における防災体制の整備
- イ 防災資機材の整備
- ウ 保安教育の実施
- エ 防災訓練の実施

(3) 防災技術の研究

高圧ガス取扱事業所等及び消防本部は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

3 火薬類施設

(1) 火薬類施設の保全と耐震性の強化

火薬類関係事務所は、火薬類取締法に基づき施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、耐震性の強化に努める。

(2) 保安体制の確立

火薬類取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。

- ア 事業所における防災体制の整備
- イ 保安教育の実施
- ウ 防災訓練の実施

(3) 火薬類施設に対する監督指導の強化

消防本部は、県からの委譲事務に基づき立入検査を行い、基準に適合していない場合は、貯蔵者に対し技術上の基準に従って貯蔵すべきことを指導する。

(4) 防災技術の研究

火薬類取扱事業所等及び消防本部は、火薬の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

4 毒物・劇物施設

(1) 毒物・劇物施設の保全と耐震性の強化

毒物・劇物取扱事業所等は、毒物・劇物取締法に基づき施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震性の強化に努める。

(2) 毒物・劇物施設に対する監督指導の強化

消防本部は、消防法に基づき届出に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改善させるなど危険物の規制を行う。

また、消防本部は、高圧ガス保安法及び火薬類取締法により規制を受けない施設の実態把握に努め、毒物・劇物取締法に基づき毒物・劇物による危害の防止を推進する。

(3) 保安対策

ア 消防本部は、毒物・劇物営業者及び届出を要する者に対し、毒物又は劇物によって住民の生命、身体に危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署等関係機関に届け出るとともに、危険防止のための応急措置を講じるように指導する。

イ 消防本部は、毒物・劇物を業務上取扱う者のうち、届出を要しない者に対しては、文書等により適正な取扱い及び危険防止のための応急措置を講じるよう指導する。

5 放射性物質取扱施設

(1) 放射性物質取扱施設の保全と耐震性の強化

放射性物質取扱事業所等は、関係法令の規定に基づき使用施設、貯蔵施設、排気施設等の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、耐震性の強化に努める。

(2) 放射性物質取扱施設に対する監督指導の強化

消防本部は、消防法に基づき届出に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改善させるなど危険物の規制を行う。

(3) 保安対策

ア 放射性物質取扱事業所等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期す。

イ 消防本部は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。また、予防対策を実施する機関は必要により防災資機材の整備を図る。

(ア) 放射線による被爆の予防対策の推進

(イ) 施設等における放射線量の把握

(ウ) 自衛消防体制の充実

(エ) 通報体制の整備

(オ) 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施

(カ) 放射線防護資機材の整備

第10 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業を促進する。

1 計画作成者

知事

2 計画年度

令和3年度～令和7年度

3 対象事業

三田市防災計画で定める事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。

(1) 避難地（第2章第1節第3 防災緑地空間の確保）

(2) 避難路（第2章第1節第2 交通ネットワークの整備）

(3) 消防用施設（第2章第2節第6 消防救急体制の充実）

- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
(第2章第1節第2 交通ネットワークの整備)
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート等
(第2章第1節第2 交通ネットワークの整備)
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(第2章第1節第4 ライフライン施設対策の推進)
- (7) 医療法に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの(第2章第1節第8 建築物等の耐震性の確保)
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(第2章第1節第8 建築物等の耐震性の確保)
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(第2章第1節第8 建築物等の耐震性の確保)
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの(第2章第1節第8 建築物等の耐震性の確保)
- (11) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの(第2章第1節第8 建築物等の耐震性の確保)
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するために必要な河川法に規定する河川管理施設
- (13) 砂防設備(砂防法)、保安施設(森林法)、急傾斜地崩落防止施設(急傾地の崩壊による災害の防止に関する法律)等で、家屋が密集している区域の地震防災上必要なもの(第2章第1節第7 地盤災害の防止策の推進)
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
(第2章第2節第3 防災拠点機能の整備)
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を確保するために必要な施設又は設備(第2章第2節第4 災害情報システムの整備)
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被害者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の施設又は設備(第2章第2節第3 防災拠点機能の整備)
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
(第2章第2節第5 非常用物資等の備蓄強化)
- (18) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材(第2章第2節第3 防災拠点機能の整備)
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策(第2章第1節第1 防災都市基盤の整備)
- (20) 上記に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

4 作成手続

知事は、計画の作成、変更にあたり、市長の意見を聴取する。（地震防災対策特別措置法第2条第2項及び第4項）

5 地震防災緊急事業に係わる国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条で、国の負担又は補助の特例が定められている。

6 事業の実施

県、市は、第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努めることとする。

【資料2-1-2-2】第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）

第11 防災基盤整備事業の推進（各部）

防災基盤の整備を行うにあたり、下記要綱に基づき、次の財政措置が講じられている。防災基盤の整備を行うにあたっては、これら制度の積極的活用を図るものとする。

【防災基盤整備事業要綱】

1 趣旨

我が国における災害様態は、地域における地理的、気象的条件や都市構造などの要因により多種多様に及んでおり、また武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産の保護の重要性も増してきているところである。これらに伴い、大規模な災害や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害が発生した場合等における被害の軽減及び住民の安心安全確保に必要な地域の防災機能の向上が大きな課題となっている。

このため、地方公共団体が「災害等に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進することとする。

2 防災基盤整備事業計画の策定

(1) 防災基盤整備事業を実施しようとする地方公共団体は、防災基盤整備事業計画（以下「計画」という。）を策定し、総務省に提出するものとする。

なお、市町村（指定都市を除き、特別区、広域連合及一部事務組合を含む。）の計画は、都道府県の担当部局を経由して総務省に提出するものとする。

(2) 計画の策定にあたっては、事業の概要、事業費、財源内訳、事業スケジュール等を定めるものとする。

(3) 計画の様式及び記載要領は別途通知する。

3 対象事業

地域防災計画との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として計画的に行う防災基盤の整備事業であり、詳細は別に定めるところによるが、対象となる事業を例示すれば、次のとおりである。

(1) 消防防災施設整備事業

防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備

(2) 消防広域化対策事業

市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備

(3) 救急消防応援隊施設整備事業

救急消防応援隊の編成に必要な車両、資機材等の整備

※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象

4 財政措置

計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率は75%（特に推進すべき事業については90%）とする。その元利償還金の30%（特に推進すべき事業については50%）に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第12 公共施設等耐震化事業の推進（各部）

公共施設等の耐震化を促進するにあたり、下記要綱に基づき、次の財政措置が講じられている。公共施設等の耐震化を行うにあたっては、これら制度の積極的活用を図るものとする。

【防災基盤整備事業要綱】

1 趣旨

阪神淡路大震災においては、防災拠点となる建築物に甚大な被害が生じ、災害対策に重大な支障をもたらすとともに、交通網の寸断、ライフラインの機能停止など大規模な災害が発生した。また、その後も相次いで大規模な地震被害が発生し、地方公共団体における災害対応能力の向上が大きな課題となっている。これらの災害の教訓及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の趣旨を踏まえつつ、地震等の大規模な災害が発生した場合においても災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害等に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等の耐震化を促進することとする。

2 公共施設等耐震化事業計画の策定

(1) 公共施設等耐震化事業を実施しようとする地方公共団体は、公共施設等耐震化事業計画（以下「計画」という。）を策定し、総務省に提出するものとする。

なお、市町村（指定都市を除き、特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）の計画は、都道府県の担当部局を整備経由して総務省に提出するものとする。

(2) 計画の策定にあたっては、事業の概要、事業費、財源内訳、事業スケジュール等を定めるものとする。

(3) 計画の様式及び記載要領は別途通知する。

3 対象事業

- (1) 次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。
- ア 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
 - イ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設(庁舎を含む)
 - ウ 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む)等。
- (2) 建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条2項の規定の適用を受けているものを対象とする。
- (3) 耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改修は対象としない。

4 財政措置

計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率は90%とする。その元利償還金の50%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所(Is値0.3未満)であって、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業については、充当率を90%とし、その元利償還金の3分の2に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第2節 災害対応システムの整備、拡充

災害による被害を最小限に止め、ハード、ソフト両面にわたる災害応急対策の事前整備、拡充に関する施策について定める。

第1 災害時に備えた活動体制の整備

災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策要員の組織的な活動体制の整備と日常からの職員の防災意識の向上、育成に努める。

1 組織体制(初動体制)の確立(各部)

災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、第3章第1節に定めるが、平常時から配備基準等を確認し、毎年各部課において災害応急対策連絡網を作成する。

また、交通機関の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員及び参集が困難な場合を想定し、臨機応変に災害応急対策が実施できる代替措置や補完措置

を定める。

2 災害対策実施要領（活動マニュアル）の整備（各部）

災害応急対策の実施内容は、災害対策本部組織における事務分掌で定められているが、これと併せて日常業務のうち優先すべき業務を抽出して、初動緊急対応期に実施すべき業務として三田市業務継続計画を作成する。

それを基に各部課で職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、必要とする外部からの受援などを整理した具体的活動マニュアルを整備し、各職員に周知徹底を図る。

3 災害対策要員の研修・訓練の充実（各部）

(1) 職員の防災教育の実施

防災に関する学識経験者等を講師とした講習会、講演会を実施するほか、防災に関する講習会、シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めるものとする。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(2) 防災訓練の強化

災害時における緊急・応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、以下の防災訓練を実施し、その強化を図る。

① 実施時期及び場所

防災の日（9月1日）や防災とボランティアの日（1月17日）、ボランティア週間（1月15日～1月21日）などの機会をはじめ、訓練の内容により実施時期及び場所を設定する。

② 訓練の内容等

- ア 各部毎の災害対策実施要領に基づく実践的な訓練（情報収集・伝達訓練、緊急参集訓練等）
- イ 防災関係機関や自主防災組織等との総合訓練（消火・避難・救急救護・救出・情報伝達等）
- ウ 自衛隊、県、近隣各市町及び鳥羽市と合同で実施する広域連携訓練
- エ 自主防災組織、学校、事業所等が主体的に実施する訓練（避難・初期消火・避難所開設訓練）

(3) 備蓄品等の維持・管理

市が保管する災害応急対策用の通信機器や資機材について、日常からその維持・管理に努め、使用方法の習熟や不足量の確認補充等に配慮する。

4 応援・受援協力体制の確立（各部）

(1) 地方自治体間の広域応援体制

災害時の相互応援又は応援協力を受ける体制として、近隣市町や行政機関との

間で協定等を締結している。今後とも、協定内容の充実を図るとともに、県と協議しながらその連携強化を図る。

また、三田市において大規模災害が発生した場合に応援を要請した際の受援や、三田市が被災市町に応援する際に、応援・受援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた応援・受援計画を整備し、各職員に周知徹底を図る。マニュアルの整備にあたっては、市が受援する際には、市職員は基本的に応援自治体職員に対して業務の依頼調整（コーディネート）を行うこととする。

なお、応援職員等の執務スペースについては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

【参照 資料編 相互応援協力協定、整備協定】

【資料2-2-13】 応援・受援の活動内容（例）

(2) 防災関係団体等との応援協力体制

各部門の災害応急対策にかかわる応援協力体制を確立し、協定締結等による具体的な支援内容、方法等についての協議を推進する。

【参照 資料編 輸送協定、物資等供給協定、放送協定、人材・技術・資材等提供協定、避難所提供協定】

(3) 自衛隊への災害派遣要請

平常時から連携を強化し、事前に支援内容、方法等について協議し、災害時における受入体制の確立を図る。

【参照 第3章第1節第1 6 自衛隊災害派遣要請】

第2 災害応援派遣体制の整備

災害応援協力活動の実施に備え、市は予め被災自治体の負担がかからない装備、体制を確保し、効果的かつ安全な応援協力活動が実施できる災害応援派遣体制の整備を図る。

1 災害応援派遣用装備等の整備（各部）

既存の防災対策用資機材等を活用して、災害応援派遣時の装備、服装、車両、資機材の整備を図り、日常時における保守管理の徹底を図る。

第3 防災拠点機能の整備

平常時から防災に対する拠点機能を強化することにより、災害時における的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる。防災拠点機能の整備にあたっては、既存の公共施設に防災的機能を付加する考え方により整備を図る。

1 防災拠点と緊急輸送道路の確保（都市整備部・危機管理課・消防本部）

市は、県の広域防災拠点からの応急・復旧対策要員や緊急物資等の受け皿となり、情報伝達機能、緊急物資や備蓄物資を輸送・分配する機能、防災活動や避難のための機能をもつ防災拠点を、緊急輸送道路との連携を考慮した上で、活動の範囲に応じて設定する。

大規模災害時において救援・救護、復旧活動等の拠点となる県の阪神北地域の広域防災拠点は、県立有馬富士公園に指定されている。

市の活動の範囲に応じた防災拠点は、おおむね自治会範囲を「コミュニティ防災拠点」、小中学校区範囲を「地域防災拠点」、地区範囲を「行政防災拠点」として設定し、「コミュニティ防災拠点」は市民、「地域防災拠点」は市民と行政の協働、「行政防災拠点」は行政によりそれぞれ運営される。

行政防災拠点に備えるべき設備は以下の項目の対策を行う。

- ① 耐震性の確保
- ② 電機室の浸水対策
- ③ インフラ途絶対策
- ④ 災害対策職員用の備蓄
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常通信手段の確保

地域防災拠点に備えるべき機能は以下の①～⑥、コミュニティ防災拠点に備えるべき機能は以下の①～③を想定する。

- ① 災害時における避難・応急生活が可能な機能
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ③ 対象地区内の防災活動に必要な設備
- ④ 情報通信設備
- ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能
- ⑥ 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携

また、救援物資や応急対策要員の輸送、救出・救援活動等を効率的に行うため、災害発生時において優先的に交通規制を実施する路線を関係機関と協議の上指定し、関係者への周知徹底を図る。

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組を連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

【資料2-2-2】災害時重要路線図

【資料3-5-3】緊急輸送道路ネットワーク図

(1) 防災拠点の機能

ア 本庁舎の防災センター機能

地震対策として免震構造を採用するとともに、水害対策として敷地全体をかさ上げし、災害時にも防災拠点機能を維持する。

また、次の機能を備える

- ・屋外活動スペース：庁舎前広場を支援物資の受入・搬入、市民の緊急の一時的な避難場所に活用
- ・災害対策本部機能の充実：防災担当課に隣接して災害対策室、市長執務エリアに隣接して災害対策本部室を配置
- ・災害対応設備：サーバなど上層階に配置・重要な行政データのバックアップ、屋上階に自家発電設備、耐震受水槽（4日分貯水）設置

- ・ 備蓄倉庫、水防倉庫：備蓄倉庫、水防倉庫を設置

イ 消防本部における防災センター機能（消防本部）

本市全体の防災活動の拠点となる防災センター機能を、消防本部に整備する。
 消防本部の機能は、災害時には災害対策本部の代替機能や救急救助活動の中核機能としてその役割を果たし、平常時には消防本部の管理・運営により災害時に備え万全な体制を整えつつ、市民の防災意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

〔防災センターの機能〕

平 常 時	非 常 時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識啓発機能 （防災に関する展示、体験、相談研修施設） ・ 災害応急対策用物資の備蓄機能 （対策要員用食糧、救急救助用資機材） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（市庁舎）の代替機能 （通信施設、本部施設のスペース） ・ 消防部の実施する災害応急活動の本部機能 （救急救助活動）

ウ 地区連絡所の設置

市民センター等既存の公共施設を活用して、市内各地域の防災活動の拠点となる地区連絡所を、防災体制時に地区レベルで開設する。

地区連絡所は、災害時における各地域の情報収集活動や広報活動、市民相談等を行う地域拠点として設置する。

なお、三輪地区は災害対策本部が地区連絡所の役割を担うこととする。

【参照 第3章 第1節 第1 4 地区連絡所の設置】

エ 市指定避難所

後述する指定避難所が地域防災拠点における情報伝達機能を担う。

オ 区・自治会避難所

後述する区・自治会避難所がコミュニティ防災拠点において市指定避難所と連携して情報収集・伝達機能を担う。

(2) 緊急物資・備蓄物資の輸送・分配機能

ア 集積所・集出荷施設

広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧用資機材の備蓄及び地域内外からの物資の集積・配送拠点として、行政防災拠点レベルに物資の集積場所、救援物資の集出荷施設を指定する。

現在、集積場所として1箇所、集出荷施設として4箇所指定している。

【参照 第3章 第8節 第3 4 救援物資の受入れ体制】

イ 防災臨時ヘリポート

現在、防災臨時ヘリポートは7箇所指定している。

【資料2-1-3】市内ヘリポート離発着場一覧

ウ 防災倉庫等の整備

災害時の応急救助活動に対応するため、行政防災拠点レベルに防災倉庫を整備する。

施設名	所在地
市防災倉庫	狭間が丘3丁目34番地
消防署西分署	長坂1143番地
消防署東分署	志手原216-6

また、地区防災拠点レベルの備蓄機能として、地域住民が避難する指定避難所においては、必要最低限の設備及び資機材の整備を行い、防災的機能の拡充を図るとともに、所有者不明の土地利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災倉庫の整備等の防災対策を検討する。

【資料2-2-5-1】 三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧

【資料2-2-5-2】 避難所防災資機材一覧

さらに、コミュニティ防災拠点レベルの備蓄機能として、各コミュニティセンター等にコミュニティ防災倉庫を整備する。

【資料2-3-1】 自主防災組織等一覧

(3) 防災活動・避難機能

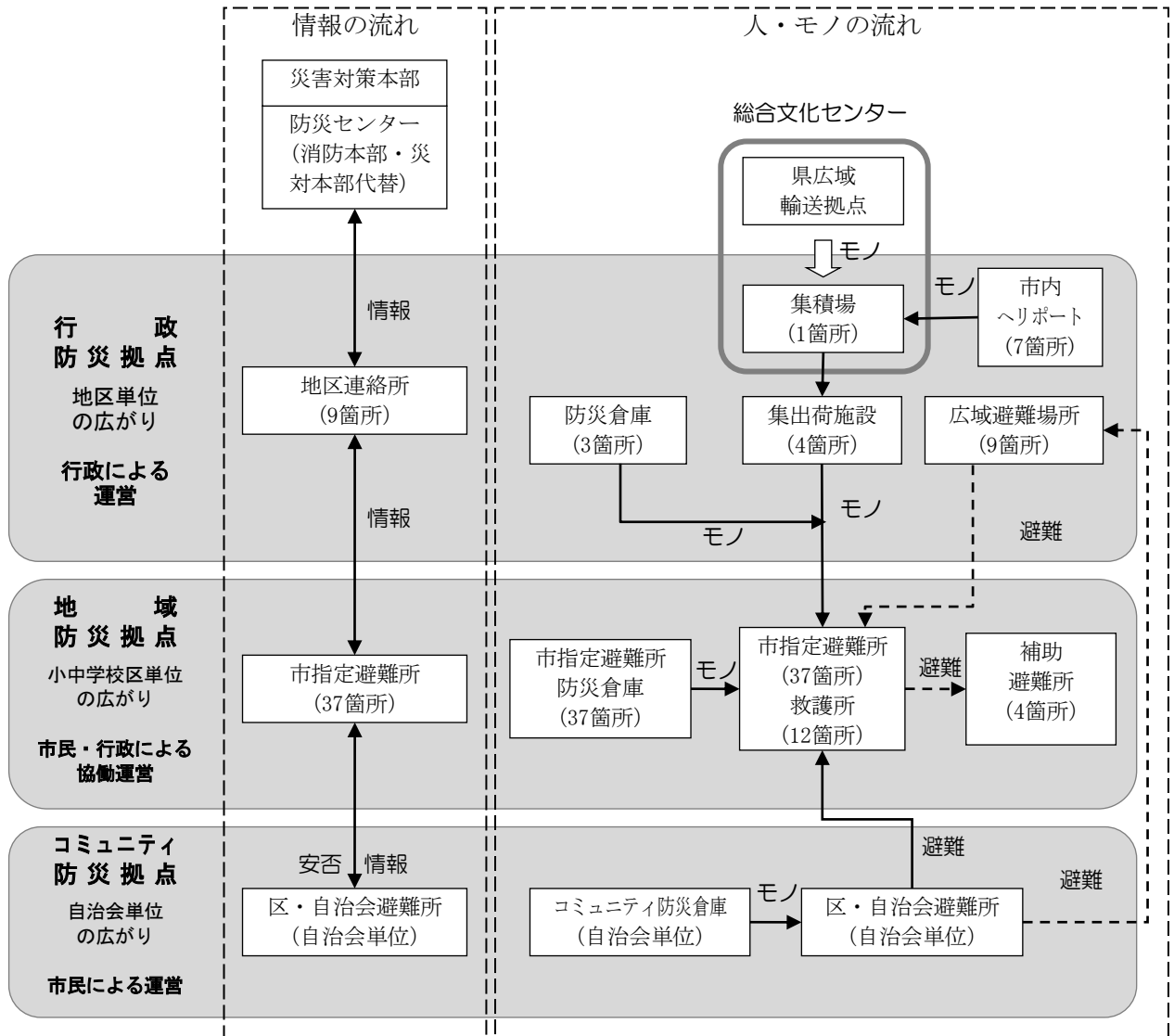
次項のとおり、避難場所を指定し、住民の避難活動に備えるとともに、防災活動の拠点として活用する。

また、災害時には市指定避難所に指定されている小中学校に、必要に応じて救護所を開設する。

現在は最大12箇所の開設を予定している。

【参照 第3章 第7節 第27救護所】

防災拠点	機能		
	情報伝達	緊急物資・備蓄物資の輸送・分配	防災活動・避難
行政防災拠点 ・地区の範囲	・地区連絡所（9箇所）	・集積所（1箇所） ・集出荷施設（4箇所） ・防災倉庫（3箇所） ・ヘリポート（7箇所）	・広域避難場所（9箇所）
地域防災拠点 ・小中学校区の範囲	・市指定避難所（37箇所）	・市指定避難所に防災資機材設置	・市指定避難所（37箇所） ・救護所（12箇所） ・補助避難所（4箇所）
コミュニティ防災拠点 ・自治会の範囲	・区・自治会避難所（自治会が指定）	・コミュニティ防災倉庫（自治会単位）	・区・自治会避難所（自治会が指定）



注．地震災害時、災害対策本部は三田地区、三輪地区の情報伝達機能を兼ねる

注．地区連絡所はすべて市指定避難所に該当

図 防災拠点の機能の関係性のイメージ

2 避難所等の指定、整備（危機管理課・都市整備部・上下水道部・学校教育部）

災害時における避難対策として、災害対策基本法第49条の4及び第49条の7の規定に基づき、災害が発生または発生する恐れがある場合に、安全が確保されるまでの間、住民等が一時的に避難するための「指定緊急避難場所」及び被災者が一定の期間避難生活を送るための「指定避難所」を指定する。

市指定避難所、補助避難所、福祉避難所を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を相互に兼ねる避難施設として、広域避難場所を「指定緊急避難場所」として位置づけ、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹底を図る。

また、民間企業との間においても、災害時の支援協定の締結等により、避難場所としての利用が可能な場所の確保に努める。

【協定4-7】 災害時等における支援協力に関する協定

(1) 市指定避難所（37箇所）

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入し、生活の救済を図る一定期間滞在する応急生活の場所で、公立小・中学校等を設定する。

【資料2-2-1】 避難所一覧 (1)市指定避難所

【資料2-2-5-2】 市指定避難所防災資機材一覧

【参照 資料編 避難所提供協定】

(2) 補助避難所（4箇所）

大規模災害により、市指定避難所が受入能力を超える場合、災害により使用不能な場合、又は倒壊、延焼等の危険が予測される場合に開設される避難所として県立高等学校を設定する。

【資料2-2-1】 避難所一覧 (2)補助避難所

(3) 福祉避難所（5箇所）

・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

・福祉避難所として指定する際に、受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画を作成し、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

・災害により被害を受け、又は受けるおそれのある障害者、要介護者等を一時的に受入する避難所として設定する。その他、民間社会福祉施設等、旅館、ホテル等と避難受入や借り上げに関する協定締結に努めるものとする。

【資料2-2-1】 避難所一覧 (3)福祉避難所

(4) 広域避難場所（9箇所）

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、主に地震災害時の延焼に備えて、市民の安全を確保するための大規模な避難場

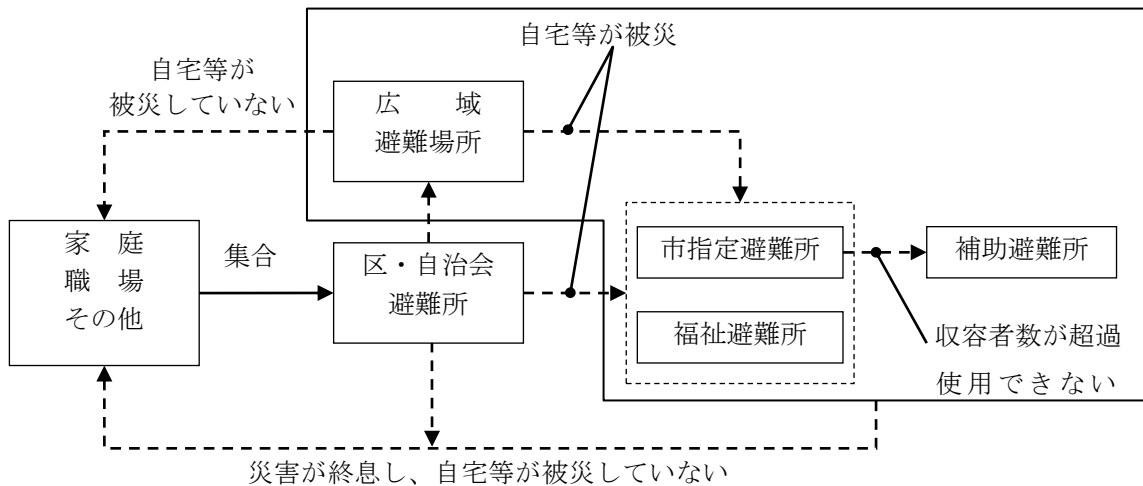
所として設定する。

【資料2-2-1】避難所一覧 (4) 広域避難場所

(5) 区・自治会避難所

区・自治会避難所は、市指定避難所に避難するまでの地域住民の安否確認場所として一時的に建物の倒壊や火災等の危険から安全を確保できるよう、地域の公会堂や住区基幹公園、健康広場等の公共空地を中心に自治会毎で任意に決定する。

[地震災害時の避難の流れ]



(6) 避難所等における防災機能の整備

地域住民が避難する各指定避難所においては、必要最低限の設備及び資機材の整備を行い、防災機能の拡充を図る。避難所となる施設は、避難者を安全に受け入れられるよう耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等の計画的な整備の推進を図ることとする。整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、障害者向けトイレや福祉避難室の確保等、すべての人にとって使いやすい環境の確保に努めることとする。

また、大規模災害発生時、建物やライフラインの被害により既存トイレが使用不能となった場合に避難者の健康被害や避難所の衛生環境悪化を防止するため、仮設トイレやマンホールトイレを計画的に整備する。あわせて、仮設トイレが不足する場合に協定事業者、県等への応援要請を行うための体制整備や、トイレ利用の他、避難所の清掃、洗濯等に必要となる生活用水の確保に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、パーティション等の資機材を備蓄し、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページやSNS等で周知するための多様な手段の整備に努めるものとする。備蓄品については、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。また、自宅療養者等の避

難についても適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。
さらに、夏季の熱中症予防のための対処法等の啓発に努めるものとする。

【資料2-2-5-2】避難所防災資機材一覧

[避難場所における設備及び資機材]

広域避難場所	避難所
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート ・テント ・仮設トイレ ・緊急物資の集積配送スペース ・応急復旧対策要員の駐屯スペース ・救護及び医療資機材 ・通信設備 ・放送設備 ・照明設備 ・給水設備 ・工具類 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話（災害時優先電話） ・救護及び医療資機材 ・通信設備 ・放送設備 ・給水設備 ・工具類 ・仮設シャワー、風呂 ・防災資機材 ・マンホールトイレ

(7) 避難所の耐震化

災害により、家屋に被害を受けた被災者や要介護者・高齢者等を安全に受入し、生活の救済を図れるように指定した避難所の耐震性の向上に努める。そのため、昭和55年以前の建物を対象に耐震性診断の実施を推進する。

3 大規模災害時の広域一時滞在への配慮

(1) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 広域一時滞在の用に供する避難所の指定

市は、大規模広域災害時に、県内外の他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努める。また、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。

4 避難経路の整備（都市整備部）

避難所と広域避難場所を結ぶ道路や緑道を避難経路として整備を検討し、緊急輸送道路における無電柱化を図る。

また、河川沿いでは、管理用道路等の緑地空間を避難路として使用できるよう検討し、併せて防災緑地としての機能強化を図る。

【資料2-2-2】災害時重要路線図

5 指定避難所及び広域避難場所への誘導標識類の整備（危機管理課）

地域住民が指定された避難場所に安全かつ容易に避難できるように日本工業規格に基づく図記号を使用した標識等の整備を図る。

標識類は日頃から地域住民が認識できるように、位置、名称、方向等を明記し、市指定避難所やそこに至るまでの経路、住区内等に設置する。

第4 災害情報システムの整備

災害時における確実な情報連絡手段を確保するため多重的な通信ネットワークを整備する。

また、平常時より行政情報のデータベース化を推進し、全庁的に地域情報システム等を稼働させることにより、災害時において効率的な応急対策活動が図れるよう支援体制を整備する。

さらに、行政内部や地域住民、関係機関等が災害の危険性や予防措置についての情報を共有化できるように、コミュニケーション環境の整備を図る。

1 災害情報通信ネットワークの整備、拡充（危機管理課）

(1) 広域的災害情報通信ネットワークとの連携

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システムや兵庫衛星通信ネットワーク、災害対応総合情報ネットワークとの機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を図る。

【資料2-2-3】 兵庫衛星通信ネットワーク運用要領

【資料2-2-4】 災害対応総合情報ネットワークシステムの概要

(2) 災害情報システムの整備

状況把握、状況判断、意思決定、指令指示、実行確認、情報伝達にかかる支援をする情報支援システムを整備する。災害予防段階に情報収集する「リアルタイム気象情報」や「災害報告管理」といった機能や、「職員参集状況」、「要援護者支援」といった災害発生初動段階に必要な機能、災害応急対策段階に必要な「避難所運営管理」などで構成されるシステムを構築する。

(3) 三田市MCA防災行政無線の整備

災害発生時の避難勧告等を適切に市民に伝達する通信手段として、（一財）移動無線センター運営のMCA無線システムを活用し、防災行政無線を整備する。

主に拡声子局における防災スピーカーで音声による情報伝達を行う設備であり、毎年の降雨時に災害リスクの高まる地域（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域）へ優先的に拡声子局を設置する。

親局を市役所、補助局を消防本部に設置し、拡声子局設備を51基、避難所に設置される半固定式無線機29基、公用車に装備される車載型無線機10基、職員が携行する携帯型無線機10基により構成し、情報伝達手段の多様化や迅速な災害対応を図る。

2 災害情報データベースの整備（危機管理課）

災害時被災者支援システムを活用して、次の項目についてのデータベース化を図り、一元的な情報管理と応急復旧作業の効率化を図る。

なお、個人情報の取扱いについては関係例規等を遵守のうえ、十分に配慮する。

- (1) 安否情報（死傷者の氏名・住所、避難状況等）
- (2) 被災者情報（罹災証明、建物の罹災程度等）
- (3) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）
- (4) 避難所情報（避難者の入退者情報管理）
- (5) 緊急物資情報（救援物資の保管場所・種類別数量管理）

3 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備（危機管理課）

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するためには、平常時から通信機器等に使い慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る必要がある。

今後、本庁舎と学校施設をはじめとする公共施設等とを結ぶ地域イントラネットの活用、土砂災害情報インターネット提供システム等の情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理、運用体制を確立するとともに、各職員への周知・徹底を図るものとする。

4 多様な情報メディアの活用方策の検討（総合政策部・市民生活部・健康福祉部）

- (1) C A T Vなどの地域メディアを活用して、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。
- (2) ホームページやSNSを活用した広報紙の提供などにより、不特定多数に対する一元的な情報提供システムを検討する。

5 広報、広聴体制の確立（総合政策部・危機管理課）

災害時に市民及び各報道機関等に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報を迅速かつ的確に提供し、市民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

- (1) 報道機関との連携

協定に基づく災害時における緊急放送の実施に関して、情報提供の方法・内容の具体化を図るとともに、日頃から地域メディアや市政記者クラブとの連携強化を図る。

【参照 第3章第2節第5 報道機関との連携】

【資料3-2-3】報道機関内の連絡先一覧

【参照 資料編 放送協定】

- (2) 各種相談受け入れ体制の整備

被災住民からの安否確認や応急復旧状況、生活再建等に関する問い合わせ、要望等に対応する体制の整備を事前に検討する。

- ア 専用電話相談窓口の設置
- イ 総合的な関係機関共同相談窓口の設置
- ウ 避難所等への巡回相談の実施

6 地震観測体制の強化（危機管理課・消防本部）

本市は、地震予知連絡会の*特定観測地域に指定されている。

気象庁、科学技術庁が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、市内の地震計の増設と地震情報の早期入手システムの整備により、的確な緊急対応ができるよう情報源の確保を図る。

地震計の設置場所

高平小学校 校庭内（三田市下里172番地 設置主体（独）防災科学技術研究所）

三田市消防本部 1F（三田市下深田396番地 設置主体 気象庁）

* 特定観測地域：過去に大地震が発生した記録のある地域、活断層のある地域、最近活断層が活発な地域、経済的社会的に重要な地域

7 緊急地震速報（危機管理課・消防本部）

テレビ、ラジオ等を活用し、地震情報を受信するように市民に、広報誌、ホームページ等で周知する。

また、情報の伝達手段として、効果的・効率的な防災対策を行うため、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化などのメディアを活用した情報提供システムの整備を検討する。

8 全国瞬時警報システム（危機管理課）

消防庁より発報される緊急地震速報等の緊急情報を受信する全国瞬時警報システムにより自動的にその内容を防災行政無線に割り込み放送し、瞬時に市民へ伝達する。また、消防本部指令室においても情報を受信し、休日夜間においても緊急連絡網により速やかに職員の参集を行い、防災体制を確立する。

このシステムについては、より多くの市民へ情報伝達するために有効な設備の整備を検討する。

第5 非常用物資等の備蓄強化

自らの安全は自らが守るという防災の基本理念に基づき、市民がその自覚により災害に対する備えを行うよう推進するとともに、災害時における補完的な機能として必要最小限の備蓄を実施する。

1 公助による備蓄（危機管理課・都市整備部）

(1) 行政備蓄

ア 食糧及び生活必需品

災害応急活動を実施する上で必要な最小限度（想定避難者の2日分（うち1日は現物備蓄）を目途とする）食糧及び生活必需品の備蓄を行うよう努める。

発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備する。

また、大規模な災害を想定して、家屋等の倒壊により個人の備蓄品が取り出せない場合の補完的な備蓄を目標として整備を図る。

備蓄品には、要配慮者用備蓄、在宅避難者用備蓄、帰宅困難者用備蓄、災害時の職員活動用備蓄についても整備する。

①要配慮者用備蓄品

要配慮者への物資の供給については特殊なニーズが求められることから、基本的に個人備蓄や流通備蓄、災害時応援協定により確保していくこととし、長期保存が可能である必要最低限の食料・飲料水・生活用品の物資の備蓄を行う。

②在宅避難者用備蓄

自宅に被害がない場合でもライフラインや交通機関の途絶により、物資の入手が困難となることが想定されることから、阪神淡路大震災の事例を基に想定避難者の2割の人数分について避難者と同様の備蓄を行う。

③帰宅困難者用備蓄

一般的に震度5以上の地震の発生で相当時間、鉄道の運行が停止し、帰宅困難者が駅周辺に滞留することから、市外居住者の避難所への一時的な収容に伴い1食分の食料、飲料水、保温シートの備蓄を行う。

④災害対応職員用備蓄

災害応急活動を実施する職員の3日分の食料・飲料水・携帯トイレの備蓄を行う。

【資料2-2-5-1】三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧

イ 防災資機材

救助・救急用資機材や復旧作業用資機材等について、その使用目的と頻度に応じて段階的な整備を図り、市防災倉庫に適宜備蓄する。

また、市指定避難所においては、要配慮者等に配慮した資機材の整備に努めるものとする。

【資料2-2-5-2】市指定避難所防災資機材一覧

【資料2-2-6】水防作業用機材・資材一覧

(2) 流通備蓄

個人備蓄を補完し、早期に流通経済の回復を図るために、生活協同組合をはじめとする大規模小売店との間で非常用物資の調達に関する協定締結等を推進するなど災害時における協力体制を確保するとともに、協定に基づく非常用物資の品目並びに在庫量を確認するなど、的確な流通備蓄の確保に努める。

【参照 資料編 物資等供給協定】

2 共助による備蓄（危機管理課）

(1) コミュニティ備蓄

各地域には、コミュニティ防災倉庫として、各消防分団器具庫、地域防災倉庫

に初期救助活動に必要な最小限の防災資機材の整備を図る。

コミュニティ防災倉庫は、地域の自主防災組織等が管理する。

【資料2-3-1】自主防災組織等一覧

3 自助による備蓄（危機管理課）

(1) 家庭備蓄・事業所備蓄

災害発生時当初の水や食糧、その他生活必需品の確保は、災害の状況により需要に対する確実な供給がなされるとは限らない。

各家庭や事業所等においては、最低3日分、可能な限り1週間分程度の非常用物資の備蓄を行う。市はその推進にあたり、3日分を基本として買い足しをするローリング・ストックによる備蓄を推奨するなど、家庭や事業所で取組みやすい活動の啓発を積極的に実施する。

なお、アレルギー対応食や常備薬などの特殊なニーズは、要配慮者本人ができるだけ事前に用意するように啓発を図る。

4 応急給水体制の整備（上下水道部）

市は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に給水体制を整備する。

運搬給水拠点又は給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

また、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図ることとする。

第6 消防救急体制の充実（消防本部）

災害時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊・落下物等により多数の消防救急対応が予想される。

このような事態に対処するため、各関係機関は、必要な資機材の整備等を行うなど消防救急体制の整備、拡充を図る。

1 地震火災の未然防止

(1) 出火の防止

ア 防火管理者

防火管理者は、消防法第8条に基づき当該防火対象物における消防計画を作成し、消火、通報、避難等の消防訓練を定期的実施するほか、消防用施設の機能の維持、火気使用設備の安全管理、火気の取扱い等について監督し、防火防災上必要な施設設備の維持管理を行う。

イ 消防本部

消防本部は、防火管理者を対象に防火管理に関する講習会を開催し、有資格者の養成、資質の向上を図る。また、消防法第4条の規定に基づき防火対象物の防火管理並びに消防用設備の維持管理の状況について適時査察、指導を行う。

ウ 自主防災組織、自治会等

自主防災組織、自治会、少年・幼年消防クラブ等各種団体を通じて、一般家庭に対する消火器具等の普及と取扱いについての指導を行い、地震に対する心得の普及徹底を図る。

(2) 初期消火の徹底

消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため消火器具の設置を奨励する。

また、講習会を開催して市民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

(3) 常備消防力の強化

現状の消防力を緊急の災害時においても最大限有効に活用するため、消防計画に基づく訓練に徹し、有事即応体制の確立を図る。

しかし、同時多発性、広域性を有する火災の防止には、常備消防力のみに期待することには限界があるため、地域住民による出火防止、初期消火の徹底と並行して、計画的な消火用資機材や消防通信体制の整備により消防力の増強を図る。

【資料2-2-7】 消防本部ポンプ等保有台数

【資料2-2-8】 化学消火薬剤等備蓄状況

(4) 消防団の強化

常備の消防隊と一体となって、消防活動や避難誘導等を行う消防団は、地域防災活動の中核として重要な役割を担っている。

災害時の情報連絡や応急救護など各消防団員の技能の向上と資質の錬磨を図るべく施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層の団員の入団促進をはじめ、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、その育成に努める。

消防団は消防本部、自主防災組織等との連携を図り、各地域の防災指導にあたる。

【資料2-2-9】 消防団員階級別定員等調

【資料2-2-10】 消防団ポンプ等保有台数

(5) 消防水利の整備

大地震の発生による地盤の震動等により、消防水利の中核である消火栓の機能は、ほとんど失われることが予測されるため、防火水槽・プール等やため池、河川等の消防水利機能の拡充を図るとともに、計画的に防火水槽の増設を推進する。

このため、都市計画法第32条及び開発事業に関する指導要綱第3条に基づく開発行為の同意協定において、防火水槽の設置を指導する。

【資料2-2-12】 消火栓、貯水槽等

2 救助体制の充実

地震災害時において予測される建物倒壊、鉄道・道路の高架落橋等の被害に対応するための高度資機材等の整備を図るとともに、災害時を想定した救助訓練に努め

る。

3 救急体制の充実

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が生じることが予測されるため、救護班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による救助が主体となる。

その対応として、常備の救急救護用資機材の整備充実を図るほか、大規模災害時を想定した救急訓練に努める。

また、災害発生時当初は、市民による応急救護活動も重要であるため、応急手当方法等の普及啓発を推進するとともに応急救護用資機材を自主防災組織に整備するよう努める。

第7 災害医療体制の充実

災害時には、建物の倒壊、家具類の転倒、落下物等により多数の負傷者が予測される。

また、医療機関についても医療機能の低下や医療品の不足なども予想され、慢性疾患患者に対する医療も不十分な対応となる。このような事態に対応するため、災害発生時の応急医療体制や医療品等の確保体制の充実を図る。

1 災害医療情報通信ネットワークの整備（市民病院・健康福祉部）

現在、医療機関の空床状況や対応可能な診療科目等の診療応需情報の提供を「兵庫県救急医療情報システム」により運用しているが、今後、これらの拡充を図り、災害時にも的確な医療情報の提供や患者搬送の指示が行えるシステムとして再構築する。

また、兵庫県が推進する災害救急医療情報指令センター及び地域保健医療情報センターの整備や災害医療情報ネットワークの運用開始に向け連携を図る。

- (1) 災害形態の追加
- (2) 双方向性の確保
- (3) 通信手段の複数化
- (4) バックアップ体制の確立
- (5) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムとの連携

2 初動医療体制の確立（市民病院・消防本部）

初動時期における消防本部と各医療機関相互の連携並びに早期に応急医療体制を立ち上げる体制の確立を図る。

また、トリアージ（負傷者選別）の基準を設定した上で、実践的なトリアージ訓練の実施を検討する。

3 後方医療支援体制の確立（市民病院・消防本部）

救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送する体制の確立を図る。

4 医薬品等の確保（市民病院）

医薬品や医療器具等は、三田市民病院における供給体制により確保を図るとともに、三田市薬剤師会等の協力のもと卸売組合・業者からの調達体制の確立を図る。

なお、医薬品の備蓄は、緊急薬品については3日分、慢性疾患等の薬品については7日分を原則として実施する。

また、高度な医療を要する緊急患者に対する処置に必要な特殊な医療品等を後方医療機関から供給を受ける場合や救援物資を受け入れる体制の確立を図る。

【参照 資料編 物資等供給協定】

災害時における医薬品等の供給に関する協定書

5 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力体制の強化（市民病院）

市は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定を締結している。

今後、この協定に基づき初動時期における相互応援協力体制の強化を推進する。

【参照 資料編 相互応援協力協定】

- ・兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
- ・兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

第8 NPO・ボランティア等との連携強化

災害応急対策におけるボランティア活動の位置づけは非常に大きくその協力体制は不可欠なものであるため、市は、事前に受け入れ体制の確立を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、常日頃からの活動支援施策の充実と社会福祉協議会や関係団体を通じたコミュニケーションの強化を図る。

1 災害時対応ボランティアの育成（社会福祉協議会）

社会福祉協議会（ボランティア活動センター）は、NPO・ボランティア等を支援し、行政機関や施設との調整、援助技術の研修などを行い、災害時には被災地の状況に効果的に対応してコーディネート機能が果たせるよう後方支援を行う災害時対応ボランティアを育成する。

また、NPO・ボランティア等の自主的活動が定着、拡大するのに必要な人的資源の育成を支援するとともに、活動上必要な知識や技術を提供する。そのため、ボランティア活動センターが専門的講座を開設し、災害時対応ボランティア（コーディネーターやボランティアリーダーの役割）の育成を推進する。

2 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備（社会福祉協議会）

被災想定に基づき、「三田市社会福祉協議会 災害時対応の手引き」を整備し、各職員へ災害ボランティアセンター設置・運営についての周知徹底や内容の更新を図る。

3 ボランティア活動の支援施策の充実（健康福祉部）

県や社会福祉協議会と協議の上、次の活動条件の整備に努める。

- (1) ボランティア活動の支援拠点の整備
- (2) 災害時対応ボランティアの育成
- (3) 「三田市社会福祉協議会 災害時対応の手引き」の更新
- (4) その他ボランティア活動に対する助成制度

4 NPO・ボランティア等への啓発（社会福祉協議会）

災害時におけるボランティアの活動内容などNPO・ボランティア等相互間、地域との連携を図るため、ボランティアの連絡会等を開催するとともに、必要に応じて災害時のボランティアに関する研修等を開催する。

第9 要配慮者支援対策の拡充

要配慮者に対する避難、情報伝達、援護等の支援体制を整える。

1 高齢者、障害者等（健康福祉部・危機管理課）

(1) 援護、支援体制の確立

要介護高齢者や一人暮らし高齢者及び介護を要する障害者等自力での避難が困難な市民に対しては、迅速な援護が最も有効であるため、県、近隣市町や区・自治会、自主防災組織、ボランティア等との協力体制の整備に努める。

また、ケースワーカー、ホームヘルパー、保健師等の職員と民生委員・児童委員等地域ボランティアが連携協力し、常日頃から現状把握を行った上で、災害時の安否確認、連絡体制、介助、物資配布等の必要な支援ができる体制や相談窓口の開設等の対応システムを整備する。

(2) 三田市避難行動要支援者支援制度ガイドラインの策定

市では、平成20年2月より災害時要援護者支援制度の登録を開始し、地域が主体となった支援体制の整備を目指して取り組みを進めている。避難行動要支援者に係る名簿作成を義務付けた平成25年6月の災害対策基本法の改正などに伴い、「避難行動要支援者支援制度」に改めるとともに、避難行動要支援者名簿の作成、情報の共有、災害時の地域での対応について示した「三田市避難行動要支援者支援制度ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定した。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化された。市では努力義務化される以前から本計画の作成を各地域で行っていたが、この法改正を受け、更なる計画の作成を進めていくものとする。ガイドラインを地域防災計画の要配慮者支援対策関連を具体化したものとして位置づけるとともに、災害対策基本法第49条の10から第49条の13で定める避難行動要支援者名簿の作成に関して、地域防災計画の定めるところについては、ガイドラインに定めるところとする。

これら被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

※「要配慮者」と「避難行動要支援者」の使い分け

「要配慮者」とは、災害時に何らかの手助けが必要な人で、一般的に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、難病患者等があげられる。「避難行動要支援者」とは、要配慮者の中でも特に支援が必要な人と位置付け、その範囲はガイドラインで定めるところとする。

【資料2-2-14】避難行動要支援者の具体的な範囲

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

平常時から自力での避難が困難な避難行動要支援者の所在等を把握し、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を、ガイドラインに基づき整備しておくこととする。

名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市では、名簿作成に必要な情報は、ガイドラインに基づき、市内部での情報集約、手上げ方式による把握、兵庫県からの情報収集により把握するものとする。

【資料2-2-15】名簿作成に必要な情報の把握

なお、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、次の項目を明確にする。

- ① 名簿作成の対象範囲
- ② 名簿の提供先、方法
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保

(4) 個別避難計画の作成

市の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。本市では、令和8年度末までに、避難行動要支援者ごとに同意を得た上、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域に住む避難行動要支援者の作成を終えるよう努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。

(5) 避難支援等関係者となる者

防災や福祉の市関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会、地域住民、自主防災組織、NPO等の避難支援関係者となり得る者から地域の実態に応じて避難支援者を決定する。

(6) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載されている

情報に加え、避難行動要支援者及びその親族、福祉専門職等から情報を入手するものとする。

(7) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法や避難行動要支援者の心身の状況の変化等を適切に反映したものとなるよう、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新し、情報を最新の状態に保つよう努める。

(8) 避難行動要支援者名簿の共有

災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿は、ガイドラインに基づき共有する。庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を市と区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、三田市消防団、三田警察署などの避難支援等に携わる関係者（以下、避難支援等関係者）で共有する名簿を別途作成し、避難支援等関係者に提供するよう努める。また、個別避難計画の実行性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じることとする。

(9) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際し、市が求める措置及び市が講ずる措置

①避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に市が求める措置

- ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱者を限定する。
- イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は施錠可能な場所へ保管する。
- ウ 避難行動要支援者支援制度以外の目的のための利用を禁止する。
- エ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の複写、複製、書き取り、パソコンその他の情報機器へのデータ入力を禁止する。

②市が講ずる措置

- ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明する。
- ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報取り扱いについて周知する。

(10) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画をもとに、地域における多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難行動要支援者の避難訓練の実施等に一層努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(11) 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設における入所者や通所者の安全を確保するため、常日頃から施設の改善や災害等への対応について安全な対策を講じる。また、高齢者、障害者等において緊急に施設で保護する必要のある者に対しては、民間社会福祉施設等との協定に基づき協力を要請するほか、県及び近隣市町との協力を図りながら、支援拠点である県立社会福祉施設や市内外の社会福祉施設への一時入所措置等の取扱いを実施する。

(12) 情報伝達方法の整備

通常の声・言語による手段では適切に情報を入手できない高齢者、障害者等が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者、要約筆記通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

地域においては、市から発信される高齢者等避難などの災害関連情報を取得し、地域内で情報伝達する体制を整備する。

(13) 要介護高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

避難所の生活において、介護を要する高齢者や障害者等には特別な配慮が必要となるため、介護のためのスペースや使いやすい仮設トイレの設置等施設のバリアフリー化に努め障害者などが暮らせる空間を確保するなど指定避難所の整備を福祉の視点から整備する。

(14) 日常における高齢者・障害者等に対する指導啓発

要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、ボランティア、地域住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援者支援に必要な人材の育成を行うなど、災害時に迅速な対応ができるよう、災害を想定した日頃からの安全対策指導の実施に努める。

また、災害に備えて、避難行動要支援者本人又は家族等は、災害時に支援を得て誰とどこにどのように避難するのか等をまとめた「個別支援計画」の作成に協力するものとする。

(15) 緊急通報システムの整備

現在、一人暮らし高齢者の希望者を中心にペンダント型の緊急通報システムを導入している。障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

(16) 要配慮者に配慮した食料・物資の確保

流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

2 外国人等（健康福祉部）

外国人等に対し、災害時における避難所等への安全誘導や適切な情報提供を行えるよう、国際交流協会との連携により情報伝達手段や連絡・通報体制の整備を推進する。

3 平常時の地域ケアシステムとの連携（健康福祉部）

(1) 介護・看護事業者等との連携

市町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。

高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

第10 帰宅困難者対策

大地震により交通機能が停止した場合、通勤・通学等の来訪者が移動の手段をなくし、速やかに自宅に帰ることができなくなるおそれがあるため、災害時の帰宅困難者対策を定め、適切な対策を実施する。

1 災害時の帰宅行動についての普及・啓発等（危機管理課・市民生活部・学校教育部）

(1) 基本原則の周知

市民や市内就業者に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認方法を家族間で決めておくことなどを市の広報誌やホームページ等多様な手段で周知するとともに、災害時帰宅支援サービスについても広報啓発を図る。

(2) 事業所・学校等への要請

市内事業所や学校等に対して、従業員、生徒等の無理な帰宅の抑制、情報の把握・提供、事業所等在留者に対する飲料水や食料の備蓄、就寝場所の提供等の取組みを要請する。

2 帰宅困難者への支援

(1) 帰宅困難者の一時休憩施設の確保

帰宅困難者の受入れは、利用者数の多い鉄道駅周辺の指定避難所において受け入れるものとする。また、鉄道駅周辺の民間施設を対象として帰宅困難者を受入れる一時休憩施設を確保するため、協定の締結を検討する。

一時休憩施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

市及び関係交通事業者は日頃より連絡・調整の体制を整備し、鉄道やバスの運行情報や帰宅困難者を受入れる指定避難所及び一時休憩施設の開設状況等の情報を共有し、帰宅困難者に的確に情報提供を行うものとする。

(3) 交通手段の確保

市では神姫バスと協定を締結しており、協定に基づき、バスによる帰宅困難者の運送を行う。また、事業所等が運行する従業者用のバスについても、必要に応じて災害時に運送可能なように平常時から事前に要請をする。

(4) 徒歩帰宅者への支援体制の整備

関西広域連合が関西2府6県4政令市を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しており、協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供を受けることができる。

協定事業者は「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとなっている。

第11 廃棄物対策の充実

大地震による建物の倒壊等により大量の災害廃棄物（震災がれき）が発生する可能性があり、これを迅速に処理することが早期の復旧・復興の実現重要となる。また、地震による廃棄物処理施設が被害を受けごみやし尿の処理に支障をきたす事態も想定される。

このような状況に対して、迅速・円滑に災害時の廃棄物処理を進めていけるよう対策の充実を図る。

1 廃棄物処理体制の整備（市民生活部）

災害発生後の災害廃棄物やし尿の処理対策を統括して実施するための体制をあらかじめ整備しておく。

廃棄物・し尿処理施設、災害廃棄物仮置場等において必要となる重機・資機材・車両・人員・特殊部品・薬品等について関係機関との応援協定を締結するなどの体制を整備しておく。

また、大量の災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災により市の処理能力を超え、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃

棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。

2 災害廃棄物処理計画の策定（市民生活部）

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を策定する。

また、廃棄物処理計画の策定にあたっては、一定程度の余裕をもった処理施設の能力の維持、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保に留意する。

3 災害廃棄物仮置場の確保（市民生活部）

膨大な災害廃棄物を的確かつ円滑に処理するため、仮置場を確保する。東日本大震災においても仮置場の確保に期間を要した例が多く、早期の廃棄物処理のために、災害廃棄物処理計画で定める基本方針に沿って必要となる仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

4 廃棄物処理施設等の防災対策（市民生活部）

廃棄物・し尿処理施設等の耐震化・浸水対策を図る。

5 仮設トイレ等の確保（市民生活部・上下水道部）

大地震による下水道施設の被害や断水により水洗トイレの使用ができなくなる事態も想定されることから、地震等の被害想定を踏まえて必要となる仮設トイレを確保できる体制を整備する。このため、仮設トイレの確保・運搬に関する応援協定をリース業者等と締結する。

6 マンホールトイレの整備（上下水道部）

市指定避難所において、災害時のトイレ機能確保に有効なマンホールトイレの計画的な整備推進を図る。

<参考> 兵庫県地震被害想定における物的（建物）被害をもとにした災害廃棄物発生量の想定

災害廃棄物発生量は建物状況など地域の状況により異なるが、「災害廃棄物対策指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）の技術資料において、原単位方式の災害廃棄物発生量の推計方法が示されている。

兵庫県の被害想定において想定されている地震のうち本市における建物被害量が最も大きい市内伏在断層地震について、上記指針に示された原単位方式により、建物被害量から災害廃棄物発生量の推計を行うと、152千トン～162千トンと算出される。本市については、津波被害を伴わない都市部における直下型地震である阪神・淡路大震災、首都直下地震の原単位による算出結果によった。

[三田市における災害廃棄物発生量の推計]

	単位	揺れ		液状化	火災		
		全壊	半壊	全壊	焼失		
市内伏在断層地震における建物被害量	棟	417	2,720	39	17		
発生 原単位	南海トラフ巨大地震の発生量推計の原単位	トン/棟	117	23	117	77	
	首都直下地震の発生量推計の原単位	トン/棟	161	32	161	106	
	阪神・淡路大震災の実績から算定した原単位	トン/棟	150	30	150	99	
						合計	
災害廃棄物 発生量	南海トラフ巨大地震推計の原単位による推計	トン	48,789	62,560	4,563	1,313	117,225
	首都直下地震推計の原単位による推計	トン	67,137	87,040	6,279	1,806	162,262
	阪神・淡路大震災の原単位による推計	トン	62,550	81,600	5,850	1,683	151,683

出典：建物被害量は兵庫県の地震被害想定（伏在断層地震）（平成21～22年度、兵庫県）、災害廃棄物発生量原単位は災害廃棄物対策指針技術資料「技1-11-1発生量の推計方法」（H26.3、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）から作成。

- 注）1．想定されている地震のうち三田市における建物被害量が最も大きい市内伏在断層地震の建物被害量を用いた。
- 2．火災焼失に伴う減量率は、木造建物で34%減、非木造建物で16%減とされているが、被害想定では木造・非木造の区分はされていないため、木造建物の34%減の数値を用いた。
- 3．南海トラフ巨大地震の発生量推計は広域的な津波被害を伴う災害の発生原単位である。
- 4．阪神・淡路大震災の実績から算定した原単位は処理量の実績による。

第3節 コミュニティ防災力の向上

自らの安全、自らのまちは自らの手で守るという防災の原点に立ち、市民や地域の防災力の向上に関する施策について定める。

第1 防災意識の高揚

市民等の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及や防災教育、防災訓練の実施等の啓発活動を推進する。

1 ハザードマップさんだの配布（危機管理課）

災害時における市民の行動や心構え、避難場所等の防災関係施設が明示されたハザードマップさんだを配布、周知し、市民の防災意識の普及と醸成を図る。

2 防災訓練等の実施（危機管理課・消防本部）

自主防災組織や自治会等の地域団体を通じて、初期消火、避難誘導、救出・救護等に関する訓練や講習会の実施や、地域固有の災害リスクに応じたハザードマップ、防災マニュアルの作成を推進し、市民の防災に関する知識や技能の向上を図る。

また、地域自らがまち歩きやワーキングを行い、地域版防災マップを作成する共助の取組により、地域の防災力向上を図る。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。避難所運営班は各指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当と保健福祉担当が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 防災知識の普及（危機管理課・消防本部）

日頃から市広報紙等により、災害に対する備え、未然防止策、災害発生時の心得、災害教訓の伝承、避難指示等の発令基準について広報し、避難行動への負担感や正常性バイアス等を克服し、取るべきタイミングで避難行動をとることができるよう、啓発を図る。避難指示等が発令された場合、指定避難所や安全な親戚や知人宅などへの避難が考えられるが、ハザードマップ等を確認し自宅で安全確保が可能な場合は在宅避難を行うことも考えられる。また、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保を行うことが必要となる。これらの避難行動について、市民等への周知徹底に努めるものとする。

また、平常時から、市民自らが自助により、災害に備えて準備することが重要であることから、防災リーダーの育成等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用するなど、啓発を図る。

さらに、消防署を利用して、市民に対して展示コーナー、体験シミュレーション等による体験学習の機会を提供する。

第2 自主防災体制の育成

被害の拡大防止や二次災害の未然防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの初期段階においては、地域住民主体の防災活動に負うところが大きい。そのためには、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進するとともに、地域住民が自治会等の既存組織を活用して防災を目的とした組織形成を図ることが必要となる。

市は、災害対策基本法に基づき消防本部と密接に連携、協力しながら市民の組織的な防災活動の基礎となる自主防災組織の結成促進と育成、強化を図る。

また、市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めることとする。

1 地区防災計画の策定等（危機管理課）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体

的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の編成（危機管理課）

自主防災組織は、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等で編成する。

3 自主防災組織の活動内容（危機管理課・消防本部）

(1) 平時の活動

- ア 地震防災に関する知識の向上
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域における危険度の把握
- エ 地域における消防水利の確認
- オ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- キ 避難所・医療救護施設の確認
- ク 防災資機材の整備・管理
- ケ 防災訓練の実施等

(2) 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火
- イ 負傷者の救助
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導、避難生活の指導
- カ 給食・給水
- キ 近隣地域への応援等

4 自主防災組織の結成促進と育成（危機管理課）

三田市自主防災組織助成要綱に基づき、結成組織に対して防災活動を行うために必要な防災資機材等の整備と運営に要する経費の一部を助成する。また、自主防災組織における女性リーダーの育成を図る。

5 自主防災組織の強化（危機管理課）

各自主防災組織間の連携強化と自治会連合会、学校関係者、消防団等の地域団体との地域防災活動の充実のために連絡協議会等の設立を促進する。

【資料2-3-1】自主防災組織一覧

第3 消防団の充実強化（消防本部）

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、水防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化を図る。

1 消防団の充実強化に向けた役割

- (1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。
- (4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力を努める。

2 市の取り組み

市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。

- (1) 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- (2) 消防団員に対する教育訓練の実施
- (3) 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- (4) 消防団員の処遇の改善
- (5) 消防団の装備の改善
- (6) 消防団の活動拠点施設の整備
- (7) 女性消防団員の加入促進
- (8) 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- (9) 大学等の協力による消防団員の確保
- (10) 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第4 事業所の防災体制の強化（消防本部・産業振興部）

消防本部では、防火管理者設置義務事業所を中心に職場を組織的、機能的に活用して災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策、復旧・復興が効果的に行えるよう、事業継続計画の作成支援を防火管理講習会を通じて行い、企業の防災組織の育成と強化に努める。また、自主防災組織の活動と連携して、地域の防災活動の積極的な推進策を検討する。

各事業所においては、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

市及び商工会は、企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることとする。

第5 児童・生徒に対する防災教育（学校教育部）

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

- ア 避難所指定に関わる学校と市防災部局・自主防災組織との連携強化について
- イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
- ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について
- エ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について

【資料2-3-2】 学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順に係る留意事項

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

- ア 一般教職員への研修会の実施
 - ・各教育事務所ごとに年2回実施
- イ 防災教育推進指導員養成講座
 - ・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。2年間で修了
- ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の設置
 - ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成（上限150人）
 - ・避難所運営班、心のケア班、学校教育班、学校給食班の4班編成
 - ・災害時には、他府県等の派遣要請に基づき、被災した学校の復興を支援
 - ・平時には、県内各地域の防災体制及び防災教育を推進
 - ・年2回、訓練・研修会を実施

(2) 各学校は「三田市地域防災計画」及び「学校防災マニュアル」に基づき「学校防災計画」を作成し、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努めることとする。

また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

① 学校防災体制の整備充実を図る。

- ア 災害発生時の初動体制の確立
- イ 学校独自の「災害対応マニュアル」の作成
- ウ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、実践的な訓練等の実施

② 安全教育の充実を図る。

- ア 年間指導計画に基づく系統的・計画的な指導
- イ 防災（避難）訓練の工夫による防災リテラシーの育成

③ 人間教育を原点とした防災教育を推進する。

- ア 防災教育副読本の活用
- イ 防災学習の実践
- ④ ボランティア教育を推進する。
 - ア ボランティアの理念等についての学習機会の充実
 - イ 実践的活動の促進

第4節 中山間地等における地震対策（危機管理課）

地震等によって孤立するおそれのある集落における備えについて定める。

第1 内容

1 孤立集落の抽出

中山間地域などの集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域をあらかじめ抽出しておくこととする。

2 孤立集落との通信確保

集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、通信機器のための非常用電源の確保及びその燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ることとする。

3 物資供給、救助活動への備え

地震等により孤立することが想定される集落において、物資供給、救助活動を行えるよう、ヘリコプターのホイスト可能地点の確保等の整備に努めることとする。

4 道路・ライフライン等寸断への対策

迅速な道路被害状況の収集及び関係機関への情報提供が行なえるよう、消防団員等の連携体制等の整備に努めることとする。

5 要配慮者に対する支援対策

防災関係部局と福祉部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制の整備に努めることとする。

6 広報

住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、平常時から啓発に努めることとする。

【資料2-3-3】中山間地等における孤立可能性集落

第3章 災害応急対策計画

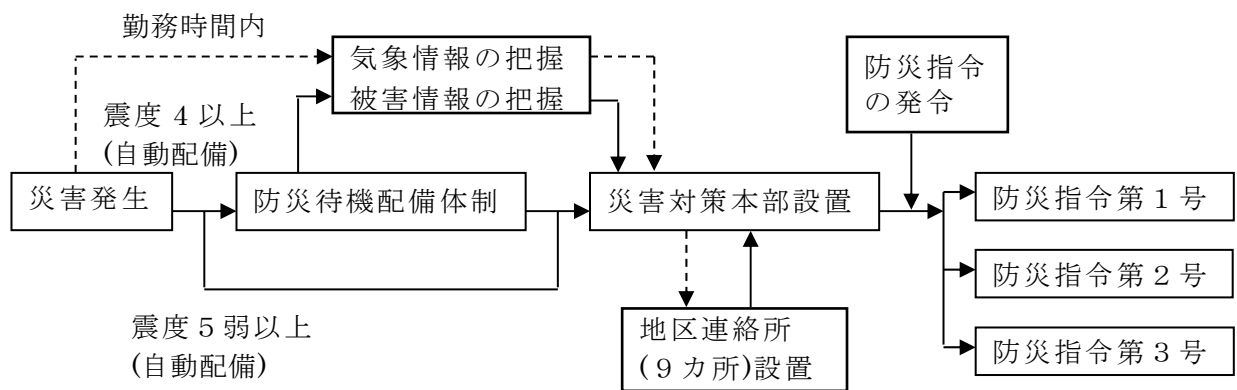
この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための措置について定める。

第1節 活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施する活動体制について定める。

第1 活動体制

市長は、大規模地震が発生した場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。



【資料 3-1-1】地震の震度階

1 防災待機配備体制（危機管理課）

災害対策本部設置前の夜間及び休日等の勤務時間外において、震度4以上の地震が発生した場合（自動配備）及び市内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれがある場合、防災待機配備要員（以下「参集要員」という。）による防災待機配備体制をとり、その後の防災対策を滞り無く実施するための初期の防災活動を行う。

(1) 実施体制

実施の責任者は危機管理監とするが、不在の場合又は予想される災害により、副危機管理監が代行する。

配備の基準は、次のとおりとする。

防災待機配備	市内で震度4以上の地震を観測した場合（自動配備）及び市内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれがある場合、予め市長の任命した職員は配備につき、災害対策本部設置及び防災指令第1号配備の準備に当たる。
--------	--

(2) 防災待機配備要員

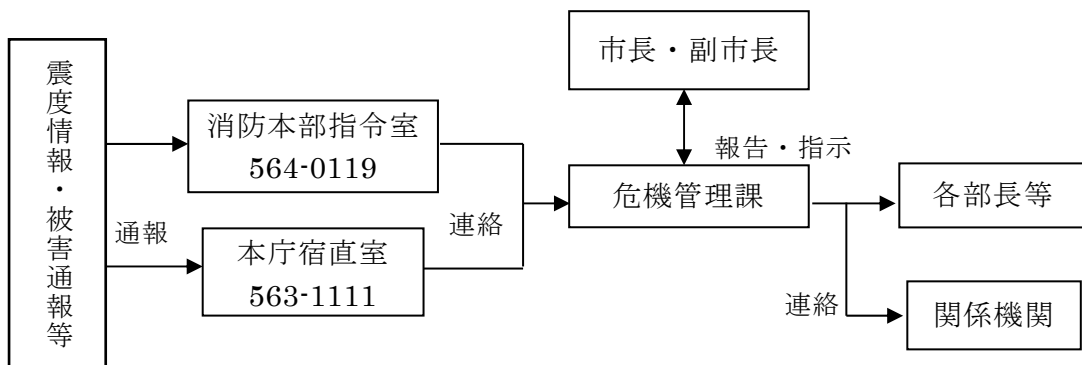
参集要員は、防災班、農業班、水防班、土木班及び住宅班を所管する部長及び班長を中心に、市長が予め任命した職員で防災待機配備体制をとる。

ただし、その他の職員については、災害対策本部の組織体制に基づく連絡確認をとった上で、自宅待機により所定の配備へ速やかに行動できるよう準備する。

(3) 動員配備

防災班長は、災害応急対策連絡網に基づく災害情報連絡（消防本部からの震度情報又は市民からの被害通報等）を受けたときは、直ちに参集要員への招集連絡を行う。また、参集要員は、防災班長の指示に基づき、予め指定された場所（本庁又は所属の勤務場所）に参集し、防災待機配備体制（震度4以上で防災待機配備要員は、**自動配備**）による災害対策本部設置までの初期の防災活動を行う。ただし、震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は**自動配備**により参集し、災害対策本部を設置する。

なお、地震による被害により交通手段が途絶された場合は予め指定された場所（本庁、所属の勤務場所又は地区連絡所）にあらゆる手段を講じて参集するものとする。



(4) 初期の防災活動の実施

参集要員は、事務局の設置、被害情報の収集及び分析、災害対策本部設置の検討及び職員動員体制の検討等の任務に当たる。

(5) 防災待機配備体制の解除

災害対策本部の設置により防災待機配備体制を解除し、必要な引継を行った後にそれぞれの非常配備体制に移行する。

2 災害対策本部の設置（危機管理課）

大規模地震の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された場合、市長は災害対策本部を設置し、庁内及び関係機関並びに一般住民等に対し通知公表する。

なお、震度5弱以上の場合は、直ちに災害対策本部を設置することとし、被災状況により防災指令第2号又は第3号に基づく非常配備体制を迅速にとる。

【資料 1-5-4】 三田市災害対策本部条例

【資料 1-5-5】 三田市災害対策本部設置要綱

(1) 実施の責任者

総括指揮権限は本部長（市長）とするが、不在の場合は次の順序による。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	危機管理監	副危機管理監

(2) 設置場所・方法

災害対策本部、本部事務局は、別に定める「風水害対応マニュアル」に準じて市役所本庁3階の会議室に設置する。

ただし、災害対策本部に予定する場所が破損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順序により本部を移設する。

優先順位	指 定 場 所	所 在 地	電話番号
第1順位	消防本部	下深田396	564-0119

(3) 設置の周知

災害対策本部を設置した際、市民に対してホームページ、さんだ防災・防犯メール、SNSなどの媒体により周知し、防災関係機関へはフェニックス防災システムなどを通じて伝達する。

(4) 災害対策本部の解散

災害が発生するおそれがなくなると認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められた時は、災害対策本部を解散する。

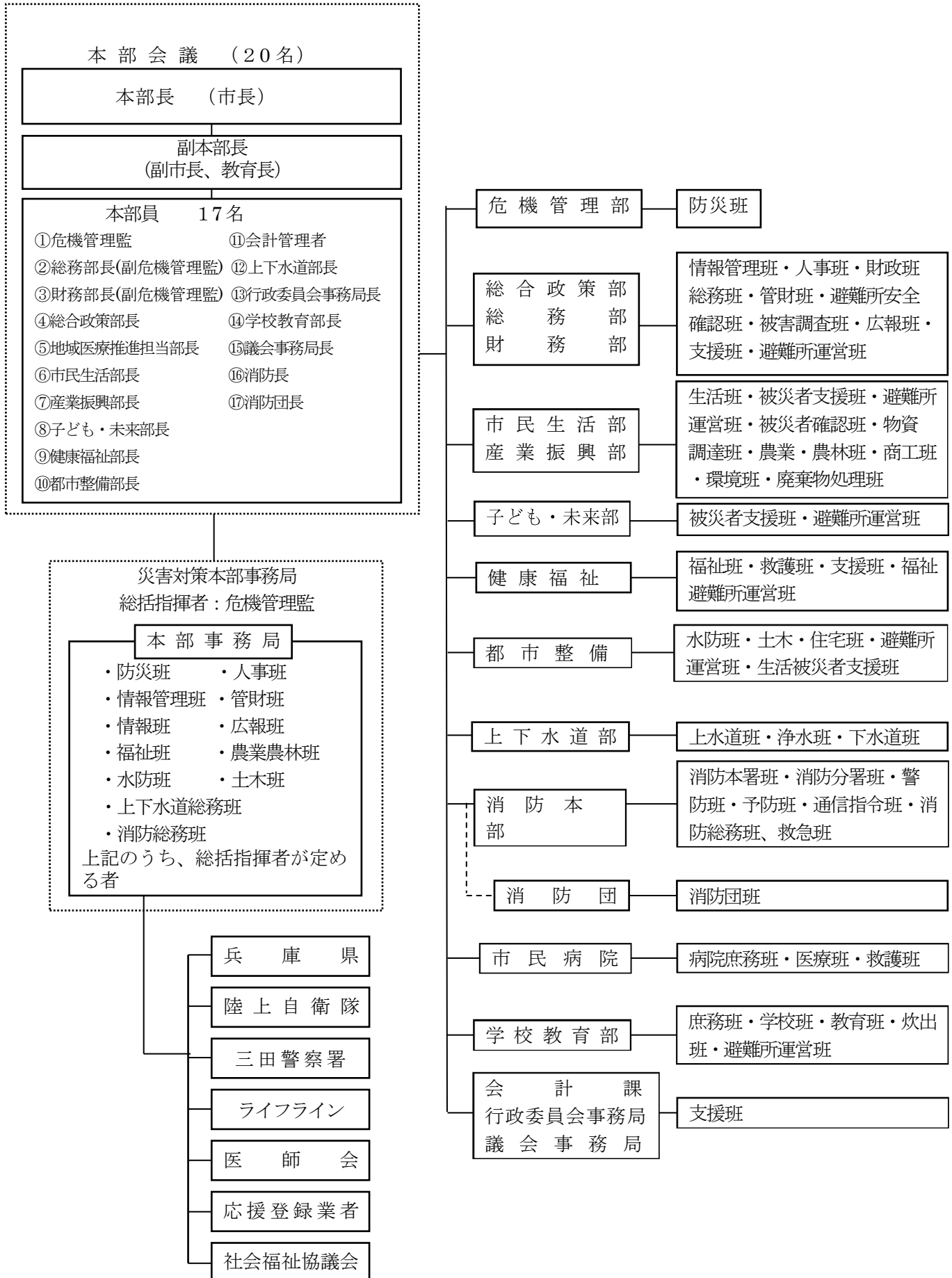
(5) 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織は、次の図による。

本部の運営は、本部事務局が運営事務を行い、本部長、副本部長及び本部員で構成される本部会議が災害対策の方針決定を行う。

本部の決定事項は、本部長の指示として各本部員を中心に速やかに各班長を經由して各職員に知らしめる。

【三田市災害対策本部組織図】



三田市災害対策本部の編成及び事務分掌

部名	班名	担当部課名	事務分掌
危機管理部 ◆危機管理監	防災班	危機管理課	1 災害対策本部の設置及び解散に関するすること (以下「に関すること。」省略) 2 災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定 3 本部会議、庶務 4 本部長の指揮、命令伝達 5 本部室の設置 6 自衛隊等の派遣要請及び受入調整 7 市議会、県及びその他防災関係機関への報告指示、協力要請及び連絡調整 8 高齢者等避難・避難指示等の発令 9 災害支援本部の設置 10 応援・受援体制の要請 11 災害に関する各種市民相談 12 広域一時滞在の受入れ及び支援 13 要配慮者支援（避難行動要支援者名簿・個別支援計画の作成） 14 部内各班との連絡調整
部名	班名	担当部課名	事務分掌
総務部 ◆総務部長 ●総務部次長	情報管理班	DX推進課	1 情報システムの被害調査及び復旧 2 災害対策時の情報システムの稼働支援 3 部内への支援
	人事班	人事戦略課	1 職員の招集、出勤及び解散 2 職員の出勤状況の把握及び記録 3 応援職員の派遣命令 4 災害活動従事職員の被服、食糧、諸手当、公務災害補償等 5 他市町職員の応援要請 6 その他職員の動員につき必要な事項 7 部内への支援
	総務・管財班	総務課 契約検査課	1 公用車の配車 2 災害応急車両の借上げ及び運行計画 3 庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設 4 災害対応用品の準備及び整理 5 市有財産の緊急使用 6 被害状況調査の取りまとめ 7 電話、ファクス、テレビ、ラジオ等による気象、地震、交通等情報収集 8 各種情報や記録写真の収集整理伝達 9 部内各班との連絡調整 10 部内への支援

部名	班名	担当部課名	事務分掌
財務部 ◆財務部長 ●財務部次長	避難所安全確認班	公共施設マネジメント推進課	1 市指定避難所の安全確認 2 震度5弱以上の地震を観測した際に確認を実施 3 風水害時には部内応援
	財政班	財政課	1 国、県の災害関係資金 2 土嚢の作成(水防時) 3 義援金配分委員会及び募集(被災者支援システム) 4 部内各班との連絡調整 5 部内への支援
	被害調査班	税務課 収納対策課	1 被災者の避難誘導 2 土嚢の作成(水防時) 3 家屋の被害調査 4 罹災証明の発行(被災者支援システム) 5 部内への支援
部名	班名	担当部課名	事務分掌
総合政策部 ◆総合政策部長 ●総合政策部次長 ●総合政策部担当次長	広報班	政策課 秘書課 広報広聴課 移住定住促進課 公民連携推進課 地域医療推進課	1 災害視察等の対応 2 各市への報告、協力及び連絡調整 3 部内への支援 4 災害写真の記録 5 報道機関との連絡調整 6 記者発表 7 市民への災害広報活動 8 被災地における広報活動 9 庁内広報
部名	班名	担当部課名	事務分掌
会計管理者 ◆会計管理者	支援班	会計課	1 土嚢の作成(水防時) 2 都市整備部(水防班・土木班)への支援
部名	班名	担当部課名	事務分掌
市民生活部 ◆市民生活部長 ●市民生活部次長	生活班・被災者支援班・避難所運営班	地域づくり推進課(さんだ市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、広野市民センター、ふれあいと創造の里、藍市民センター、フラワータウン市民センター、ウッドィタウン市民センター、まちづくり協働センター)文化スポーツ課	1 自治会への指導、協力要請及び連絡調整 2 市指定避難所・地区連絡所(市民センター・ふれあいと創造の里・有馬富士共生センター・さんだ市民センター・母子山の峰会館)の開設・運営 3 市指定避難所における避難状況の記録及び取りまとめ報告(災害情報システム・被災者支援システム) 4 死体の収容場所の設置、収容 5 避難所における避難状況の記録及び取りまとめ報告 6 文化財、社会教育施設の被害調査 7 ホームステイ、民間住宅のあつ旋及び相談 8 部内各班との連絡調整 9 部内への支援

	被災者確認班・物資調達班	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害の調査及び把握 2 被災者の確認及び戸籍、住民基本台帳 3 犠牲者・遺族台帳（被災者台帳）の作成（被災者支援システム） 4 尋ね人の相談 5 被服、寝具等の救援物資の集出荷場所の確保 6 応急食糧及び救援物資の確保、供給（被災者支援システム） 7 物資の買占め防止 8 部内への支援
	環境班	環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染物質の流出防止対策 2 環境衛生施設の被害状況調査 3 応急食糧及び救援物資の確保、供給の支援（被災者支援システム） 4 埋火葬及び記録（他自治体での火葬、火葬相談窓口設置含む） 5 浴場開放等入浴サービス、仮設風呂の設置 6 公衆浴場のあつ旋 7 被災動物の保護及び一時保管対策 8 原子力災害等モニタリングの情報収集 9 部内各班との連絡調整 10 部内への支援
	廃棄物処理班	クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿の収集、処理及び清掃 2 仮設トイレの設置及び管理 3 災害廃棄物処分場の確保 4 災害廃棄物の収集、処理及び清掃（被災者支援システム） 5 部内への支援
部名	班名	担当部課名	事務分掌
産業振興部 ◆産業振興部長 ●産業振興部次長	農業・農林班	農業振興課 農村整備課 里山保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の指示により、応援登録業者への応援依頼 2 農業土木施設の被害調査及び応急対策 3 水利組合等への応急作業依頼 4 農産物及び家畜の被害調査 5 家畜の応急救護及び防疫 6 部内への支援
	商工班	産業政策課 まちなブランド 観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者への支援 2 商工業者の被害調査 3 商工業者への指導、協力要請及び連絡調整 4 旅館等宿泊施設のあつ旋 5 雇用の確保 6 部内への支援

部名	班名	担当部課名	事務分掌
健康福祉部 ◆健康福祉部長 ●健康福祉部次長	福祉班	地域福祉課 生活福祉課 人権共生推進課 障害福祉課 介護保険課	1 要配慮者安否確認（窓口設置）、被害調査および把握、情報整理、避難誘導） 2 各種団体・施設への協力要請及び連絡調整 3 被災者の福祉相談、市営住宅入居 4 福祉施設の被害調査 5 全ての要配慮者の被災者調査及び要配慮者トリアージの実施 6 災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付事務 7 災害ボランティアセンターとの連絡調整 8 日本赤十字社兵庫県支部との連絡調整 9 外国人の被災相談 10 部内各班との連絡調整 11 部内への支援
	救護班	高齢者支援課 健康増進課 国保医療課	1 被災地区の防疫 2 健康福祉事務所及び市医師会等との連絡調整・応援要請 3 感染症患者の収容 4 救護所の開設 5 医療救助活動 6 福祉避難所（総合福祉保健センター）の開設・運営 7 福祉避難所における避難状況の記録及び取りまとめ報告（災害情報システム・被災者支援システム） 8 避難所における避難者の健康相談 9 部内への支援
部名	班名	担当部課名	事務分掌
子ども・未来部 ◆子ども・未来部長 ●子ども・未来部次長	被災者支援・避難所運営支援班 支援班（避難所運営）	子ども政策課 子ども家庭課 子ども育成課 保育振興課 幼児教育振興課 市立幼稚園 市立認定こども園	1 市指定避難所（小野幼稚園）の開設・運営の支援 2 市指定避難所（小野幼稚園）における避難状況の記録及び取りまとめ報告（災害情報システム・被災者支援システム） 3 市指定避難所（小・中学校、福祉避難所（県立学校含む））の開設・運営の支援、避難状況の記録及び取りまとめの報告 ※災害情報システム・被災者支援システムは学校教育部が対応 4 所管施設や関連施設などの連絡調整や情報収集総括、本部への報告、部内への支援
	三田保育所 市立幼稚園	三田保育所 市立幼稚園 市立	5 市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園園児の安全対策、被害調査及び、応急保育・教育対応

部名	班名	担当部課名	事務分掌
都市整備部 ◆都市整備部長 ●都市整備部次長	水防班・土木班	管理課 建設課 都市整備課 用地対策課	1 水防防災対策会議の設置要請 2 水防資機材の整備及び管理 3 河川水位の観測及び河川情報の収集 4 道路通行規制 5 避難路及び緊急輸送道路の確保 6 本部の指示により、応急登録業者への応援要請 7 電力、電話及びガス施設の応急対策要請 8 公共土木施設の被害調査及び応急対策 9 部内各班との連絡調整 10 部内への支援
	住宅班	都市課 審査指導課 交通政策課 (生活福祉課)	1 建物の危険度判定 2 応急仮設住宅の建設 3 応急仮設住宅の管理運営窓口の設置 4 応急仮設住宅及び公営住宅への入居(被災者支援システム) 5 宅地造成地の被害調査及び応急対策 6 部内各班との連絡調整
	公園班	公園みどり課	1 避難所〔市指定避難所(城山公園)〕の開設・運営 2 避難所〔市指定避難所(城山公園)〕における避難状況の記録及び取りまとめ報告(災害情報システム・被災者支援システム) 3 下青野公園管理事務所の開設 4 下青野公園管理事務所における避難状況の記録及び取りまとめ報告(災害情報システム・被災者支援システム) 5 広域輸送拠点の運営 6 公園施設の被害調査及び応急対策 7 部内への支援
部名	班名	担当部課名	事務分掌
上下水道部 ◆上下水道部部长	上水道班	上水道課 経営管理課	1 市災害対策本部との連絡調整 2 応急給水 3 給水のための機材調達 4 市職員の応援依頼 5 兵庫県企業庁水道課への支援要請 6 三田市上下水道工事業協同組合への応援依頼 7 災害対策本部の指示により他市町、他府県、日本水道協会への給水支援要請 8 上下水道施設等の被害状況及び災害対策状況の収集整理 9 管路の復旧 10 復旧資材の調達 11 応急給水等の広報 12 部内各班との連絡調整 13 部内への支援

	浄水班	浄水施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害調査 2 応援給水の配水 3 施設の復旧 4 復旧資材の調達 5 部内への支援
	下水道班	下水道課 経営管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の被害調査 2 下水道施設等の応急復旧対策 3 応急処理用資機材の確保
部名	班名	担当部課名	事務分掌
消防本部 ◆消防長 ●消防次長 ●消防署長	消防署本署班	本署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災等災害防御活動 2 人命救助、救急活動 3 その他災害活動全般
	消防署分署班	東分署 西分署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災等災害防御活動 2 人命救助、救急活動 3 その他災害活動全般
	警防班	警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮 2 部内各班との連絡調整 3 応援・受援対応
	通信指令班	警防課指令係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の招集・出動指令 2 気象予報及び気象警報の伝達 3 情報収集・伝達 4 災害現場状況の把握・集約 5 関係機関との連絡調整
	予防班	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報 2 被災地の警戒 3 避難誘導 4 災害調査及び情報収集 5 自主防災組織との連携 6 その他被災における応急作業
	救急班	救急課	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災等災害防御活動 2 人命救助、救急活動 3 その他災害活動全般
	消防総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材等の調達 2 燃料・食料等の調達 3 関係機関との連絡調整 4 消防団の連絡調整 5 その他被災における応急作業
消防団部 ◆消防団長 ●副団長 ●副団長	消防団班	各消防分団 (1～7) 総務課(消防本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域の警戒、巡視及び報告 2 避難誘導 3 被災者の救助 4 防災作業全般

部名	班名	担当部課名	事務分掌
市民病院 ◆市民病院事業管理者 ●市民病院副院長 ●市民病院事務局長	病院庶務班	市民病院 診療部 看護部 総務課 医事企画課	1 医療、助産活動の庶務 2 医薬品、衛生材料の調達、あつ旋、配分等 3 部内各班との連絡調整
	医療班（院内）		1 被災者の応急診療 2 重傷患者の収容
	救護班（院外）		1 救護所における医療活動
部名	班名	担当部課名	事務分掌
学校教育部 ◆学校教育部長 ◆学校教育部担当部長(学校再編担当) ●学校教育部次長	庶務班	教育総務課 学校再編課	1 避難所の開設及び設営にかかる総合調整・運営（災害情報システム等への入力） 2 県教育委員会等関係機関への報告 3 教育施設の被害調査 4 部内各班との連絡調整 5 部内への支援 6 学校施設との連絡調整
	学校班	小中学校 特別支援学校	1 児童及び生徒の安全対策 2 児童、生徒及び教職員の被害調査 3 市指定避難所（小中学校）・福祉避難所（ひまわり特別支援学校中・高等部）・地区連絡所（小学校）の開設、運営 4 市指定避難所における避難状況の記録及び取りまとめ報告（災害情報システム・被災者支援システム） 5 学校施設の被害調査 6 P T A等教育関係団体への協力要請 7 応急教育対策 8 部内への支援
	教育班・避難所運営班	学校教育課 教育支援課 教育研修所 地域クラブ推進課	1 児童、生徒及び教職員の被害調査 2 市指定避難所（小中学校）・福祉避難所（ひまわり特別支援学校中・高等部）・地区連絡所（小学校）の開設、運営 3 市指定避難所における避難状況の記録及び取りまとめ報告（災害情報システム・被災者支援システム） 4 被災児童・生徒の就学援助 5 非常時における教育機関の運営、指導 6 部内への支援
	炊出班 （ゆりのき台給食センター・清水山給食センター）	学校給食課	1 被災者、作業隊員に対する炊き出し及び救助用食糧の確保 2 主食、副食等の調達及びあつ旋並びに配分 3 給食搬送車による搬送 4 部内への支援

部名	班名	担当部課名	事務分掌
行政委員会事務局 議会事務局 ◆行政委員会事務局 局長 ◆議会事務局長 ●議会事務局次長	支援班	選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 (公平委員会、 固定資産評価審 査委員会) 農業委員会事務 局 議会事務局	1 各部への支援 2 土嚢作成の支援(水防時)

※ ◆印は総括責任者、●印は総括副責任者を示し、責任者が事故又は不在の場合は副責任者がその職務を代行する。
 交代時等の責任者や副責任者等については職員配備表による。

3 防災指令の発令（危機管理課）

本部長は、災害の規模、種類、被害発生予想される時期等に応じて必要な防災体制をとるため、次の基準により防災指令を発令し、本部要員の動員、配置を行うものとする。

(1) 防災指令の種類及び基準

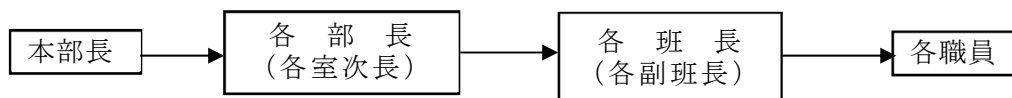
種 類	発 令 基 準	配備につくべき職員	主な活動内容
防災指令第1号	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、市内にもかなりの震度が予測される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき ●市内で震度4以下の地震を観測し、小規模な被害が生じたとき ●市内で震度5弱以上の地震を観測したとき <p style="text-align: center;">（自動配備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●待機、警戒及び第1号配備職員 ●必要と認める場合はその都度定める職員 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災のための警戒及び情報の収集 ●発生した災害に対する応急措置
防災指令第2号	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で震度5弱以下の地震を観測し、中規模な被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ●市内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき <p style="text-align: center;">（自動配備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●待機、警戒、第1号及び第2号配備職員 ●必要と認める場合はその都度定める職員 	<ul style="list-style-type: none"> ●予想される災害に対処するための準備処置 ●発生した災害に対する応急措置
防災指令第3号	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で震度6弱以下の地震を観測し大規模な被害が生じたとき、又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ●市内で震度6強以上の地震を観測したとき <p style="text-align: center;">（自動配備）</p>	全 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ●予想される災害に対処するための準備処置 ●発生した災害に対する応急措置

※ なお、特別配備体制は別途本部長が定める。

【資料 3-1-1】 東海地震及び南海トラフ地震に関する情報への対応

(2) 発令の方法

防災指令が発令された場合は、災害情報システム参集メール、庁内放送、電話等適切な手段を用いて、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等により関係者に防災指令の内容を迅速かつ的確に伝達する。



4 地区連絡所の設置（危機管理課・市民生活部・学校教育部）

震度5弱以上の地震が発生した場合に災害発生直後から数日間の情報収集活動、広報活動、市民相談などを行うため、地区連絡所を設置する。

(1) 実施の責任者

市長が予め任命した総括責任者（代行：副責任者）が地区連絡所の責任者となる。

(2) 開設場所

地区連絡所は、地区毎に以下の箇所に設置する。ただし、地区連絡所に予定する場所が、破損等の被害を受け、連絡所としての機能を全うすることができないと当該連絡所の総括責任者が判断した場合は次の順序により地区連絡所を移設する。

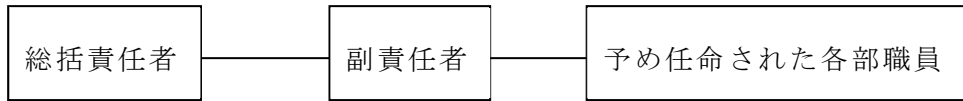
	管轄区域	設置場所	電話番号 FAX 番号	第2順位箇所	電話番号 FAX 番号
1	三田地区	さんだ市民センター	563-2991 563-2992	——	——
2	広野地区	広野市民センター	567-0490 560-5017	広野小学校	567-0024 567-0343
3	小野地区	有馬富士共生センター	566-1200 566-1199	小野幼稚園	566-0502 566-0591
4	母子地区	母子山の峰会館	566-0070 〃	——	——
5	高平地区	高平ふるさと交流センター	569-1811 569-0211	高平小学校	569-0142 569-0399
6	藍地区	藍市民センター	560-7551 560-7553	藍中学校	568-3747 568-3740
7	本庄地区	ふれあいと創造の里	568-4000 560-7013	本庄小学校	568-1002 568-4639
8	フラワータウン地区	フラワータウン市民センター	562-5555 560-2102	武庫小学校	563-1761 563-5462
9	ウッドタウン・カルチャータウン地区	ウッドタウン市民センター	565-2443 565-2444	けやき台小学校	565-1950 565-1951

注) 三輪地区は災害対策本部で対応する。

(3) 組織体制

地区連絡所の組織は、災害対策本部体制に準拠し、市長が予め任命した特別非常参集要員をもって任務を遂行する。

なお、総括責任者は平常から施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設設備などについて熟知しておくものとする。



(4) 地区災害応急活動の実施

各地区連絡所に配備された職員は、当該地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施に当たる。

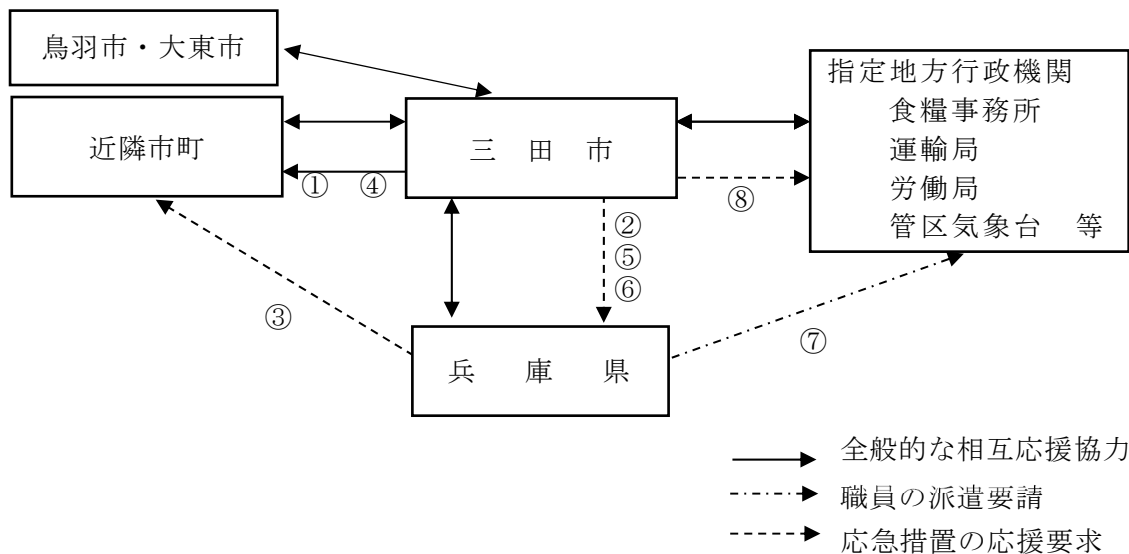
- ア 地区連絡所の開設及び標示板の掲示
- イ 被害情報（人的被害、道路、倒壊家屋等）の収集
- ウ 住民に対する広報活動
- エ その他災害対策本部等の指示した事項

5 防災応援協力体制（危機管理課）

大規模災害が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分となる可能性があるため、災害対策基本法や予め締結した協定等に基づき防災活動の応援要請を行う。

(1) 行政機関との応援協力体制

災害応急対策を実施するにあたり、行政機関の協力が必要と認められた場合は、必要事項を明確にした上で、所定の手続きにより防災班から応援協力を要請する。



- ① 三田市から近隣市町に対する応急措置の応援要請（法第 67 条）
- ② 兵庫県に対する応急措置の応援要請及び実施要請（法第 68 条）
- ③ 兵庫県から市町に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示(法第 72 条)
- ④ 三田市から近隣市町に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- ⑤ 兵庫県に対する職員派遣の斡旋要請（法第 30 条第 2 項）
- ⑥ 兵庫県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣の斡旋要請
（法第 30 条第 1 項）
- ⑦ 兵庫県から指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣要請
（法第 29 条第 1 項）
- ⑧ 三田市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（法第 29 条第 2 項）

【相互応援協定の締結状況】

【参照 第 2 章第 2 節第 1 4 応援協力体制の確立】

【参照 資料編 相互応援協力協定一覧】

注) 「法」とは「災害対策基本法」を示す。

【衛星通信ネットワーク近隣市町連絡先】

市 町 名	課 名	地球局番号	市 町 名	課 名	地球局番号
神戸市	危機管理室 F A X 8 F 会議室	7-100-52 7-100-61 7-100-53	宝塚市	都市安全部 危機管理室 総合防災課 F A X 防災センター	7-214-52 7-214-61 7-214-53
尼崎市	危機管理安全部 災害対策課 F A X 警備室	7-202-52 7-202-61 7-202-53	川西市	総務部 危機管理課 F A X 宿直警備員室	7-217-52 7-217-61 7-217-53
西宮市	総務局危機管理室 防災危機管理課 F A X 宿直室	7-204-52 7-204-61 7-204-53	猪名川町	企画総務部 生活安全課 F A X 宿直室	7-301-52 7-301-61 7-301-53
伊丹市	総務部 危機管理室 F A X 1 F 会議室	7-207-52 7-207-61 7-207-53	丹波篠山市	市民生活部 市民安全課 F A X 宿直室	7-661-391 7-661-390 7-661-392
芦屋市	都市政策部 防災安全課 F A X 庁議室	7-206-52 7-206-61 7-206-53	三木市	総合政策部 危機管理課 F A X 警備員室	7-215-2425 7-215-5414 7-215-2106

(2) 防災関係団体等との応援協力体制

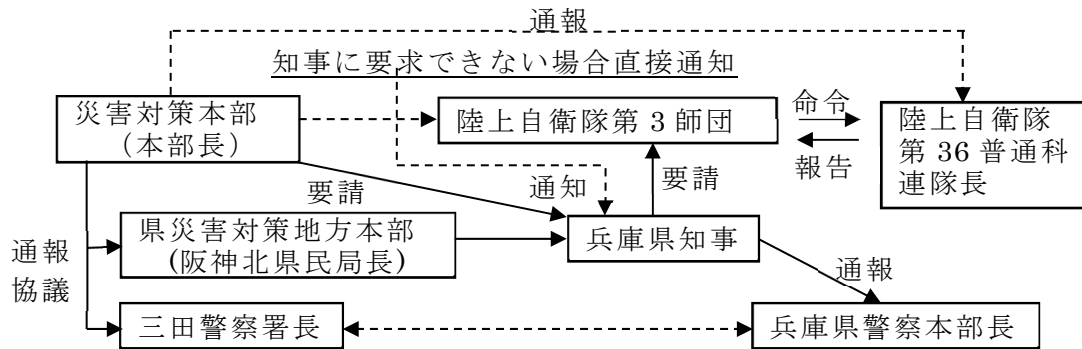
指定公共機関や指定地方公共機関など、予め協定等により災害時の応援協力体制を締結している防災関係団体等に対し、応援要請内容を明らかにした上で、所定の手続により各班から応援協力を要請する。

【参照 資料編 協定集】

活動項目	要請担当	応援協力要請先
炊出しの実施	福祉班、防災班	三田市赤十字奉仕団、陸上自衛隊
食糧の調達	物資調達班	米穀販売業者・製パン業者【資料 3-8-1】 物資等供給協定締結事業者【協定 4-1、4-3】
物資の調達	物資調達班	物資等供給協定締結事業者【協定 4-1～11】
収容棺等の調達	生活班	【資料 3-7-3】収容棺等の調達
公衆浴場の斡旋 仮設風呂の設置	環境班、防災班	第3章第9節第2 入浴サービス及び仮設風呂の設置参照 陸上自衛隊
要配慮者への支援	福祉班・消防団班	三田市社会福祉協議会 三田市民生委員児童委員協議会
医療及び助産	救護班 医療班	三田市医師会、三田市歯科医師会 三田市薬剤師会 医薬品の供給に関する協定締結事業者 相互応援協定（自治体病院開設者協議会）締結市町
生活関連施設の復旧	水防班、土木班	西日本電信電話(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、プロパンガス協会
緊急輸送手段の確保	防災班	輸送協定締結事業者 【資料 3-5-2】指定輸送業者一覧表
水道施設復旧、給水	復旧班、給水班	三田市上下水道工事業協同組合 自衛隊、兵庫県企業庁、日本水道協会兵庫県支部、相互応援協定締結市町 【資料 3-10-1】三田市内上下水道工事業者一覧 【資料 3-10-2】 上水道施設応急復旧用資機材調達先一覧
災害緊急放送 災害情報の放送	広報班	放送協定締結報道機関 【資料 3-2-3】報道機関内の連絡先一覧
消防水等の供給	警防班	相互応援協定締結市町 人材・資材・技術等提供協定締結事業者 （災害時等における消防用水等の供給支援協力に関する協定：大阪広域生コンクリート協同組合）
応急作業従事	水防班・土木班 公園班・住宅班	人材・資材・技術等提供協定締結事業者 【資料 3-7-1】三田市登録業者
各種ボランティア	救護班	三田市社会福祉協議会 （ボランティア活動センター）
応急危険度判定の実施	住宅班	第3章第9節第16 被災建築物応急危険度判定の実施 (3)復旧に関する指導・相談 【被災建築物応急危険度判定士等の協力依頼先】
応急仮設住宅の建設	住宅班	第3章第9節第14 建設資材の調達先掲載事業者
地域防災活動	避難所運営班 予防班	三田市区・自治会連合会 自主防災組織
廃棄物の運搬・処理	廃棄物処理班	第3章第9節第31(5)エ 一般廃棄物収集運搬許可業者 相互応援協定締結市町 （兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定）
仮設トイレの設置	廃棄物処理班	ベクセス株式会社
災害情報の連絡	防災班	兵庫県災害対策本部、兵庫県阪神北県民局 兵庫県三田警察署、西日本電信電話(株) アマチュア無線非常通信協力会【第3章第2節4(5)】
情報連絡員、緊急災害 対策派遣隊の派遣	防災班	近畿地方整備局
下水道施設の復旧支援	下水道班	三田環境整備事業協同組合

6 自衛隊災害派遣要請（危機管理課）

自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、所定の手続により防災班から派遣を要請する。



(1) 派遣要請基準

本部長は、災害応急対策の実施にあたり、市の組織等を活用しても、なお、事態を收拾することができない場合、又は事態が急迫し緊急を要する状況にあるときは、次の基準により自衛隊の派遣を要請する。

- ア 人命救助及び行方不明者の捜索のため、増援を必要とするとき。
- イ 避難の援助として避難者の誘導、輸送等について増援を必要とするとき。
- ウ 人員及び物資の緊急輸送として、救急患者、医師その他救急活動に必要なとき。
- エ 被害状況調査のため、車両、船舶及び航空機など増援の必要があるとき。
- オ 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とするとき。
- カ 障害物の排除等応急復旧に増援を必要とするとき。
- キ 広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等のための増援を必要とするとき。
- ク 炊飯及び給水の支援として緊急に必要とするとき。
- ケ 通信支援を必要とするとき。
- コ 火薬類、爆発物その他危険物の保安措置及び除去に増援を必要とするとき。

(2) 連絡先

区分	通報先	電話番号		衛星通信 ネットワーク 地球局番号
		昼間	夜間	
兵庫県災害対策本部未設置時	兵庫県危機管理部 災害対策課	(078) 362-9988	(078) 362-9900	7-151-3140 (防災・危機管理班)
兵庫県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部 事務局	(078) 362-9900		7-151-5870
陸上自衛隊	第3師団（第3部防衛班） （伊丹市広畑1の1）	(072) 781-0021 内線 3734 3735	(072) 781-0021 内線 3301 （当直）	7-985-32 7-985-33
	第36普通科連隊（第3科） （伊丹市緑ヶ丘7-1-1）	(072) 782-0001 内線 4031 4032	(072) 782-0001 内線 4004 （当直）	
通報協議先	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	(0797) 83-3101		—
	三田警察署	563-0110		—

注) 陸上自衛隊に関する窓口は、原則として第3師団とする。

(3) 派遣要請の方法

- ① 本部長が派遣要請を指示したときは、直ちに県知事宛要請書を提出する（緊急を要する場合はまず電話等で要請した後速やかに派遣要請書（様式第1号）を提出する。）とともに、阪神北県民局長、三田警察署に通報することとする。
- ② 派遣要請は、次の事項を明らかにし、行うものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
 - ・要請責任者の職氏名
 - ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・派遣地への最適経路
 - ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
- ③ 通信の途絶等により上記①の要請を求めることができない場合は、災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。また、直接自衛隊に通知した場合は、事後速やかに知事に対し所定の手続きを行う。

【様式第1号】自衛隊派遣要請書

(4) 自衛隊派遣受入体制及び準備（市の任務分担）

- ア 作業実施期間中における現場責任者の指定
- イ 応急対策における救援活動が迅速かつ効果的に実施できるように必要な資機材の準備
- ウ 自衛隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- エ 被派遣部隊の連絡調整

(5) 自主派遣の判断基準

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ その他災害に際し、上記ア又はイに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うように努めることとする。

(6) 活動内容

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消火活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給食・給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(7) 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備に係るものを除く。)の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費(自衛隊の装備に係るものを除く。)

7 兵庫県消防防災航空隊の活動要請（消防本部）

(1) 活動要請

活動要請については、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき、消防本部が兵庫県防災監へ要請するものとする。

【資料 3-1-3-1】兵庫県航空機使用管理要綱

【資料 3-1-3-2】兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(2) 業務内容

県の保有する消防防災ヘリコプターを活用し、以下の業務を実施する。

- ア 救急活動

交通不便地からの救急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

イ 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索及び救助、救出など

ウ 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

エ 情報収集活動

災害における情報収集

オ 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送、住民への避難誘導及び警報等の伝達など

カ 防災訓練活動等

各種防災訓練等への参加、住民への災害予防の広報、防災上必要な調査など

キ その他

(3) 航空隊庁舎所在地

神戸市中央区神戸空港 8-12

(Tel)078-303-1192 (Fax) 078-302-8119

8 災害応援協力活動の実施（危機管理課）

三田市以外の地域において大規模災害が発生した場合は、関係法令や相互応援協力に関する協定に基づき、被災地域又は本市域において応援協力活動を実施する。

(1) 災害応援派遣実施の決定

災害応援派遣の必要が生じた場合は、速やかに危機管理課及び関係部間における協議を実施し、兵庫県又は被災自治体と調整の上、市長が実施を決定する。

ア 迅速かつ的確な行動をとるため、防災主管課である危機管理課と応援受け入れ先の窓口を一本化する。

イ 適切な体制を確保するため、先行して被災地に情報収集班を派遣し、正確な情報の収集と連絡体制及び応援班の派遣（活動）体制の確保を図る。

ウ 災害応援派遣の目的と必要性を明らかにし、応援職員の募集及び人選と職務条件を整理する。

エ 関係機関との調整に必要以上の時間を要する場合は、直接被災自治体に対して災害応援派遣の申出を行う。

(2) 災害応援派遣実施計画の作成

災害応援派遣が決定した際は、次の各項目に関する実施計画を作成する。

ア 応援内容（義援金の募集・受け渡し、技術支援、事務支援等）

イ 応援期間

ウ 応援体制（後方支援及び現場対応組織編成等）

エ 連絡体制（連絡窓口、指示命令系統等）

オ 必要とする装備、服装、車両、資機材、その他携行品の一覧

(3) 災害対策支援本部の設置

大規模広域災害が発生し、災害応援協力活動（県外における応援活動、県外からの被災者の受入れを含む。）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部を設置して災害対策本部の場合に準じて必要な対応を行う。

9 応援・受援体制の要請

三田市において大規模災害が発生した場合、関係法令や相互応援協力に関する協定に基づき、関係機関や協定先等に対し応援協力活動を要請する。また、被災市町等から応援要請があった場合は、応援協力活動を実施する。

応援及び受援に際しては、別途整備する応援・受援マニュアルを参考にして活動する。

第2 災害救助法の適用（危機管理課）

災害救助法は、災害に際し、国が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に実施するものである。

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、市内における災害が後記4の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちに次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

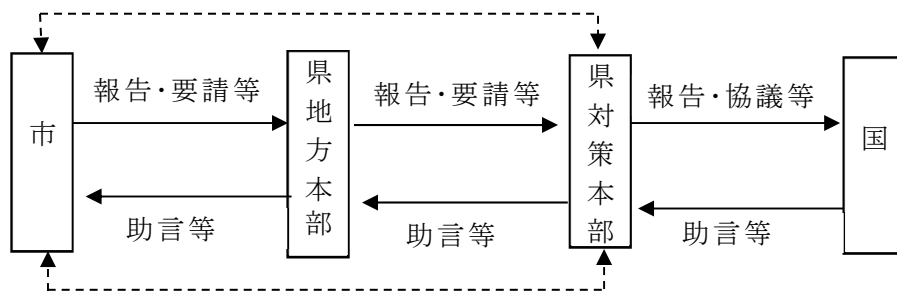
- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

【様式集（災害救助法規定の様式）】

2 適用手続

- (1) 市長は、該当市町における災害の規模が下記の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。

(事務処理手順)



(注)破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

- (2) 知事は、市長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、厚生労働省に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

3 実施機関

- (1) 災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとする。

ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

- イ 緊急を要する救助の実施に関する事務(避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等)及び県においては困難な救助の実施に関する事務(学用品の給与等)であること。
- (2) 市長は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待つ暇がない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。
- (3) その他防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等、救助活動の実施機関に協力するものとする。
- (4) 救助は災害が発生した県、市が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、他の市町は、被災市の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

4 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、三田市における適用基準（人口規模）は、次のいずれかに該当する災害である。

令和3年7月現在

1	市内の住家滅失世帯数が100世帯以上になったとき。(1号基準)
2	兵庫県内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上になり、かつ市内の住家滅失世帯数が50世帯以上になったとき。(2号基準)
3	・兵庫県内における住家滅失世帯数が12,000世帯以上の場合 ・災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合(3号基準)
4	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すれば適用。 ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(4号基準)

<備考> 住家滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。なお、住家の滅失等の認定及び世帯、住家の単位は、被害認定の算定基準の例による。

1	住家が全壊し、又は全焼した世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯と見なす。
3	住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯で1世帯と見なす。

5 救助の種類

救助の種類は、次のとおりである。

なお、救助の程度、方法及び期間は予め県知事に申請し、承認を受けるものとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

【資料 3-1-5】被害程度の認定基準

7 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない小災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第2節 災害情報等の収集及び伝達

災害時における各種情報の迅速かつ的確な収集及び整理と確実な伝達を図る。

第1 通信手段の確保

災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用方法と通信施設の復旧対策について定める。

1 災害時の通信連絡（各部）

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達（報告、指示及び命令等も含む。）は、有線電話（加入電話）等、最も迅速かつ確実な手段を用いる。
- (2) 有線が途絶した場合は、消防無線、県衛星通信、警察無線又はその他の無線通信施設を利用する。
- (3) これらの通信施設が不通の場合は、早急に通信施設の復旧を行うとともに、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして連絡システムを確保する。

2 通信施設の復旧対策（各部）

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について復旧対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行う。

3 有線通信施設の運用（危機管理課）

- (1) 災害対策本部が設置された場合、防災班は、「風水害対応マニュアル」等に定める専用回線を本部室に設置し、情報連絡システムを確保する。
- (2) 地域イントラネットによる電子メール等を活用し学校や市民センター等と情報交換を行う。

4 無線通信施設の運用（危機管理課・消防本部）

(1) MCA防災行政無線

親局	補助局	拡声子局	半固定局	移動局
1	1	5 1	2 3	2 6

(2) 消防無線

消防通信の運用については、消防計画の定めるところによる。

基地局	陸上移動局				サイレン 吹鳴装置
	車載型	可搬型	卓上型	携帯型	
2	2 0	1	2	3 0	1 5。

(3) 兵庫衛星通信ネットワーク

兵庫衛星通信ネットワークの運用については、「兵庫衛星通信ネットワーク運用要領」による。

【資料 2-2-3】兵庫衛星通信ネットワーク運用要領

(4) 災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)

県、市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、県の関係機関、ライフライン企業等の各防災関係機関を結ぶ「災害対応総合情報ネットワークシステム」の運用により、迅速・的確な情報の収集・伝達を図ることとする。

【資料 2-2-4】災害対応総合情報ネットワークシステムの概要

(5) アマチュア無線局等への依頼

災害の状況により、市内のアマチュア無線局又は各種事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

氏名又は名称	所在地	基地局周波数他	電話番号
ファイブスター タクシー（株）	駅前町 8 番 10 号	365.500MHZ 5W	564-2481
日本交通（株）	三輪 2 丁目 10 番 1 号	450.500MHZ 5W	563-2262
フットワークキャブ	駅前町 10 番 4 号	458.500MHZ 5W	562-2171
神姫バス（株）	ゆりのき台 6 丁目 2 番 地	-	565-5711
きんでん（株）	大原 1 8 0 番地 1 1	159.01MHZ 10W	563-2395

5 災害時優先電話の活用（危機管理課）

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想されることから、あらかじめ災害時優先電話を登録し、災害発生時に関係機関との情報伝達、被害状況の収集などを行う。

また、平素から電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にするなど、職員に周知を図るものとする。

【資料 3-2-1】庁内携帯電話一覧表

6 非常通信の利用（危機管理課）

災害に関する警報の伝達、応急処置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき等においては、災害対策基本法第 5 7 条及び第 7 9 条の規定に基づき、他の通信設備を優先的に利用し、通信連絡を確保する。

(1) 公衆電気通信設備の優先利用（非常電話及び緊急通話）

災害の予防若しくは応急対策等に必要な事項を内容とした市外通話は非常通話として、また、非常通話以外に公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は他の市外通話に優先して接続される。

(2) 有線電気通信法第3条第3項第3号に掲げる者が設置する有線・無線電気通信設備の使用

次に掲げる者が設置する有線、無線電気通信設備を使用することができる。
ただし、災害対策基本法第57条に規定する警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた方法により行うものとする。

- ア 警察事務を行うもの
- イ 消防事務を行うもの
- ウ 水防事務を行うもの
- エ 航空保安事務を行うもの
- オ 海上保安事務を行うもの
- カ 気象業務を行うもの
- キ 鉄道事務を行うもの
- ク 軌道事業を行うもの
- ケ 電気事業を行うもの
- コ 自衛隊

7 非常無線通信（危機管理課）

電波法第52条及び第74条に定める非常無線通信に該当するものについては、兵庫地区非常無線通信経路計画に基づき近畿地方非常無線通信協議会の通信施設を活用する。

【資料 3-2-2】非常無線通信経路計画

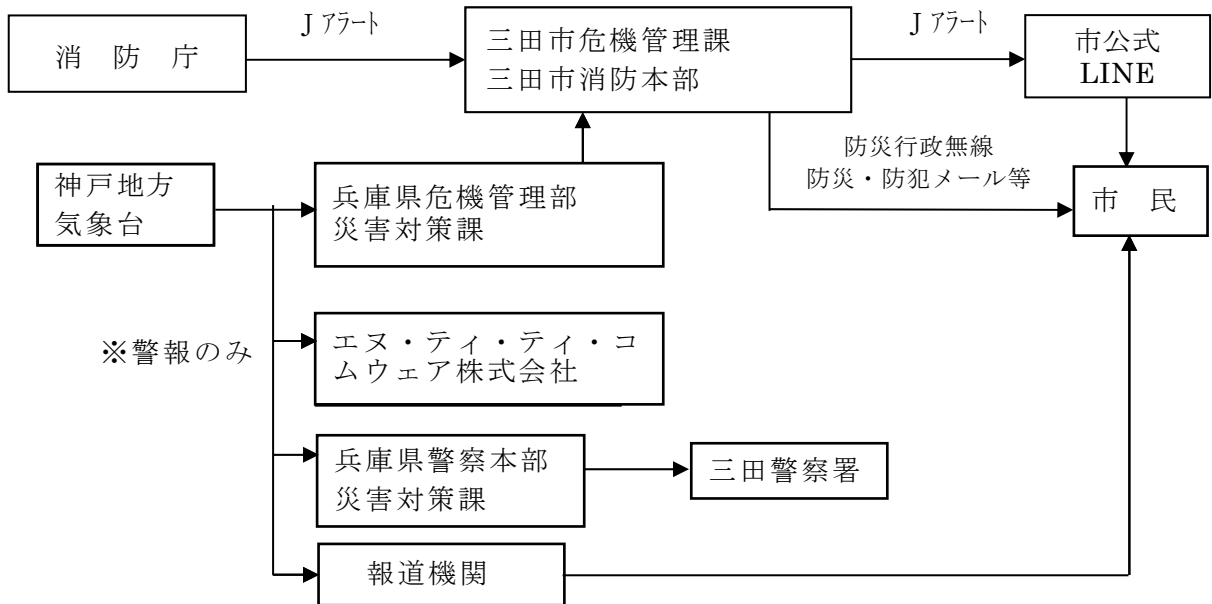
第2 地震情報等の収集及び伝達

災害応急対策を実施する上で、重要な判断材料となる地震情報や火災情報等の収集及び伝達について定める。

1 地震情報（危機管理課・消防本部）

地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況は、神戸地方気象台から次の経路によりファックスにて伝達される。

この他に、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用して、MCA防災行政無線、市LINE公式アカウントとの連携等により市民へ情報伝達するなど、複数の経路から情報を収集・伝達することに努める。



※ 補完系統として三田市（危機管理課・消防本部）は、兵庫県（危機管理部総務課）から兵庫衛星通信ネットワークを使用して、一斉通報を受ける。

なお、三田市（危機管理課、消防本部）は、フェニックス防災システムからも情報等入手できる。

【資料 3-1-1】地震の震度階

2 火災情報（消防本部）

火災発生の通報は、通常市民からの 119 番ダイヤルによるが、災害時には「第 3 節 地震火災等の防御」に定める方法により火災情報の収集にあたる。

3 異常現象の発見（都市整備部・危機管理課）

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水、崩壊、漏洩等）を発見した者は、直ちに市危機管理課、警察署等に通報する。

また、異常現象の通報を受けた市危機管理課は、災害報告及び対応処理票（様式第 2 号）により処理し、必要に応じて関係各部、県阪神北県民局総務企画室総務防災課、神戸地方気象台予報課に通報するとともに市民に対し周知徹底を図る。

【様式第 2 号】災害報告及び対応処理票

第 3 災害情報の収集及び伝達

災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づき、災害応急対策に必要な各種情報を迅速かつ的確に収集・整理し、確実に伝達する。

1 初動時期における災害情報の収集（各部）

災害発生直後の初動対策を実施する上で必要な情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ 人命救助に係る情報

ウ その他初動対策に係る情報

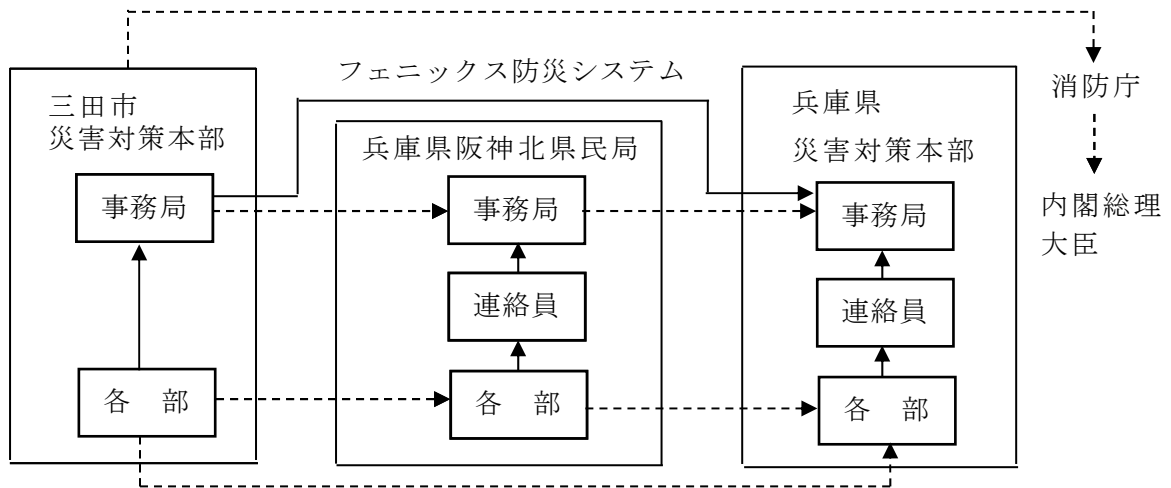
なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途上における目視調査など概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

2 兵庫県への災害情報の伝達（危機管理課）

市長は、災害が発生した場合は、次の定めにより災害情報並びに応急措置に関する情報をフェニックス防災システムにより、県知事に伝達し、フェニックス防災システムが不通の場合は、衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で兵庫県阪神北県民局（地方本部）へ災害情報等を伝達する。

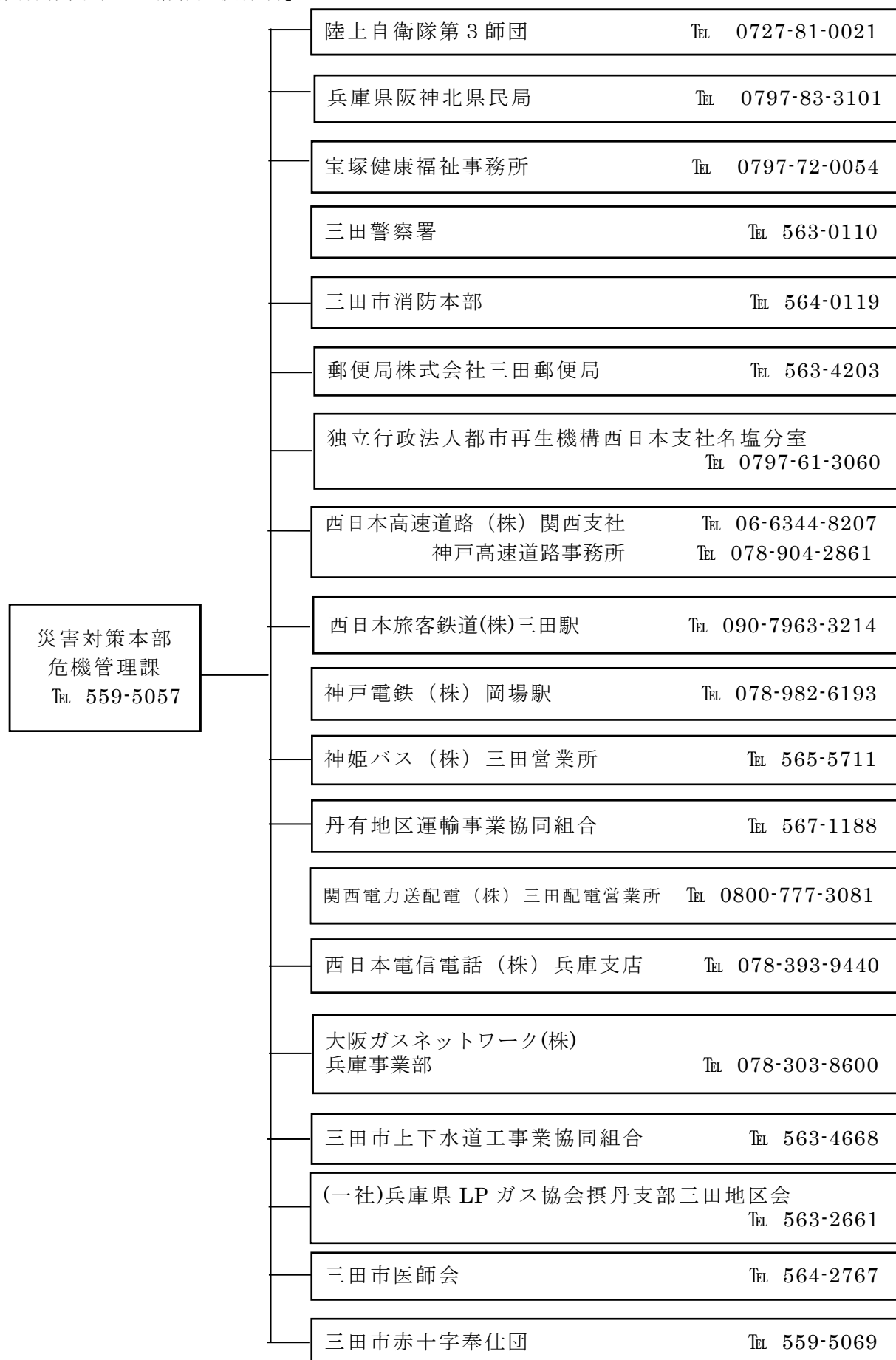
上記通信手段の不通により県知事または兵庫県阪神北県民局に報告できない場合は、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報等を伝達する。その場合、市は県知事または兵庫県阪神北県民局との通信の復旧に努め、伝達手段を確保する。



注1 定められた通信方法が不通の場合は、-----線の伝達経路によることがある。

2 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

【関係機関等との情報交換体制】

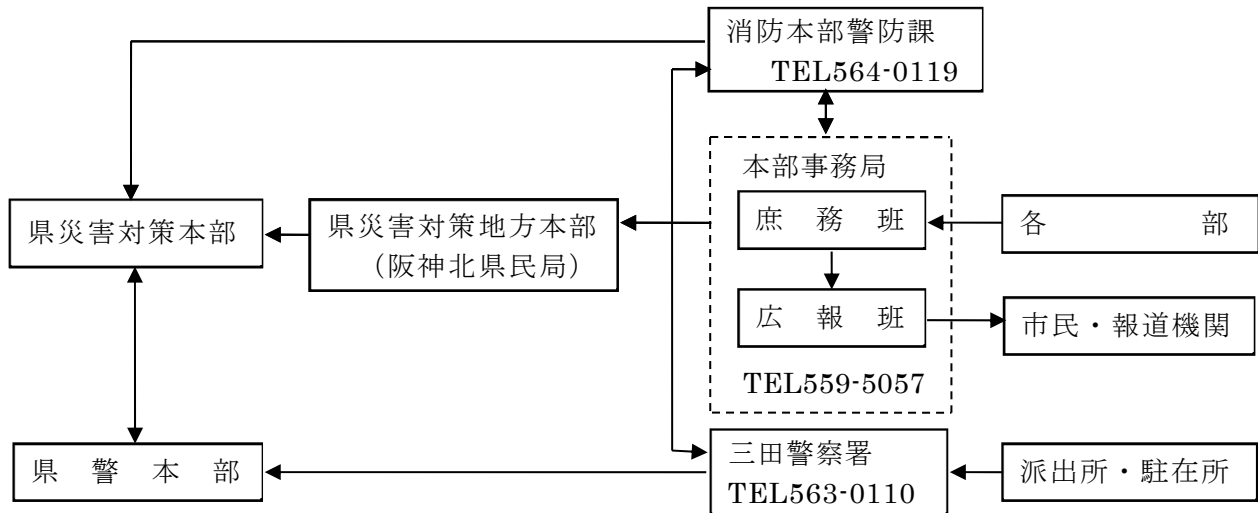


3 被害・応急措置情報の収集及び伝達（各部）

各部門において把握される被害状況及び応急措置に関する情報は、次の体制により収集、調査、整理及び報告を行う。

本部事務局庶務班への情報伝達は、各部庶務担当班が部内でとりまとめ整理のうえ、災害情報システムへの入力などにより報告を行う。

なお、収集及び調査にあたっては、三田警察署、県阪神北県民局など関係機関と十分な調整を図る。



[被害・復旧情報収集体制]

災 害 情 報		担 当 班	災害情報責任者
大 区 分	小 区 分		
人的被害	死者、行方不明者、 重傷者、軽傷者	市民生活部 被災者確認班	市民課長
住家、非住家被害	全壊(全焼)、大規模半壊、 中規模半壊、半壊(半焼)、 準半壊、準半壊には至らない (一部損壊)、床上浸水、 床下浸水	財務部 被害調査班	税務課長
公共土木施設等	道路、橋梁、河川、ダム 公園等の被害・復旧状況	都市整備部 土木班、公園班	管理課長 建設課長
農林畜産業関係	田畑、山林、家畜、農作物、 林作物等の被害状況	産業振興部 農業・農林班	農業振興課長 農村整備課長
農業土木施設	ため池、頭首工、水路 農道、橋梁等の被害・ 復旧状況	産業振興部 農業・農林班	農村整備課長 里山保全課長
公共建築物施設等	市営住宅、宅地造成地等 の被害・復旧状況	都市整備部 住宅班、土木班、 健康福祉部 住宅班	都市デザイン課長 都市整備課長 審査指導課長 交通政策課長

災 害 情 報		担 当 課	災害情報責任者
大 区 分	小 区 分		
商工業関係	工業、商業施設等の被害状況	産業振興部 商工班	産業政策課長
教育施設	学校教育施設等の被害・復旧状況	学校教育部 庶務班	教育総務課長
文化施設	社会教育施設、文化財等の被害・復旧状況	市民生活部 生活班	文化スポーツ課長
医療施設	三田市民病院の被害・復旧状況	市民病院 庶務班	市民病院総務課長
社会福祉施設	保育所、総合福祉保健センター等の被害・復旧状況	健康福祉部、子ども・未来部 福祉班	地域福祉課長 保育振興課長
危険物施設	危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設等の被害状況	消防本部 予防班	予防課長
火災による被害	地震による火災発生状況	消防本部 警防班	警防課長
上水道施設	上水道施設の被害・復旧状況	上下水道部 上水道班	上水道課長
下水道施設	下水道施設の被害・復旧状況	上下水道部 下水道班	下水道課長
その他ライフライン施設	電話、電気、ガス、プロパンガスの被害・復旧状況	都市整備部 水防班	管理課長
環境衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設等の被害・復旧状況	市民生活部 廃棄物処理班	クリーンセンター所長
環境衛生施設 輸送施設	火葬施設の被害・復旧状況	市民生活部 環境班	環境政策課長
	鉄道、バス等の被害・復旧状況	総務部 総務・管財班	総務課長
その他の施設（市有財産）関係	各施設	各主管課	各主管課長

※人的及び物的被害の判定は、別表の被害程度の認定基準による。

【様式第 10 号】人的被害発生状況

【様式第 11 号】家屋被害状況

〔救援活動等実施情報〕

災 害 情 報		担 当 班	災害情報責任者
大区分	小区分		
救 助	人命救助の状況	消防本部 通信指令班、警防班、救急班	警防課長 救急課長
医 療	救護所の開設状況	健康福祉部 救護班	健康増進課長
避 難	避難所開設状況 被災者の避難措置状況	市民生活部 避難所運営班 健康福祉部 救護班 都市整備部 公園班 学校教育部 庶務班	地域づくり推進課長 健康増進課長 公園みどり課長 教育総務課長
	被災者名簿	市民生活部 被災者確認班	市民課長
	宿泊先のあつ旋状況	産業振興部 商工班	産業政策課長
住 宅	応急仮設住宅及び公営住宅への入居状況	都市整備部 住宅班 健康福祉部 住宅班	生活福祉課長
教 育	児童、生徒、教職員の人的被害状況	学校教育部 教育班	学校教育課長
	学校教育の再開状況	学校教育部 教育班	学校教育課長
ボランティア	ボランティア活動状況	健康福祉部 福祉班	地域福祉課長
物資調達	救援物資等の調達状況	市民生活部 物資調達班	市民課長
給 水	応急給水実施状況	上下水道部 上水道班	上水道課長
炊 出	炊出実施状況	学校教育部 炊出班	学校給食課長 (給食センター)

【様式第8号】避難所別避難者数一覧

【様式第9号】避難の状況

【様式第12号】物資調達配給状況

【様式第13号】避難・救護所開設の状況

4 災害情報の報告（危機管理課）

兵庫県に対する被害状況及び応急措置に関する情報の報告は次のとおりとし、被害状況報告書（様式第3号）によるものとする。

なお、各部各班からの情報もこれに準じる。

【様式第3号】被害状況報告書

(1) 報告基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
- イ 災害対策本部を設置した災害
- ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害(市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震を指す。)
- オ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

(2) 報告内容

- ア 災害対策本部の設置状況（設置日時、配備体制）
- イ 人的、住家の被害状況
- ウ 避難の状況（高齢者等避難・避難指示、世帯数、人員、避難先等）
- エ 主要道路、橋梁、河川等の被害及び不通状況
- オ 交通機関の不通状況
- カ ライフライン関係の状況（停電、断水、途絶、漏洩等）
- キ 災害対策本部の応急対策実施状況
- ク 安否不明者等の氏名等
- ケ 県への要請事項（災害対策本部の応急対策のため）
- コ その他報告の必要があると認められるもの

(3) 報告区分

ア 緊急報告

(ア) 市内に震度4以上の地震が発生した場合、市は、庁舎周辺の状況を県災害対策地方本部（通信不能の場合は県災害対策本部）及び消防庁に、原則としてフェニックス防災システム端末（事務所被害報告の機能を活用）で通報する。

(イ) 市内に震度5強以上の地震が発生した場合、県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに、県災害対策地方本部及び消防庁に対し報告する。

イ 災害概況速報

市は、市内に震度4以上の地震が発生した場合で報告すべき災害を覚知したときは、直ちに第一報を県災害対策地方本部に報告する。なお、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土

砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から直ちに県災害対策センターへ即報を報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策地方本部に報告する。

ウ 被害状況速報

市は、市内に震度4以上の地震が発生した場合、被害状況を収集し、県災害対策センターへ速報を報告する。

なお、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告するものとする。

また、各部門の災害情報等を累計的に取りまとめ、原則として1日2回（9時及び15時現在）中間報告として被害状況報告書（様式第3号）により県災害対策センターに報告する。

エ 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに被害状況報告書（様式第3号）により県災害対策センターに文書で報告することとする。

オ その他の報告

災害の報告は、上記によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

第4 広報

災害時に市民及び報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより人心の安定と市民生活の安全、社会秩序の維持を図るため、広報を実施する。

1 実施体制（総合政策部・消防本部）

災害時における広報活動は、広報班及び消防本部が行うものとする。ただし、災害の状況によっては各所管課においても実施する。

2 留意事項（総合政策部・消防本部）

- (1) 広報担当者は、一般市民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。
- (2) 広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。
- (3) 災害発生前の広報については、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、広報する。
- (4) 被害発生後の広報については、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置状況が確実に周知できるよう広報する。

3 広報内容（総合政策部）

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断の基に広報班を中心に広報内容を取りまとめる。

- (1) 災害の概況と被害状況
 - ア 警戒宣言等の気象及び地象情報
 - イ 発生地域、人的・物的被害状況
- (2) 避難に関する事項
 - ア 避難情報
 - イ 避難所の設置及び受入
- (3) 応急対策実施状況
 - ア 救護所の開設及び保健衛生等に関すること
 - イ 交通機関、運輸、通信等に関すること
 - ウ ライフライン等の復旧に関すること
- (4) 安否情報
- (5) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）
 - ア 家族で実施すべき防災対策
 - イ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - ウ 応急仮設住宅への入居募集に関すること
 - エ 生活必需品の支給等に関すること
 - オ 被災者援護制度に関すること
 - カ 被災相談所の開設に関すること
 - キ その他必要な情報

4 広報の方法（総合政策部）

次に定める方法で、災害対策広報委員会により、災害対策上必要な事項を市民に対して周知する。

- (1) 印刷媒体
 - ア 広報誌「広報さんだ」
 - イ チラシ、ポスター
 - ウ 災害記録写真等
 - エ 三田市政記者クラブ加盟社の日刊紙
- (2) 放送・通信媒体
 - ア ラジオ放送
 - イ テレビ放送
 - ウ インターネット（パソコン・携帯電話）ホームページ
 - エ さんだ防災・防犯メール
 - オ 三田市公式 LINE
 - カ エリアメール、緊急速報メール
 - キ 公共情報共有システム（Lアラート）
 - ク MCA 防災行政無線

- (3) 現地広報

被災地に対する現地広報を行う場合は、MCA 防災行政無線により実施する。

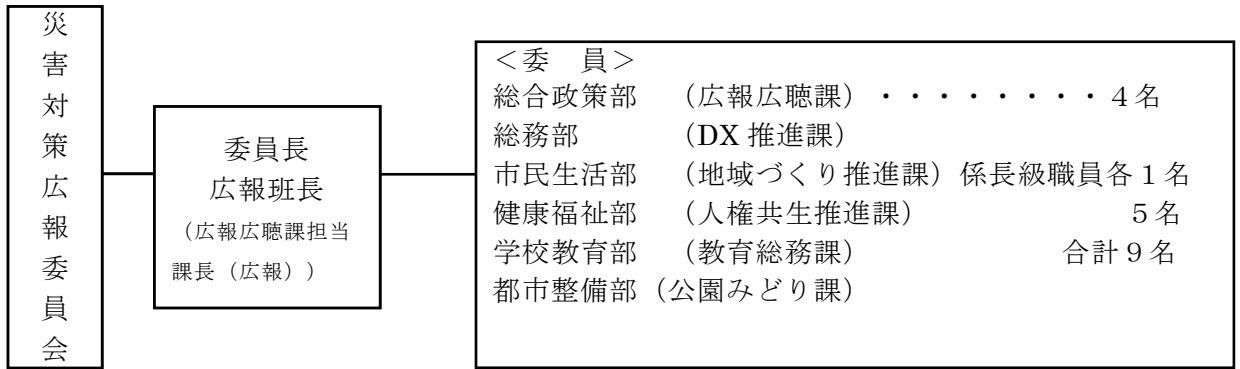
5 災害広報の実施（総合政策部）

災害広報の実施にあたっては、必要に応じて、次の10名をもって構成する災害対策広報委員会を設置する。

(1) 災害対策広報委員会

ア 広報広聴課担当課長（広報）が統括する。

イ 委員会は、本部からの情報を整理し、災害広報を速やかに実施。

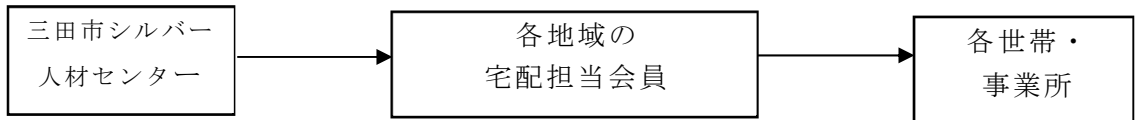


(2) 広報誌配布体制

ア 三田市シルバー人材センターによる宅配が可能な場合

(ア) 三田市シルバー人材センターに宅配部数を持ち込む。

(イ) 三田市シルバー人材センターが各世帯・事業所に配布する。

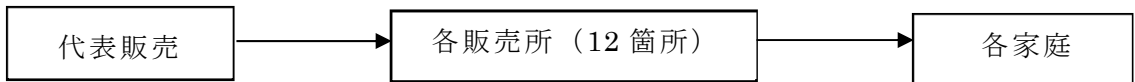


イ 三田市シルバー人材センターによる宅配が不可能な場合

(ア) 新聞折り込みを利用して配布する。

(イ) 各販売所の折り込み部数ごとに梱包し、各販売店に持ち込む。

(ウ) 代表販売所が各販売所に配布する。



ウ 三田市シルバー人材センターによる宅配と新聞折り込みが不可能な場合

地区連絡所及び避難所ごとに必要部数を梱包し、物資調達班が各地区連絡所及び各避難所に配布する。

6 災害時における記録写真（総合政策部）

報告、記録等に供する写真は情報班が担当し、広報班、消防本部及び各部の被害調査員が撮影した写真を収集するとともに民間人が撮影した写真についても活用する。

第5 報道機関との連携（総合政策部）

報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について随時発表する。

なお、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、特に市民等に対して災害情報の通知、要請、広報等を伝達する必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道各局に災害情報に関する放送を依頼する。

【資料編 放送協定】

【資料 3-2-3】報道機関内の連絡先一覧

第6 被災者からの問い合わせ・相談への対応体制の整備（各部）

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての問い合わせや相談、要望、苦情に応じるための対応について定める。

1 被災者台帳の作成（市民生活部）

市は、必要に応じ、被災者支援システムを用いて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（犠牲者・遺族台帳）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（被災者台帳に記載する事項）

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 世帯の構成
- ・ 罹災証明書の交付の状況
- ・ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 被災者相談窓口の設置（総務部・総合政策部）

- (1) 防災班は、平時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、被災者相談窓口を設置する。
- (2) 各部は、法律相談、住宅相談及び外国人向けの相談所等の専門相談窓口を、必要に応じて設置する。

- (3) 広報班は、収集した情報や被災者からの相談を記録及び整理のうえ、必要に応じて関係機関に報告するなど、十分に連携を図り対応にあたる。

3 安否不明者等の氏名等の公表（危機管理課・総合政策部・市民生活部）

要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、県が安否不明者等の氏名等を公表することから、平時から県と調整し、公表に向けた一連の手続き等を整理する。

氏名等の公表について		公表の有無	遺族の同意が得られた者
安否不明者・行方不明者		○	—
死者	安否不明者・行方不明者から死者となった者	○	—
	それ以外の死者	×	○

※図は兵庫県地域防災計画より抜粋

第3節 地震火災等の防衛（消防本部）

大規模地震の発生に伴う出火、延焼等の火災の防衛やガスの漏洩、斜面地の崩壊などの二次的災害に対しては、現行の消防計画に基づき災害の鎮圧、被害の拡大防止を行う。

特に、最も被害を増幅させる火災に対しては、自主防災組織等を中心とした地域住民により出火や延焼の未然防止のため初期消火に努める。

第1 警防体制

大規模地震が突発的に発生した場合、消防長は次の基準により非常災害警備を発令する。

- 1 三田市域に震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 その他消防長が必要と認めたとき

第2 消防活動対策本部の設置

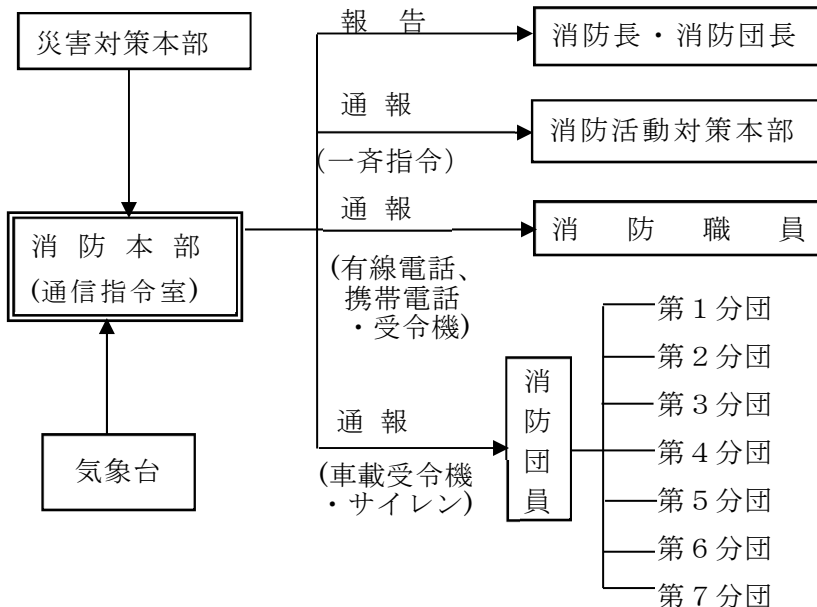
消防長は非常災害警備発令と同時に消防活動対策本部を設置する。

第3 消防職員、消防団員の非常招集

非常災害警備発令により職員等を増強する必要があるときは消防計画第11章第2節により招集する。

なお、三田市に防災指令第1号が発令されたときは招集命令を待つことなく消防職員は消防署に出署し、消防団員は所管消防器具庫へ参集する。

震度5強以上の地震が発生したときの要請、伝達経路は次による。



第4 部隊の編成

部隊の編成は消防計画第2章第2節に準じる。

第5 広域消防相互応援協力体制

災害が拡大し、本市のみで対処できない場合、近隣市町等への応援要請は消防計画第14章の応援協力計画による。

第6 情報収集

1 消防本部

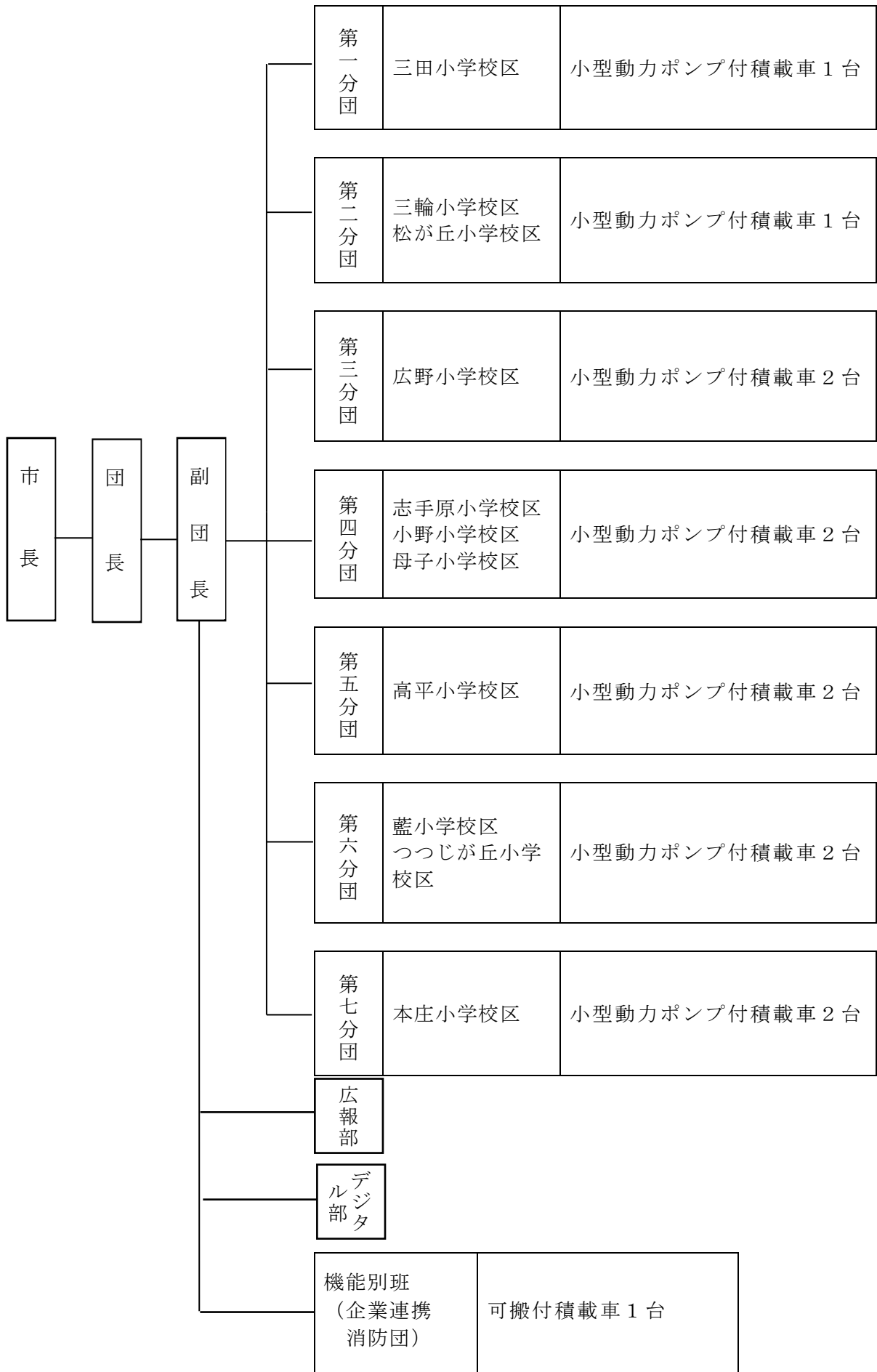
- (1) 消防長は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。
 - ア あらゆる手段を使い市内全域の被災状況を収集する。
 - イ 参集職員及び出動隊の指揮者から消防障害、被災状況等の情報を収集する。
 - ウ 消防活動対策本部は三田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）から必要な情報を収集する。
 - エ 署付近の一般人等から積極的に被災地周辺の状況を収集する。
 - オ 消防車を管内に出動させ、広報並びに情報収集を行う。
 - カ その他あらゆる方法により機会を失することなく情報を収集する。

- (2) 収集項目は次のとおりとする。
 - ア 消防庁舎の被害及び消防車の出動の可否
 - イ 実動人員の把握
 - ウ 主要道路、橋梁等の交通障害状況
 - エ 区域内住民の動向
 - オ 火災、救急、救助事象発生状況
 - カ 救護病院等の状況
 - キ 危険物、ガス等の多量流出、火災の危険性の有無
 - ク 消火栓の使用の可否
 - ケ その他の障害状況

2 消防団

- (1) 団長及び分団長は次の手段を講じて管内に必要な情報を収集する。
 - ア 参集団員及び管内出動隊から消防障害、被災状況等の情報を収集する。
 - イ 携帯無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
 - ウ 団詰所付近の一般人等から積極的に周辺の状況を収集する。
 - エ その他あらゆる方法により機会を失することなく情報を収集する。

- (2) 収集項目は次のとおりとする。
 - ア 区域内住民の動向
 - イ 火災、救急、救助事象発生状況
 - ウ 道路、橋梁等の交通障害状況
 - エ 消火栓の使用の可否
 - オ その他の障害状況



- 【資料 2-2-10】 消防団員階級別定員等調
- 【資料 2-2-11】 消防団ポンプ等保有台数
- 【資料 3-3-1】 分団器具庫一覧

3 留意事項

- (1) 発災当初は家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分留意する。
- (2) 通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかを確認する。

第7 情報整理

消防活動対策本部は署及び災害対策本部、関係機関等からの情報を整理・検討し効率的な部隊運用を図る。

第8 報告

1 消防本部

- (1) 署及び出動隊指揮者は、収集した各種情報を消防活動対策本部に報告する。
- (2) 消防長は収集した各種情報を災害対策本部に報告する。

2 消防団

- (1) 各分団の指揮者は、収集した各種情報を活動拠点に報告する。
- (2) 団長又は分団長は、収集した各種情報を消防団本部に報告する。

第9 火災防御

1 防御

- (1) 避難地、避難路確保の優先
- (2) 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路の防御を行う。

2 部隊運用

(1) 消防本部

- ア 発災直後における消防隊の出動は、単体活動とする。
- イ 消防隊の出動は、消防長の命令によることを原則とする。
- ウ 消防長は火災状況及びこれらの進展予測を行い、具体的な防御方針を決定し、効率的に部隊を運用する。

(2) 消防団

- ア 発災直後における出動は、単独活動とする。

イ 団長又は分団長は、管内の火災状況及びこれらの進展予測を行い、効率的に部隊を運用する。

(3) 出動不能時の措置

道路障害等のため、出動不能の場合は、可搬式動力ポンプ等を最大限に活用し防御にあたる。

(4) 出動途上の留意事項

ア 出火防止、初期消火等について広報を実施する。

イ 他の火災に遭遇した場合は、消防長に報告し、指示命令を受ける。

ウ 救急・救助事象に遭遇した場合でも、火災現場に直行することを原則とするが、最小限の人員を配置し、付近住民に協力を要請する一方、必要に応じ消防活動対策本部へ報告する。

エ 交通障害等により出動を阻害され、他に適当な迂回路がない場合は、その旨消防活動対策本部へ報告し、応急措置により通行可能な場合は、適切な方法を施し、通行する。

(5) 水利部署

ア 水利の選定は原則として消火栓以外の水利とする。ただし、自然流下地域で埋設管250mm以上の消火栓については試用してみる。

イ 河川・池等に部署する先着隊は、後着隊の水利部署についても考慮する。

ウ 消防力が優勢な場合の水利部署は、努めて挟撃できる位置とする。

エ 消防力が劣勢で挟撃できない場合は、地形及び風速を考慮して延焼防止上重要な方面に水利部署する。

【資料編 人材・技術・資材等提供協定】

(協定 災害時等における消防水等の供給支援協力に関する協定)

(6) 進入

ア 原則として屋内進入は行わない。

イ 消防力が優勢で攻撃防御が可能な場合は、延焼危険の大きい方面から順次包囲態勢をとり一挙鎮滅を図る。

ウ 消防力が劣性の場合は、守勢防御とし、延焼防止上重要な方面に部署する。

エ 避難地又は、避難路確保を要する場合は、周囲の火流から避難者を保護するため、避難路に面する部分を優先する。

(7) 注水

ア 2口放水を原則とする。

イ 死角のない場所を選定し、努めて移動注水を行う。

ウ 注水は、努めて大口径かつ強力注水とする。

エ 使用水量が不足するおそれがある場合は、火点周辺の延焼阻止を図る。

(8) 転戦

- ア 転戦は、他への延焼危険がほぼなくなった時点とし、残火処理は、消防団等に依頼する。
- イ 転戦を要する場合は、指揮者の判断により転戦先での防御に必要な最小限のホースを収納するか、転戦途上に署又は団詰所がある場合は、立ち寄って不足ホースを補充し転戦する。

(9) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第10 救急・救助

1 活動方針

- (1) 救急・救助隊は、救命活動を優先して実施する。
- (2) 同規模程度の救急・救助事象が併発した場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を実施する。
- (3) 同時に複数の救急・救助事象が発生した場合は、少数の隊員で多数の人命救助ができる事象に主力を注ぐ。
- (4) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的措置を行わせる。

2 活動体制

- (1) 発災初期は、被害状況の覚知が遅延するので各活動拠点周辺の救急・救助を行う。
- (2) 火災発生件数が少なく救急・救助件数が多い場合は、消防車両を災害現場に投入し早期に関係機関と協力し、救急・救助体制の確立を図る。
- (3) 救急・救助事象の把握は、災害対策本部からの指示のほか、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。
- (4) 医療機関の開設、収容能力については、災害対策本部との連絡を密にして、早期にその状況把握に努める。

3 出動の判断

消防長は地震発生後管内の救急・救助事象の発生状況及び火災状況を判断し、次のいずれかを決定し出動させる。

- (1) 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 消防活動体勢が確立した時は、消火活動と並行して、救助、救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動する。

4 出動

- (1) 消防本部（本署・西分署・東分署）

ア 消防長は、災害対策本部より救急・救助指令を受けたときは速やかに出動隊を決定し、出動させる。

イ 出動途上の留意事項

(ア) 救急・救助出動路において交通障害に遭遇した場合は、消防活動対策本部へ連絡し、応急措置により通行可能な場合は適切な方法を施し通行する。

(イ) 救急・救助出動する場合は、火災の発生及び他の救急・救助事象の発見に努め、火災に遭遇した場合は、消防団員及び付近の住民に消火活動を行わせる。

また、必要があるときは隊員の一部を消火指揮のために残し、救急・救助現場に出動する。

(ウ) 他の重大と判断される救急・救助事象を発見したときは、その旨消防活動対策本部へ報告し、発見した救急・救助事象活動に従事する。

(2) 消防団

ア 消防長若しくは団長等から救急・救助指令を受けた分団は、速やかに出動する。

イ 出動途上の留意事項

(ア) 救急・救助出動する場合は、火災の発生及び他の救急・救助事象の発見に努め、火災に遭遇した場合は、速やかにその延焼拡大を阻止する一方、活動拠点の団長等又は地元自主防災組織等に報告し出動を要請する。

(イ) 他の重大と判断される救急・救助事象を発見したときは、その旨消防活動対策本部へ報告し、発見した救急・救助事象活動に従事する。

5 現場活動

(1) 救急・救助は救命処置を必要とする者を優先して救出し、その他の負傷者は消防団等に協力を求めて救出する。

(2) 活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる負傷者を優先し、短時間に少しでも多く救出する。

(3) 関係機関及び自主防災組織等の協力を得て十分な救出活動ができるように努める。

(4) 消防長若しくは団長等は、負傷者の発生状況を考慮し、部隊の増強を必要と認めた現場に救急・救助応援隊及び管内の分団を応援出動させるとともに災害対策本部に対しても、関係機関等の応援を要請する。

(5) 検索済みの家屋等については重複した救助活動を避けるため「活動済み」の表示をする。

6 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、次により自発的に救助活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めることとする。

(1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

(2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

(3) 警察、消防機関等への連絡

第11 危険物施設等の応急対策

危険物施設等に関する災害の防御及び災害の拡大を防止するための措置を定めたものである。

1 危険物施設保安応急対策

(1) 防御活動

- ア 現場到着と同時に危険物の数量、種類、所在及び燃焼状況を迅速に把握し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
- イ 危険物に対する消火は、燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。
- ウ 有毒ガスの発生及び風向、風速発散方向並びにガスの濃度に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着のうえ、住民の避難誘導を実施する。
- エ 注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、粉末消火、炭酸ガス消火装置又は乾燥砂等を使用する。
- オ 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止及び冷却注水を重点的に実施する。
- カ 大規模油類タンクの場合は、低部よりの排送を図り、減量して制圧する。
- キ 爆発による危険防止に留意し輻射熱による火傷を防ぐ。
- ク 爆発、飛散による飛火警戒に留意する。
- ケ 防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤等によって防止し、泡消火を図る。
- コ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して計画的消火を図る。また、泡の流出しない条件を形成して、注水を避ける。
- サ 建物自体が燃焼し、又は未燃焼物に危険がある場合の防御活動は、一般火災に準じる。

(2) 消防部隊の運用

- ア 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態及びその危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して化学消火を図る。
- イ 消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定にかかる要員部隊の増強手配、搬送増強等を図る。
- ウ 消火薬剤等の保有及び調達

(3) 消火薬剤等の保有量

危険物による火災の規模や種類に応じ、消火薬剤の備蓄に徹するとともにその点検を行い、災害時における迅速な消火に努める。

【資料 2-2-9】化学消火薬剤備蓄状況

【資料 3-3-2】消火薬剤の製造業者一覧表

2 高圧ガス、液化ガス、毒劇物等施設保安応急対策

(1) 防御活動

- ア 塩素ガス等の有毒ガス関係施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動及び避難誘導を怠らなければならない。
- イ 消防隊は、現場到着と同時に関係者と連絡をとり、実態の把握に努め、有毒ガスの発生する現場においては、空気呼吸器、防毒マスク、防護衣等の有効活用を図る。
- ウ 製造所、貯蔵施設等の大規模火災に際しては、災害現場に指揮本部を設置し統制ある防御活動を行う。
- エ 火災現場の状況により、未燃容器の移動が可能な場合は、未燃容器を安全な場所に移し、延焼阻止を主眼として、冷却注水を行う。
- オ 液化石油ガスは、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状態を考慮して消火の要否を決定し、適正な消防活動を行う。
- カ 毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防御に際しては、数量、種類、危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図るものとする。
なお、その他については、高圧ガス、液化ガスの防御活動に準じて行うものとする。
- キ 有毒ガスが発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防車、救急車、広報車等の拡声装置を活用し、周辺地区の住民に広報活動を行い、危害予防を図る。

(2) 救急活動

- ア 炎上火災にあつては、救急隊及び救助隊を出動させ、要救助者を検索、救出して救急医療機関に直ちに搬送する。
- イ 要救助者が多数発生した場合には、救急部隊を増強する。

3 放射性物質関係施設保安応急対策

(1) 放射線の検出

放射線の検出・測定は、要救助者の救出及び消火活動のための進入並びに汚染の拡大防止を目的として、次の箇所を重点に行う。

- ア 救助隊、防御隊の進入経路
- イ 出火行為者の避難経路
- ウ R I を緊急搬送した場合の搬送経路とその周辺
- エ 出入口、窓その他開口部とその周辺
- オ 表面汚染のおそれのある箇所
- カ その他被曝又は汚染拡大のおそれのある箇所

(2) 放射線危険区域の設定（放射線危険区域として設定）

- ア 放射線が毎時 0.5 ミリシーベルト以上検出された区域
- イ 火災発生時に放射性物質の飛散が予想され、又は認められた区域
- ウ 煙、流水等で汚染が予想され、又は認められる区域
- エ 施設関係者の勧告する区域

(3) 設定要領

放射線区域は、その範囲を後刻縮小することがあっても、拡大することのないようにするとともに、ロープ及び標識により明確に表示する。

(4) 放射線危険区域内での活動

現場指揮本部を設定し、検出班の検査結果並びに関係者の意見等により、防御及び汚染警戒防止区域の設定を行う。

(5) 隊員の被曝管理に配慮し、関係施設に設置してあるポケット線量計、フィルムバッジ等の被曝線測定器具の活用を図る。

(6) 活動は、被曝汚染の極限化を図り、必要最小限の隊員と持込装備も必要最小限とする。

(7) 呼吸保護具及び放射能防護服を着装し、外気から身体を遮断し、負傷者及び体調の悪い者は進入させない。

(8) 人命検索活動

人命検索活動は、放射線検出活動と併せて行う。

ア 危険区域は進入前、要救助者の位置、施設の状況、予想被曝線量、汚染の危険等について施設関係者の資料により確認する。

イ 活動は2名以上で、かつ、必要最小限の人員を指定して行う。

ウ 救助した者は、汚染されているものとして取扱処理する。

(ア) 汚染検査の実施、汚染除去後、救急活動の要否を判断する。

(イ) 救出活動に使用した物は、全て汚染検査を行い、汚染物を処理する。

(9) 消火活動

消火活動は、施設関係者と連携を図り、消火手段は努めて施設設置の消火設備を活用し、開口部破壊、注水等については煙、流水等による汚染の拡大防止に留意し、安全確保に努め最善の防御活動を行う。

第4節 災害警備（関係機関）

災害時における警備活動の概要は次のとおりである。

1 基本方針

災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、市民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うこととする。

2 災害警備本部の設置等

(1) 災害警備体制の種類

災害警備体制は災害警備本部体制及び準災害警備本部体制とし、災害警備本部体制にあつては、A号、B号及びC号に区分する。

(2) 兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県災害警備対策室等の設置

警察本部長は、災害警備本部体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、準災害警備本部体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を警察本部等に設置する。

3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

(1) A号災害警備本部体制

- ① 県内における震度6強以上の地震を観測したとき。
- ② 県内に津波警報の発表があつたとき。

(2) B号災害警備本部体制

- ア 県内における震度6弱の地震を観測したとき。
- イ 県内に津波警報の発表があつたとき。
- ウ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があつたとき。

(3) C号災害警備本部体制

県内における震度5強の地震を観測したとき。

(4) 準災害警備本部体制

- ア 県内における震度5弱又は震度4の地震を観測したとき。
- イ 県内に津波注意報の発表があつたとき。
- ウ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があつたとき。

4 災害警備体制の発令等

- (1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。

ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。

- (2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第5節 交通・輸送対策

災害時における二次災害の防除、被災者の救出・救護及び救援活動等を確実にかつ速やかに実施するため、安全かつ円滑な交通の確保を行う。

第1 被災情報及び交通情報の収集（危機管理課・都市整備部・関係機関）

道路管理者及び交通管理者は、相互の緊密な連携のもと、それぞれ所管する道路の点検を行い、危険箇所及び被災箇所を早期に把握するとともに、関係各機関等から通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

第2 道路交通の確保（都市整備部・関係機関）

- (1) 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送及び交通の安全を確保するため、土砂等の障害物の除去及び処理を実施し、関係機関と連携を図り、計画的に道路交通を確保する。
- (2) 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送(交通)路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。
- (3) 道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。
- (4) 道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、災害時において車両等が緊急通行車両の通行を妨害するため、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定して、当該車両の占有者、所有者又は管理者に対し、車両を道路外の場所へ移動することを命ずることができる。
区間の指定をしたときは、道路区間内にある者に直ちに周知する。
移動等を命ぜられたものが従わない場合、相手方が現場にいない場合などにおいては、自ら車両を移動することができる。
別の場所に移動する措置をとるためにやむを得ない場合は、必要の限度において、他人の土地を一時使用し、竹木等の障害物を処分することができる。

第3 交通規制（都市整備部・関係機関）

交通規制の実施にあたっては、兵庫県地域防災計画の定めるところによるが、特に市内の輸送経路を確実に確保するため、別に定める災害時重要路線についても被害状況を勘案した上で交通規制を実施し、関係法令に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

【資料 2-2-2】災害時重要路線図

【資料 3-5-3】緊急輸送道路ネットワーク図

【交通規制実施区分】

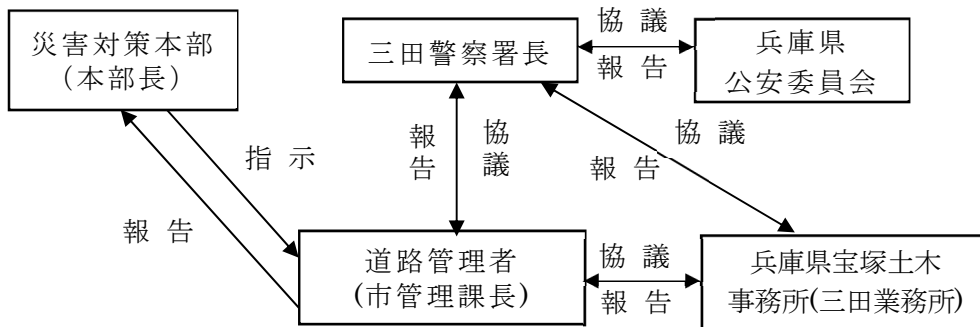
実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
兵庫県公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき 2 災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときで、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

1 道路法に基づく交通規制（都市整備部・関係機関）

(1) 市の管理道路

異常気象等により道路に災害が発生した場合若しくは災害発生のおそれがあり、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合は、道路管理者が通行の禁止又は制限の決定をし、兵庫県宝塚土木事務所（三田業務所）、三田警察署に報告する。

【交通規制の手続】



(2) 県の管理道路

災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要綱に基づき、都市整備部管理課をはじめ関係機関相互の協議・報告により交通規制を実施する。

(3) 国の管理道路

災害対策部運営計画交通規制基準に基づき、交通規制を実施する。

(4) 西日本高速道路(株)関西支社の管理道路

防災業務計画に基づき、関係機関相互の協議・通知等により交通規制を実施する。

なお、西日本高速道路(株)関西支社神戸高速道路事務所及び福知山高速道路事務所は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施したうえ、速やかに点検を行うこととする。

内 容	速 度 規 制	通 行 止 め
地 震	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	計測震度 5.0 以上

2 災害対策基本法に基づく交通規制（関係機関）

災害発生時から一週間程度は、道路交通が混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、交通管理者は、道路交通の実態を速やかに把握し、災害対策基本法 76 条 1 項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

3 道路交通法に基づく交通規制（関係機関）

災害発生後、一週間目以降は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに並行して道路の補強等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、交通管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切替える。

この際、交通管理者は、広域交通規則についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱など地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

4 緊急交通車両等の事前届出、確認手続等（危機管理課・関係機関）

県公安委員会は、県との連携を図りつつ災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

市は、予め各班への配車が定められた市保有車両のうち、緊急性の高い用途に供する車両について、防災班が事前に警察署へ届け出る。

(1) 事前届出の対象とする車両

ア 災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(2) 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

(イ) 申請先

三田警察署を経由して、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する兵庫県公安委員会に申請する。

(ウ) 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）、緊急通行車両事前届出書2通（様式第4号）、緊急通行車両事前届出書一覧表、業務の内容を証明する書類及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写1通

【様式第4号】緊急通行車両事前届出書

イ 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証（様式第4号）を申請者に交付する。

【様式第4号】緊急通行車両事前届出済証

5 交通規制に関する広報（都市整備部・関係機関）

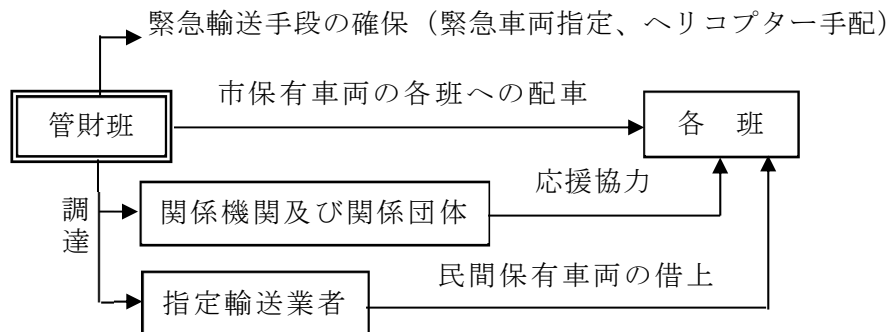
道路管理者及び交通管理者は、関係機関相互の連絡・調整を図った上で、交通規制の内容をドライバー等に対して、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板、警察官、車両その他あらゆる広報媒体の活用を行い、機動的に情報提供を図る。

第4 輸送対策

災害時における救助活動に必要な人員、水・食糧等の生活物資及び復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、迅速かつ円滑な輸送手段や方法等の体制を確保する。

1 実施体制（危機管理課・総務部・消防本部・関係機関）

輸送体制の確保は防災班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係わる必要車両の調達及び運用は、各所管班において実施し、その結果を防災班に報告する。



2 災害救助法における実施基準（危機管理課）

(1) 対象

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため極力控えるものとする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索及び処理
- カ 救済用物資の整理配分

(2) 支出費用とその限度額

応急救助のために支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。原則的には、国土交通省の許可を得ている料金の額以内とする。

(3) 期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間以内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長することができる。

3 車両による輸送（総務部）

(1) 車両の調達及び運用

車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにした上で、各班からの要請を防災班が勘案した上で行う。

市保有車両は、予め定められた各班への配車を原則とするが、災害対策状況により防災班が必要と認めた場合はこの限りでない。

指定輸送業者等からの車両の調達及び輸送用の燃料は、各班からの要請に応じて、防災班が調達及び配車を行う。

防災班において必要台数の車両の確保が困難な場合は、関係機関や関係団体に対し応援要請を行うとともに、民間保有車両の借上げを実施する。

【資料 3-5-1】市保有車両一覧表

【資料 3-5-2】指定輸送業者一覧表

【資料編 輸送協定】

(2) 災害時重要路線の指定

市は、災害時における輸送路を確保するため、予め災害時重要路線を指定している。

【資料 2-2-2】災害時重要路線図

【資料 3-5-3】緊急輸送道路ネットワーク図

4 その他の輸送手段（総務部・関係機関）

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案した上で、次に定める輸送手段を活用する。

(1) 陸上輸送

- ア 鉄道
- イ 自転車及び自動二輪車

(2) 航空（ヘリコプター）輸送

緊急を要する場合は、兵庫県を通じて自衛隊、県警等に対し航空機（ヘリコプター）の派遣要請を行う。派遣要請は、市長から事前に電話等で行い、事後速やかに所定の航空機支援要請書を県阪神北県民局を經由し、県災害対策本部（本部未設置時は、県危機管理部 災害対策課）へ提出するものとする。

自衛隊 【参照 第3章第1節第1 6 自衛隊災害派遣要請】

【様式第5号】航空機支援要請書

兵庫県 【参照 第3章第1節第1 7 兵庫県消防防災航空隊の活動要請】

(3) 緊急ヘリコプター離発着場

都市計画公園等公共施設に緊急ヘリコプター離発着場を設ける。

【資料 2-1-3】市内ヘリポート離発着場一覧

(4) 鉄道輸送

西日本旅客鉄道株式会社と神戸電鉄株式会社は、災害が発生した場合直ちに既定の運行規制を実施し、乗客の避難・救護を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

【資料 3-5-2】指定輸送業者一覧表

第6節 避難

災害緊急時における住民の自主的避難への対応と危険地域の住民に対する避難を指示することにより市民の安全を確保する。

第1 実施体制（危機管理課・消防本部・関係機関）

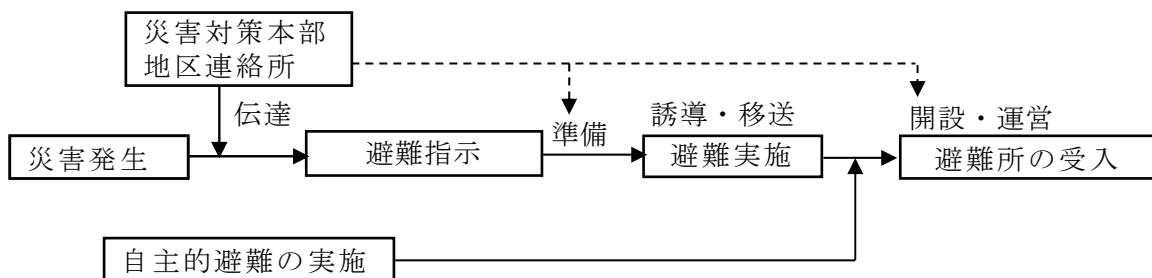
避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊等が行う。

ただし、市長等が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長等の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命をうけた吏員	指示	洪水 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	指示	洪水	水防法第22条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	火災	消防法第28条
警察官	火災	消防法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水災	水防法第14条
警察官	水災	水防法第14条
消防吏員又は消防団員	火災・水災以外	消防法第36条
警察官	火災・水災以外	消防法第36条



第2 避難情報の発令（危機管理課）

避難情報の発令は、次の実施基準に基づき行うこととし、避難情報の伝達に際しては、テレビ、ラジオ、さんだ防災・防犯メール、エリアメール・緊急速報メール、三田市MCA防災行政無線、市ホームページによる広報、電話等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図ることとする。

種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難指示	当該地域又は土地建物等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 条件がさらに悪化し、現場に残留者がある場合	①発令者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難時の服装、携行品 ⑥避難後の当局の指示連絡等	テレビ、ラジオ、さんだ防災・防犯メール、エリアメール、緊急速報メール、MCA 防災行政無線、市ホームページ、広報車、区長・自治会長への電話連絡等 マイク放送、サイレン等

避難指示——被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、拘束力が強く、居住者等を避難のために立退かせるための行為

なお、指示に従わなかった者に対しての直接強制権や罰則規定はないものとする。

市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 避難方法

自主的に避難を実施している住民に対しては、適切な避難所への避難を誘導する。

また、今後の災害応急復旧活動の交通手段となりうる主要な道路においては、警察等と協力し、自動車による避難を規制するよう努める。

1 避難の準備（健康福祉部・消防本部・総務部）

避難の準備については、次の点を周知及び徹底させるものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は3食程度の食糧、水、日用品、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外すること。
- (3) 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携行すること。
- (4) 可能な限り、氏名票を携行すること。（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの。）
- (5) 会社及び工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を講ずること。

2 避難の順位（健康福祉部・消防本部・総務部）

- (1) 避難の手順

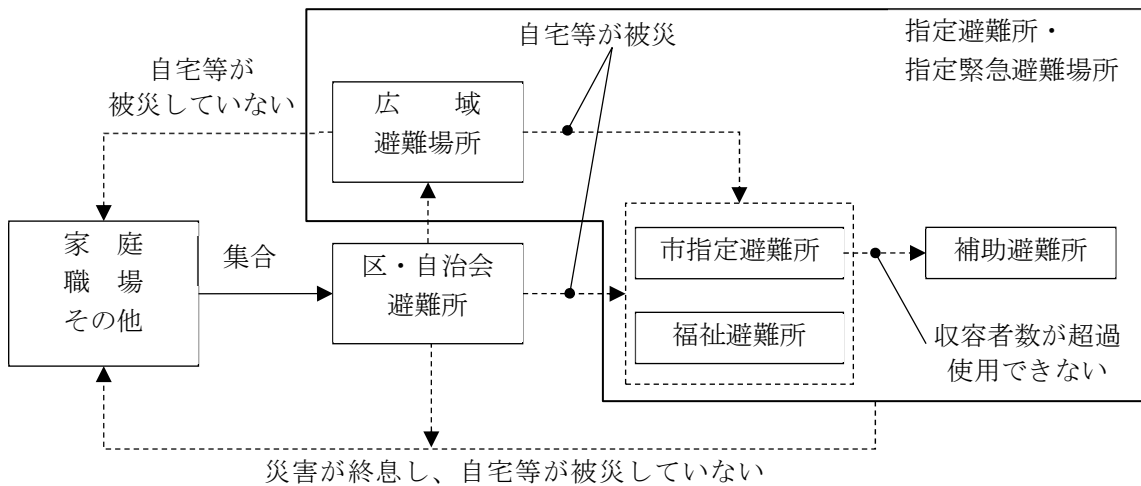
緊急避難の必要が高い地域から行うものとし、災害が広域にわたる場合、災害の拡大の危険性が予想される場合、家庭、職場及びその他の場所から各地域の区・自治会避難所や広域避難場所へ避難する。また、住家に被害を受けた場合は、市指定避難所等において当面の避難生活を行う。

市は、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができることとする。

(2) 避難者の順位

- ア 病人、老幼者、障害者、妊産婦及びその介助者
- イ 一般市民
- ウ 防災従事者

[地震災害時の避難の流れ]



3 帰宅困難者への支援（市民生活部・総合政策部・産業振興部）

大地震で交通機能が停止した場合、帰宅途中で救援が必要になった者に対しては、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、次のような対応を図る。

(1) 一斉帰宅抑制についての広報

「むやみに移動を開始しない」旨を市のホームページ、放送事業者への要請、市防災行政無線、広報車等により広報する。

あわせて、交通事業者等と連携して、交通機関等の運行状況の情報提供を行うとともに、事業者が運行する従業員用バスを利用した避難所等への送迎運行の協力を要請する。

(2) バスによる帰宅困難者の運送

神姫バスとの協定によりバスによる帰宅困難者の運送を行う。

(3) 帰宅困難者の一時休憩施設の開設

帰宅困難者を指定避難所等に受け入れるとともに、利用者の多い鉄道駅周辺で協定締結済みの民間の一時休憩施設の管理者が開設し受け入れる。

一時休憩施設においては、交通機関等の運行情報や帰宅ルートについての情報提供を行うとともに、飲料水、食料等を提供する。また、開設にあたっては、男女別のスペースを確保するように要請する。

(4) 災害時帰宅支援ステーション

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」締結事業者は、店舗において災害時帰宅支援ステーションとしてのサービスを提供する。

第4 避難所の開設及び運営

1 災害救助法における実施基準（危機管理課）

(1) 対象

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者であって避難を必要とする者を対象とする。

(2) 支出費用

避難所の設置のための支出費用は、賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び仮設トイレ等の設置費とする。

(3) 支出費用の限度額

避難所設置等のための費用として国庫負担の対象となるのは、次にあげる金額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別の配慮を必要とするものを受入する施設を設置した場合においては、下記にかかわらず特別の配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

ア 基本額

避難所設置費 1日1人当たり 330円以内。

イ 加算額

知事が別に定める額。

(4) 期間

指定避難所の開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

2 避難所開設・下青野公園管理事務所の開設（各部）

避難所の開設が必要な場合は、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営班又は施設管理者が指定の避難所を開設する。

また、福祉避難所を開設するが、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ただし、通常の開設手順の暇が無い場合は、災害対策要員が開設する。

【資料 2-2-1】避難所一覧

また、指定の避難所が災害により使用不可能な場合や倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕を設営する等の措置を講じるものとする。

避難所の開設においては、次に定める任務を遂行する。

- (1) 避難所施設の安全性を確認
- (2) 施設の開錠と看板の掲示（鍵の管理者の選任）
- (3) 避難所運営のための事務所の設置

3 避難所運営・下青野公園管理事務所の運営

避難所においては、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織や自治会といった住民組織が主体となった避難所運営委員会を組織し、次の4点の視点を持って、避難所運営にあたる。

- ・ 行政との連携のもとに住民の自治による運営
- ・ 地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくり
- ・ 要配慮者の支援や男女共同参画の実現など、一人ひとりの多様性に配慮した運営
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の防止に配慮した運営

また、避難所運営委員会を組織するにあたって、以下の点に留意する。

- (1) 避難所運営委員会を組織する際には、3割以上の女性役員の登用や、医療・保健・福祉などの専門職能団体、ボランティア・NPO団体の参画を図る。
- (2) 避難所運営班や学校職員などの施設管理者は、避難所運営委員会に参画し、避難者の状況に応じて配慮すべきこと、施設管理などの視点をもった助言や、被災者支援システム・災害情報システムなどを活用した災害対策本部との連絡・調整により避難所運営を支援する。
- (3) 学校教職員が避難所運営を行う期間は、7日以内を原則とする。

【資料 2-3-2】 学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順に係る留意事項

避難所運営において特に配慮すべきこととして以下の対応を行う。

- (1) 男女別の物干し場、更衣室、トイレの設置
- (2) 授乳スペースの確保
- (3) 女性担当者による女性用品の配布
- (4) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアでの巡回警備や防犯ブザーの配布等の安全確保や相談場所の設置、照明を増設する、など安全に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 要配慮者に配慮した対応（身体面、情報面で支援が必要な避難者に対し、スペースの配慮やマンパワーによる支援）、相談窓口の設置
- (6) 男女双方及び性的マイノリティのニーズや視点にも十分配慮し、相談できる体制の構築等に努めることとする。
- (7) 家庭動物収容スペースの確保

4 避難所におけるペットの取扱い等（各部）

避難所におけるペットの取扱いについて、以下の通り定める。

- (1) 災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。
- (2) 災害発生時、飼い主はペットと同行避難することを原則とし、他の避難者への迷惑にならないよう努める。
- (3) 避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養スペースを分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。
- (4) 飼い主は普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、迷子札等の所有者明示措置、トイレや無駄吠えをさせない等のしつけに努める。

※ペット用備蓄の例

水、ペットフード、食器、首輪、リード、ケージ、トイレ用品 等

5 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

避難所は、当該避難所のみならず、個々の事情により在宅にて避難生活を送る在宅避難者や車中泊避難者等、避難所以外の場所に滞在する被災者を含めその地域において避難生活を

送る全ての被災者に対し、情報発信、必要な物資の配布を行うなど、地域の支援拠点として運営するものとし、区・自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所以外の場所に滞在する被災者の状況把握に努めるものとする。

避難所以外の場所に滞在する被災者の内、要配慮者等については、可能な限り福祉避難所等への避難の推奨や設備が整った特定施設や社会福祉施設への受け入れを進めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供等に努めるものとする。また、車中泊避難者等については、エコノミークラス症候群発症を予防するための注意喚起を行うこととする。

6 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策

県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト、導線確認、健康チェック、検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、対象者専用避難所を開設するものとする。

第5 大規模災害時における広域避難（危機管理課）

1 大災害時における広域避難の調整等

隣接市町等の施設を避難所として利用するときは、県に対し次の事項を明らかにして隣接市町等との調整を要請する。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

また、市町域・県域を越えて避難した被災者を受け入れた場合について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と共有し、支援情報の提供等の支援に努めることとする。

2 大災害時における広域一時滞在の受入れ

(1) 広域一時滞在の実施

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し次の事項を明らかにして受入れ市町等との調整を要請する。

- (1) 一時滞在希望地域
- (2) 一時滞在有を要する人員
- (3) 一時滞在期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

(2) 広域一時滞在の受入れ

県から、市町域・県域を越えて被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

受入避難所は、予備避難所を基本とする。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

市は、広域一時滞在进行を実施した場合は、広域一時滞在进行を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制について、県と整備する。

特に、女性が子どもと母子で避難する際に配慮した実態やニーズを把握し、必要な情報の提供や支援を地方公共団体などと連携をとりながら進める。

第7節 被災者の救出・救護等

大規模災害の発生に伴い、倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

第1 被災者の救出

災害のため生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、あるいは救出してその者を保護する。

1 実施体制（消防本部）

- (1) 被災者の救出は、三田市消防計画に基づき原則として消防本部によって行うものとし、消防団部及び警察との緊密な連携のもとにこれにあたるものとする。
- (2) 消防団部は、災害の状況に応じ必要な人員を勘案し、消防団の組織をもって編成する。
- (3) 消防機関及び警察のみでは救出困難なときは、自衛隊及び隣接市の消防機関等に対し応援要請を行うものとする。また、市長は、県、警察署、関係機関、自主防災組織及び自衛隊等に救出活動の応援協力を要請する。
- (4) 市は市内の区域における関係機関の救出活動について総合調整を行う。
【参照 資料編 人材・技術資材等提供協定】（災害救助犬の出動に関する協定）

2 災害救助法における実施基準（消防本部）

(1) 対象

災害時における救出は次に定める範囲とする。

- ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため生死不明の状態にある者

(2) 支出費用

救助のための支出費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。

(3) 支出費用の限度額

当該地域における通常の実費。

(4) 期間

救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

3 救出方法（健康福祉部・市民病院・消防本部）

被災者の救出は、災害の状況及び被災者の疾病並びに傷病の程度を勘案し、関係機関並びに各部との緊密な連携のもとに次の方法で救出にあたるものとする。

(1) 被災者の少ない場合

消防長の指揮により救出作業にあたり、負傷者を直ちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。

(2) 被災者の多い場合

地区連絡所を中心に被災者救出本部を設置し、消防長の指揮により救出作業を行う。病院部及び救護班の応援のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うとともに応急処置を実施する。二次救護等の必要な重傷患者については後方医療施設に移送する。

4 救出用資機材の確保（消防本部）

(1) 市保有の救出に必要な資機材の配備は、三田市消防計画に定める。

(2) 救出のために特殊な機材を必要とする場合は、関係機関との緊密な連絡のもと必要機材を調達するとともに、予め登録している業者に応援を要請する。

【資料 3-7-1】三田市登録業者（土木工事、建築工事、造園工事）

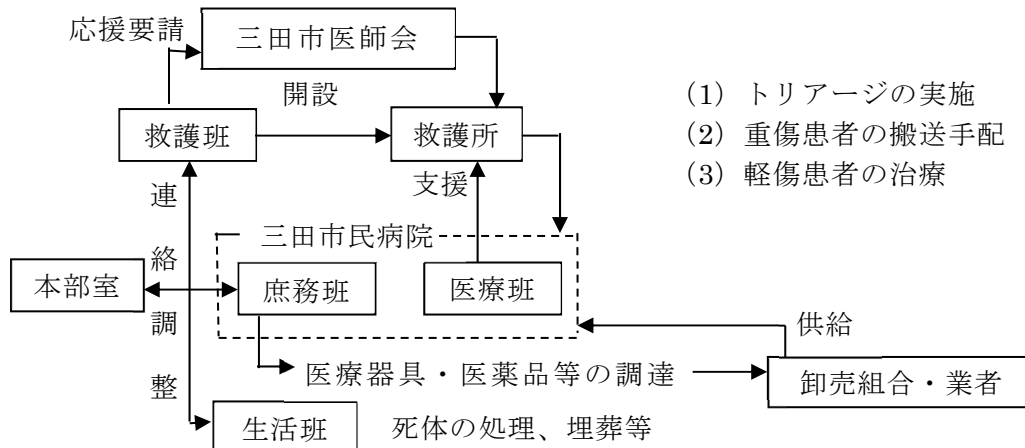
【資料編 人材・技術・資材等提供協定】

第2 被災者の救護

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったような場合、応急的に医療及び助産を提供し、被災者の保護を図る。

1 実施体制（健康福祉部・市民病院）

救護班は、被災者の状況に応じ、医療救護班を編成して被災地域及び避難所の医療並びに助産に万全を期すものとする。



なお、市のみでは対応が困難な場合は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、次の応援協力を求める。

- (7) 被災地への医療救護チームの派遣
- (4) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受け入れ
- (9) 被災した会員病院への医師、看護師など医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (5) その他災害初動時における医療に関する必要な措置

【参照 資料編 相互応援協力協定】

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

【関係医療機関等】

機 関 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
宝塚健康福祉事務所	宝塚市東洋町 2-5	0797-72-0054	0797-61-5188
三田市民病院	けやき台 3 丁目 1 番地 1	079-565-8000	079-565-8011
三田市医師会	中央町 19-16(三田市役所南分館 2 階)	079-564-2767	079-560-2650
三田市歯科医師会	すずかけ台 1-6-1(おくしゃ歯科医院)	079-565-0886	079-565-2110
三田市薬剤師会	あかしあ台 5-32-1 ウッディ調剤薬局(田畑 佳子)	079-560-2788	079-562-7770

【救護活動体制】

区 分	症 状	施 設 名	所 在 地	電話番号
初期救護	軽傷及び 応急処置	救護所	市内小・中学校 (救護所一覧を参照)	
二次救護 (後方医 療施設)	重傷及び 緊急治療	三田市民病院	けやき台 3-1-1	565-8000
		独立行政法人国立病院 機構 兵庫中央病院	大原 1314	563-2121
		平島病院	天神 1-2-15	564-5381
		あおぞらクリニック	大畑 357-1	560-0325
被災地以 外の後方 医療施設	重傷及び 緊急治療	済生会兵庫県病院	神戸市北区藤原台中町 5-1-1	078-987-2222
		恒生病院	神戸市北区道場町日下部 1788	078-950-2622
		甲北病院	神戸市北区有野町有野 2378	078-981-5456
		宝塚市立病院	宝塚市小浜 4-5-1	0797-87-1161
		神戸市立医療センター中央 市民病院	神戸市中央区港島南町 2-1-1	078-302-4321
		神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町 7-5-2	078-382-5111
		兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町 13-9	0798-34-5151
		兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町 1-1	0798-45-6111
		兵庫県災害医療センター	神戸市中央区 脇浜海岸通 1-3-1	078-241-3131
		兵庫医科大学ささやま医療 センター	篠山市黒岡 5 番地	079-552-1181
		兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生 2002 番地 7	0795-88-5200
西脇市立西脇病院	西脇市下戸田 652-1	0795-22-0111		

2 災害救助法における実施基準(健康福祉部・市民病院)

(1) 医療

ア 対象

災害時における医療は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者を対象とする。

イ 支出費用

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 支出費用の限度額

(ア) 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費とする。

(イ) 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の限度額以内とする。

(ウ) 施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内とする。

エ 期間

医療の期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の甚だしい場合等であって、災害地の特殊事情から14日を超えて実施しなければならない場合は、事前に県知事へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

(2) 助産

ア 対象

災害時における助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者を対象とする。

イ 支出費用

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前・分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

ウ 支出費用の限度額

(ア) 救護班による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費とする。

(イ) 助産師による場合は、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 期間

助産の期間は、分娩した日から7日以内とする。ただし、医療と同様事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で、期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

3 救護班の活動内容（健康福祉部・市民病院）

（1）救護活動の実施内容は次に定めるとおりとする。

- （1） トリアージの実施
- （2） 重傷患者の搬送手配
- （3） 軽傷患者の治療

（2）1班の編成は、医師1人、看護師2人、事務員（保健師可。）2人とし、医師が班長となる。

上記の班編成は、被災状況に応じて医師会への要請も含め10班を編成し、救護活動にあたる。

【資料 3-7-2】医療救護班編成表

4 患者の移送（消防本部）

被災者が疾病、傷病のため医療機関に収容する必要がある場合、あるいは後方医療施設への転送の必要がある場合は、消防本部が関係機関の協力を得て適切な方法により患者の移送を行う。

5 医薬品等の調達（健康福祉部・市民病院）

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、災害の種類、規模に応じて三田市医師会、三田市歯科医師会、三田市薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者から供給を受ける。また、県健康福祉事務所等と連携し、補給を受けることとする。

【資料編 物資等供給協定】

（協定 4-5 災害時における医薬品等の供給に関する協定書）

6 医療班（市民病院）

医療班は、原則として三田市民病院がこれにあたる。ただし、災害の規模及び発生状況に応じ、三田市医師会に対して医療班の増設協力を要請する。

市の救護班のみでは応急対策が困難であると病院事業管理者が判断したときは、県知事に対して医療救護班の応援を要請する。

7 救護所（健康福祉部）

救護班は被害状況に応じ、病院部や災害対策本部室等との連絡調整のうえ、被災地付近の小・中学校など必要箇所に臨時の救護所を開設する。

なお、被災者が疾病、傷病のため医療機関に収容する必要があるときは、迅速に最寄りの医療機関に収容する。

【様式第 13 号】避難・救護所開設の状況

【救護所設置予定箇所】

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	三田小学校	屋敷町 2 番 20 号	562-4751
2	松が丘小学校	川除 535 番地	563-4320
3	上野台中学校	志手原 1145 番地	563-0234
4	広野小学校	上井沢 295 番地	567-0024
5	高平小学校	下里 172 番地	569-0142
6	藍中学校	大川瀬 1307 番地 36	568-3747
7	長坂中学校	長坂 484 番地	568-1307
8	狭間中学校	狭間が丘 4 丁目 1 番地	564-6492
9	富士中学校	富士が丘 3 丁目 25 番地	562-7224
1 0	ゆりのき台中学校	ゆりのき台 2 丁目 1 番地 1	565-4971
1 1	けやき台中学校	けやき台 2 丁目 1 番地	565-0086
1 2	学園小学校	学園 7 丁目 7 番地	565-8100

8 精神医療（健康福祉部）

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応を図るため、市は県が実施する次の対応への協力を行う。

- (1) こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置
- (2) 精神科夜間診療体制の確保
- (3) こころのケアに対する相談・普及啓発活動
- (4) 児童、生徒のこころのケア

9 健康対策（健康福祉部）

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等について、市は、県が実施する次の対策への連携を行う。

- (1) 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- (2) 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

また、県及び市はサービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

10 慢性疾患対策（健康福祉部）

災害に伴う直接的ストレス、避難所生活等生活環境の変化によるストレス、食生活の乱れ、治療中断等により、循環器疾患、糖尿病等の慢性疾患の病状悪化や新たな合併症が予測されるため、病状の悪化や合併症の発生防止のための啓発を進めるとともに、相談・検診体制を整備する。

11 難病患者への対応（市民病院）

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への移送など適切な措置を含め、病院部において実施する。

第3 遺体の搜索及び処理、埋（火）葬

災害により死亡していると推定される者の搜索及び死亡者の処置、埋（火）葬は次の方法により実施する。

1 遺体の搜索（市民生活部・関係機関）

(1) 実施体制

遺体の搜索は、警察、消防団等と連携を図り、生活班が実施する。ただし、状況によっては自衛隊や周辺住民の協力を得て実施する。

(2) 災害救助法における実施基準

ア 対象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情からすでに死亡していると推定される者を対象とする。

イ 支出費用

遺体の搜索のための支出費用は、舟艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。

ウ 支出費用の限度額

当該地域における通常の実費。

エ 期間

遺体の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

(3) 実施内容

遺体の搜索は、災害発生後、迅速かつ適切に実施し、発見された遺体は、直ちに所轄の警察及び災害対策本部に連絡する。

2 遺体の処理（市民生活部）

(1) 実施体制

遺体の処理は、警察、医師等との連携を図り、生活班が実施する。ただし、状況によっては関係業者や周辺住民の協力を得て実施する。

(2) 災害救助法における実施基準

ア 対象

遺体の処理は、災害の際死亡した者を対象とする。

イ 支出費用とその限度額

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体1体当たり3,500円以内の額とする。

(イ) 遺体の一時保存

遺体を一時保存するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内の額とする。

(ウ) 検案

原則として救護班が行う。救護班以外は、当該地域の慣行料金の額以内を、実費の弁償費として支払う。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を經由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】 災害救助法による救助の基準

(3) 実施内容

ア 警察による検視及び医師の検案

遺体を発見したときは、速やかに警察の検視及び医師の検案を受ける。発見された遺体については、警察署と市町が協力して身元確認作業を行う。

イ 遺体の搬送及び収容

検案後警察から遺体の引き渡しを受け、遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車により遺体収容所に搬送し、収容する。

遺体収容所は、災害対策本部がその都度、被災現場付近の公共施設などを指定するほか、市内の寺院等に協力を要請する。遺体収容所は、複数箇所を確保し、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を設けるものとする。

ウ 遺体の一時保存（仮安置）

遺体は、遺体収容所に到着順に一時保存し、仮安置する。保存にあたっては、遺品を整理のうえ、収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）を次に定める市内業者及び近隣市町から調達し、納棺する。

【資料 3-7-3】 収容棺等の調達先

【参照 資料編 物資等供給協定】

エ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

仮安置した遺体を医師の指示のもとに、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

オ 遺体処理台帳の整理

性別、推定年齢及び遺留品等を死体処理台帳(災害救助法様式 20)に記載して遺体収容所に掲出する。

カ 遺体の引取り

身元が確定した遺体は、遺体処理台帳に必要事項を記入した上、速やかに遺族等へ引き渡す。また、身元が明らかでない遺体は行旅死亡人として取り扱う。

3 遺体の埋（火）葬（市民生活部）

(1) 実施体制

遺体の埋（火）葬は、環境班が実施する。ただし、状況によっては自衛隊等の協力を得て実施する。

(2) 災害救助法における実施基準

ア 対象

遺体の埋（火）葬は、災害時の混乱の際に死亡した者を対象とする。

イ 支出費用とその限度額

大人（満 12 才以上） 1 体当たり 215,200 円以内とする。

小人（満 12 才未満） 1 体当たり 172,000 円以内とする。

ウ 期間

遺体の埋（火）葬の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、大災害等で 10 日経過後も、おびただしい数の遺体が発見され、混乱が続くことも予想されるので、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した場合は、期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】 災害救助法による救助の基準

(3) 実施内容

ア 遺体の火葬

遺体の火葬は、三田市聖苑等の火葬場に移送し、埋葬台帳(災害救助法様式 19)に必要事項を記載のうえ火葬に付する。

【三田市火葬場】

施設名	所在地	規模	電話番号
三田市聖苑	下槻瀬 748-1	5 基	569-1215

イ 他自治体での火葬の実施

火葬場の被災等により、市の火葬場の能力では不十分な場合、近隣の市町へ直接又は県を通じて他市町での火葬の受入れを要請する。

被害が広域にわたり、県内他市町の火葬能力では不十分な場合は、県は他府県の市町での火葬の受入れを要請することとなっている。

【資料 3-7-4】 近隣市営火葬場一覧

ウ 火葬相談窓口の設置

火葬場の被害が甚大で長期間にわたり市の火葬場での火葬ができない場合は、速やかな火葬を要望する遺族のために、必要に応じ、火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体搬送体制等に関する適切な情報を提供する。

第8節 救援活動

災害時における飲料水、食糧及び衣料、生活必需品その他物資等の救援物資を、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなどにより、確保、供給すること、救援活動に必要なボランティアをはじめとする救援活動要員の円滑な確保することなどについて定める。

第1 応急給水

災害時における飲料水の確保が円滑に実施できるよう速やかな応急給水対策を講じる。

1 実施体制（上下水道部）

応急給水対策は、水道施設応急対策計画の実施体制に基づき上水道班が三田市上下水道工事業協同組合、三田市指定給水装置工事業業者、三田市お客さまセンター等の協力を得て実施する。

なお、必要な人員・資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材の品目別数量
- オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- カ その他必要な事項

2 災害救助法による実施基準（上下水道部）

(1) 対象

応急給水は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染したため現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に最小限度必要な量の飲料水を供給する。

(2) 支出費用

水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費。

(3) 支出費用の限度額

応急給水のために支出できる費用は、当該地域における通常（平常時）の実費とする。供給必要量（1人1日3ℓを目安）を浄水又は運搬する直接・間接の経費。

(4) 期間

応急給水の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

3 応急給水（上下水道部）

災害直後の3日間は生命維持に最小限必要な水量として1日3ℓ、10日までは20ℓ、21日までは100ℓ、28日までは被災前の水準まで回復させることを目標とする。また、給水タンク車により医療施設及び福祉施設等を優先的に配慮するとともに、公民館や学校等地区拠点への運搬給水をおこなう。

三田市における応急給水の目標設定は下表である。

応急給水の目標設定

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	概ね 1km以内	給水拠点での給水、給水車による運搬給水
10日まで	20ℓ/人・日	概ね 250m以内	配水管線付近の仮設給水栓
21日まで	100ℓ/人・日	概ね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日まで	被災前給水 (約 250ℓ/人・日)	概ね 100m以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

4 各団体等への協力（上下水道部）

上下水道部より兵庫県、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体等の協力を求める。

名 称	所 在 地	電話番号	備考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通 5丁目 10-1	078-341-7711	
日本水道協会兵庫県 支部（神戸市水道局）	神戸市中央区橘通 3-4-2	078-381-9586	R5～R8 神戸市

5 仮設給水栓等からの応援給水（上下水道部）

地域の被害状況により、被災を受けていない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置し給水する。

6 応急給水用資機材保有状況（上下水道部）

品名 保有場所	給水 タンク車	車載用 給水 タンク	トラック	給水袋	仮設 給水栓	組立式 給水 タンク	ボトル ウォーター
古城浄水場	3.5m ³ ×1台 2.0m ³ ×1台	2m ³ ×2個	2t ×1台	4,142 枚	8台	1.0 m ³ ×7台	10,777本

7 応急給水等の広報活動（総合政策部・上下水道部）

初動期同様市民の必要以上の不安を解消し、応急給水及び復旧作業を理解と協力を得て円滑に進めるため、必要な情報を的確に提供することとする。特に、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努めることとする。

広報手段については、市のホームページ、広報誌及び広報公聴課を通じて報道機関への情報提供を積極的に行う。

8 上水道相互連絡管について

【参照 第2章 第1節 第4 1上水道】

第2 食糧供給計画

被災者及び災害応急活動従事者等に対する食糧の供給は、被災者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保することを目的とする。

1 実施体制（危機管理課・市民生活部・健康福祉部・学校教育部）

食糧の確保及び供給は、局地的災害など緊急時においては物資調達班が担任し、大規模災害など多量の炊き出しが必要な場合は炊出班が日赤奉仕団、自衛隊その他各種団体の応援協力のもとに行う。

ただし、災害の規模に応じ、防災班の指示のもとに給食搬送車による食糧の確保及び供給の応援を求めるものとする。

なお、食糧の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- ア 供給あっせんを必要とする理由
- イ 必要な品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引渡し責任者
- エ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- オ その他参考となる事項

2 災害救助法による実施基準（市民生活部）

(1) 対象

金銭の有無に関わらず、現に食物を得られない者。

(2) 支出費用

炊き出しその他による食品の給与のための支出費用は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費とする。

(3) 支出費用とその限度額

1人1日1,180円以内とする。

(4) 期間

炊き出しその他による食品の給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、大規模な災害が発生し、前記期間内で炊き出しその他による食品の配給を打ち切ることが困難な場合には、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

3 食糧の配給場所（市民生活部）

食糧の配給は、原則として各避難所及び市が指定する場所で行うものとする。

【様式第 12 号】物資調達配給状況

4 食糧の配給時期等（市民生活部）

食糧は、市民による家庭内備蓄分での対応を基本とするが、上記対象被災者への食糧の配給時期は次のとおりとし、適正に配分する。

このため、市民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食糧を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

- (1) 第1次供給 災害発生後6時間を目途に支給する。
- (2) 第2次供給 災害発生後12時間を目途に支給する。
その後は1日2回を目途に定時支給する。

5 食糧備蓄（危機管理課）

被災者等への食糧の第1次供給に備え、かんぱん等を市防災倉庫に備蓄する。

【資料 2-2-5-1】三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧

6 米飯の炊き出し（学校教育部）

- (1) 米飯の炊き出しは、炊出班（学校給食センター）が実施する。
- (2) 炊き出しの施設は、学校給食センターの利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員が炊き出しを行う。

また、災害の規模によっては、災害対策本部を通じ、炊事用具を調達し、避難所又は被災地域の最も便利な場所等で炊飯を実施する。

ア 炊具調達

湯沸器具（ミルク処理を含む）、カセットコンロ、ミニボンベ、鍋、やかん、しゃくし、バケツ、プロパン、食器（学校備品の活用）等

イ 施設用

防水シート、発電機、投光機、コードリール、トランジスタメガホン、強力ライト等

- (3) 被害状況が比較的軽微な地域については、産業給食提供業者からの弁当購入や当該自治会等の住民による炊き出しを要請する。

- (4) 市において、炊き出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが実情に適うと認められる場合は、炊き出し基準を明示のうえ業者から購入し、配給するものとする。

【学校給食施設】

優先順	名 称	所 在 地	調理能力	電話番号
第1次	ゆりのき台給食センター	ゆりのき台6丁目8番地	8,000食	567-2279
第2次	清水山給食センター	志手原1143番地	4,000食	559-4691

注) 調理能力は、学校給食における副食調理能力を示す。

7 主要食糧の調達方法（市民生活部・学校教育部）

食料の調達は、救援物資等の入出庫の管理等を行う被災者支援システムにより行い、避難所に必要な物資を適切に供給することを支援する。

(1) 米穀の調達方法

小規模の災害が発生した場合は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達するものとする。

【資料編 物資等供給協定】

また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県知事を通じて大阪農政事務所に配給を要請する。

(2) パンの調達方法

市長は、必要に応じ市内のパン製造業者等に製造を依頼し、適宜調達する。

【資料 3-8-1】市内パン製造業者一覧

(3) 粉ミルクの調達方法

乳幼児の粉ミルクは、市防災倉庫に備蓄している。

不足する場合は市内の販売業者に依頼し、適宜調達する。

(4) 副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干の副食、調味料については市内の販売業者に依頼し、適宜調達する。調達が困難な場合は、県知事にそのあつ旋を依頼する。

8 配給食糧の搬送体制（学校教育部）

食糧の搬送は、パン、ミルク等の簡易食糧を含め給食搬送車で対応する他、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

第3 衣料、生活必需品その他物資供給計画

災害により住家等に被害を受け、日常生活を営むことが困難となった者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施体制（市民生活部・健康福祉部）

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の確保は、商工班等の協力を得て物資調達班が行う。また、その支給等は、物資調達班を中心に各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

なお、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請する。

- ア 供給あつせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡担当者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

2 災害救助法による実施基準（市民生活部）

(1) 対象

法に定める被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、全半壊（焼）流失、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、最小限度の日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）を対象とする。

(2) 供給品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のための供給品目は、被災者の事情に応じて次の範囲の品目とする。

- ア 被服： 男性用、女性用、子供用の上着、肌着など
 - イ 寝具： 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団など
 - ウ 身の回り品： タオル、靴下、靴、サンダル、傘など
 - エ 日用品： 石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨きなど
 - オ 炊事用品： 炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具など
 - カ 食器： 箸、茶碗、皿、汁わんなど
 - キ 光熱材料： マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど
- このほか、高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

(3) 支出費用の限度額

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯(単位:円)

季別	期 間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増す ごとに加算する額
夏季	4月～9月	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
冬季	10月～3月	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯(単位:円)

季別	期 間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増す ごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬季	10月～3月	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

(4) 期間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】 災害救助法による救助の基準

3 物資の供給方法（市民生活部・健康福祉部）

物資の調達は、救援物資等の入出庫の管理等を行う被災者支援システムにより行い、避難所に必要な物資を適切に供給することを支援する。

(1) 物資の調達

市長は、市内の小売業者や大型小売店舗等の協力のもとに、物資供給計画に基づき必要な生活必需品等を調達し、各避難所に搬送する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、県知事に対して物資の調達を要請する。

【資料編 物資等供給協定】

(2) 備蓄物資

備蓄物資として、毛布等を市防災倉庫に備蓄する。これらは、調達物資と同様に物資供給計画に基づき各被災者に配布する。

【資料 2-2-5-1】 三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧

(3) 市民の備蓄

市民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

4 救援物資の受入れ体制（市民生活部・健康福祉部）

(1) 個人からの救援物資の受け入れ

大規模な災害の発生直後においては、個人からの救援物資を必要としている被災者に対し、必要としている時期に、必要なものを分類し仕分けして配付することは極めて難しい。

個人からの救援物資は、古着のように被災者・被災地のニーズと合わないものや、生もの、細々した日用品、少量の物資等のように保管・配布に支障のあるものが多く、同時に、こうした個人からの支援物資は内容物が明記されておらず、1つの箱に多種品目が詰め込まれているケースが多いことなど、その仕分け作業に膨大な時間と多くのマンパワーが必要となるほか、余剰物資の処分にも費用と労力が必要となる。

これらのことから、個人からの救援物資は、原則として受け入れず、可能な限り義援金による支援を呼びかけ、理解と協力をお願いするものとする。

なお、個人からの救援物資の受入れに関し、次の事項を広報班を通じて呼びかけるものとする。

ア 救援物資の被災地への送付は、原則として受け入れを行わないこと。

イ 義援金による支援の呼びかけ。

(2) 各自治体、協力企業等からの救援物資の受け入れ

各自治体、協力企業等から寄せられる救援物資は、次の集出荷施設で受付、仕分け等の業務を行い、物資の搬入量に応じて集積場に移送する。

なお、各自治体、企業等からの救援物資の受入れに関し、次の事項を徹底する。

ア 送付は、事前に市災害対策本部(物資調達班)を通じて調整されたものに限ること。

イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記すること。

施設名	所在地	連絡先	備考
城山公園	三輪 1314 番地	563-5511	集出荷施設
駒ヶ谷運動公園	ゆりのき台 1 丁目	565-7288	〃
市防災倉庫	狭間が丘 3 丁目 34 番地		〃
三田市役所庁舎前広場	三輪 2 丁目 1 番 1 号	563-1111	〃
総合文化センター駐車場	天神 1 丁目 3 番 1 号	559-8100	集積場

(3) 人員配置

ア 人員配置については被害規模など状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配置する。

イ 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。

なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次災害対策本部に報告する。

【様式第 12 号】物資調達配給状況

(4) 配車

物資の輸送は、災害対策本部からの配車（運転手、助手各1名）を受けて行う。

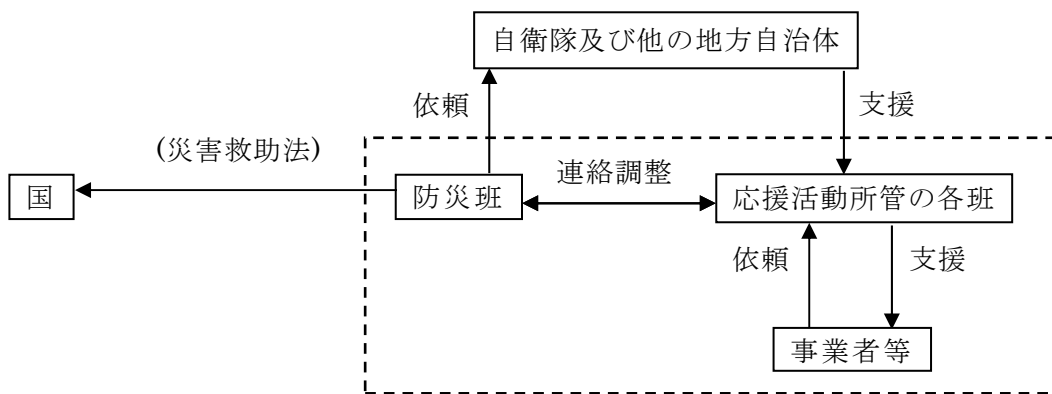
【資料編 輸送協定】

第4 救援活動要員の確保

災害応急対策の実施にあたり、救援活動要員が不足し、必要なときは次の方法により要員を確保する。

1 実施体制（危機管理課）

救援活動要員の確保は下図のとおり防災班が関係各班との連携の上、実施する。



2 災害救助法における実施基準

(1) 賃金職員等雇上費

ア 対象

応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 被災者を避難させるために雇上げた賃金職員
- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の搜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救援用物資の整理、輸送及び配分

イ 支出費用とその限度額

応急救助のため支出できる賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

応急救助のための賃金職員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が県知事を経由して内閣総理大臣へ申請して延長された場合は、その救助に伴う賃金職員の雇用期間も延長することができる。

(2) 災害救助法第24条に基づく救助業務従事者に対する実費弁償

ア 対象

災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者を対象とする

イ 支出費用とその限度額

災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。

ウ 期間

救助の実施が認められている期間内とする。

【資料3-1-4】災害救助法による救助の基準

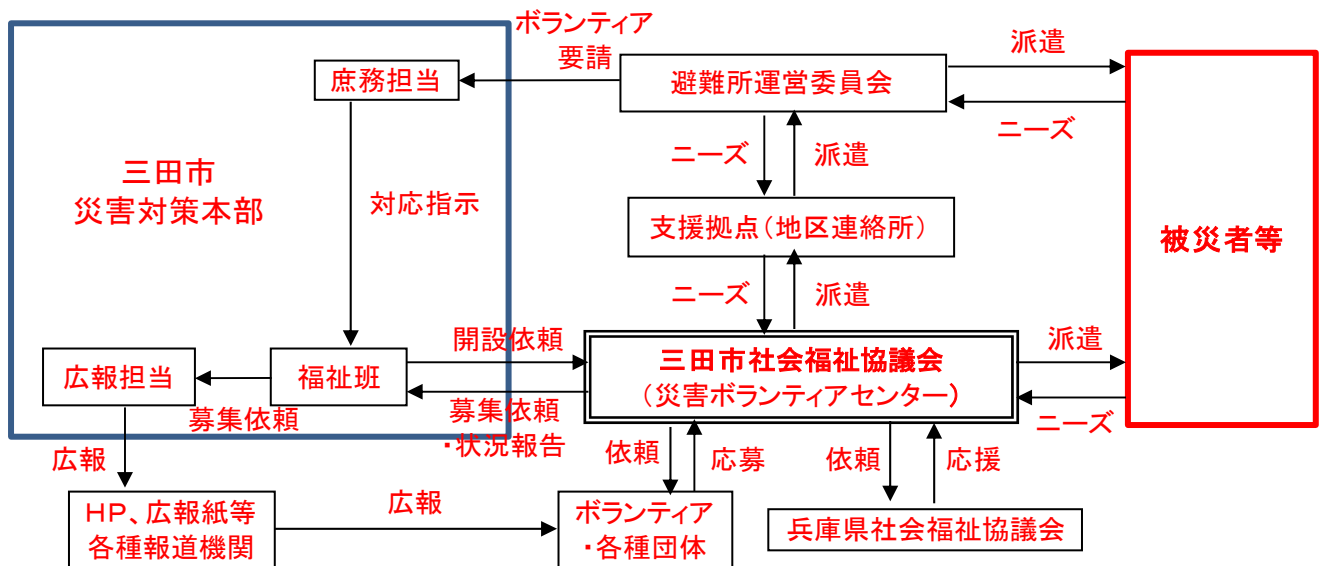
3 その他（各部）

応急措置を実施するため特に必要と認めるときは、災害対策基本法、災害救助法、水防法及び消防法の規定により従事命令又は協力命令により要員の確保を図る。

第5 災害ボランティアセンターとの連携（健康福祉部・社会福祉協議会）

1 災害ボランティアセンターの開設・運営（社会福祉協議会）

災害対策本部においてボランティアの受入が必要と判断された時は、三田市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請する。運営については「三田市社会福祉協議会 災害時対応の手引き」に基づき運営する。



【主要機関連絡先】

主要機関	電話番号
地域福祉課	079-563-1111
三田市社会福祉協議会（三田市ボランティア活動センター）	079-559-5940 (079-564-0410)
兵庫県社会福祉協議会	078-242-4633
ひょうごボランタリープラザ	078-360-8845

(1) ボランティアの派遣

避難所内とその周辺地域のボランティアニーズは、避難所を情報拠点として、避難所運営のなかで収集される。災害ボランティアセンターは支援拠点（地区連絡所）単位で避難所のニーズを集約し、募集したボランティアとマッチングし、派遣する。

(2) 災害時ボランティア体制に関する広報活動（健康福祉部・総合政策部）

市ホームページやテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、次の広報活動を実施する。

- ① 災害ボランティアセンターの開設
- ② ニーズ募集
- ③ ボランティアの募集（募集範囲、活動内容、活動場所、期間等）
- ④ ボランティア活動状況

2 ボランティアの受入れ体制（社会福祉協議会）

ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターが受付窓口となり、原則として総合福祉保健センター内に事務局を設置し、「三田市社会福祉協議会 災害時対応の手引き」に基づいた受け入れや派遣調整を行い、被災者のニーズに応じた活動を行うものとする。地域住民、日本赤十字社や地域外から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、必要に応じて福祉班を通じ、災害対策本部に必要な資機材の貸出を要請する。

また、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアは下表の活動内容を行う。

被災地において支援を行う際は、感染症や二次災害、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起等を行うとともに、活動時には基本的に 2 人以上で行動する。

活 動 項 目	活 動 内 容 等
炊き出し (食糧供給)	ア 炊き出し拠点施設、避難所等 イ 炊き出しのための物資の調達及び必要数量の把握
物資の仕分け	ア 救援物資集積センター、避難所及び公共施設での市民並びに他市町村からの物資の受け入れ並びに搬入作業 イ 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ウ 必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適正な配付
物資の搬送	ア 救援物資集積センターを中心とした配送及び地区拠点から避難所等への配送 イ 輸送手段及び要員等の計画・確保
物資の寄贈	ア 民間団体等からの物資提供
募金活動	ア 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ及び取り組み
避難所の運営	ア 指定施設、緊急的に設営した施設等での活動 イ 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動

	ウ 避難者の自立のための情報提供・援助及び避難所生活のコミュニティづくりの支援 エ 問い合わせ等への対応
救護所の運営	ア 避難所及び予め指定した場所及び緊急的に設営した施設等での活動 イ 医療関係者への協力並びに医療物資の搬送、調達及び管理
介助・支援	ア 避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 イ その他負傷者・高齢者等要配慮者に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応 ウ 要配慮者の避難生活支援・介助及び要配慮者の自立のための支援
被災者受け入れ	ア 高齢者等の要配慮者で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）とした受け入れ
情報伝達・広報	ア 避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報誌配付等
情報収集（調査活動）	ア 災害発生地域など被害実態調査、不足品調査その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 イ 避難所内及び災害発生地域での被災者情報・避難所情報等の収集並びに災害対策本部への連絡
在宅避難者への支援	ア 生活支援（食料・物資の仕分け支援、巡回相談など） イ 被災家屋の整理、清掃

4 ボランティアネットワークの形成（社会福祉協議会）

災害ボランティアセンターを介さずに市内外のボランティア団体等が独自に被災現場で救援活動することも想定されるが、災害ボランティアセンターや団体間の連携を促進するため、連絡調整会などを行い、ボランティアネットワークを形成する。

第6 要配慮者支援対策

福祉行政と地域組織が連携し、災害に弱い立場にある高齢者及び障害者等の安否確認や緊急援助をすることにより、生活基盤の立て直しを支援する。

1 共通事項（危機管理課・健康福祉部、子ども・未来部）

- (1) 民生委員・児童委員、ボランティア等による支援及び相談
- (2) 社会福祉協議会、ボランティア等による情報ルートの確立、広報誌等による伝達手段の確保
- (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用した区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による安否確認、救助活動、避難誘導

市は、福祉班に安否確認情報窓口を設置し、地域で安否確認ができない要支援者の情報集約する。要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、安否確認状況のとりまとめを行う。安否未確認者や情報提供不同意者については、災害対策本部と協議の上、避難支援等関係者等に協力を要請する。

また、地域では、実施可能な範囲内で要支援者の安否確認に努め、安否確認ができない者の情報を市の安否確認情報窓口（福祉班）に情報提供する。

- (4) 精神的ダメージを負った者への相談業務（カウンセラー及び保健師等の確保）

要配慮者専用の相談窓口を設置する。

健康面のケア、保健・福祉サービス、こころのケア、特別な医療ニーズに対して、地域の専門家と連携して対応する。市で必要な専門家の確保が困難な場合は、県に対してひょうご DPAT の派遣を要請し、専門家を確保する。

- (5) 巡回医療等の実施
- (6) 医療施設、社会福祉施設、仮設住宅や公営住宅への優先入居
- (7) おむつ等生活必需品並びに粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮した必要物資等の確保及び供給
- (8) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援
- (9) ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応
- (10) 避難所における専用スペースの確保
- (11) 冷暖房等の配慮
- (12) 社会福祉施設の早期復旧と平常業務の早期再開
- (13) 全被災者を対象とした調査の実施

区・自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力のもと、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、被災者の健康状態や福祉ニーズを調査する。

- (14) 要配慮者のトリアージの実施

被災者を対象にしたニーズ調査結果を踏まえ、「助かる命を救う」視点に立ち、個々の要配慮者の優先度、ニーズに応じた保健・医療や福祉サービスを調整する。

2 高齢者（健康福祉部）

- (1) 避難する場合の隣近所の介護・支援体制づくり
- (2) 外出困難高齢者等の社会福祉施設への一時的入所措置
- (3) 高齢者への食事の配慮
- (4) ホームヘルパーや保健師による公的支援及び相談業務

3 障害者（健康福祉部）

- (1) 障害者への介助・支援体制づくり
- (2) 社会福祉施設への一時的入所措置
- (3) 被災直後の火気点検などの安全対策の指導
- (4) 公的サービスによる支援及び相談業務

4 その他の要配慮者（危機管理課・健康福祉部）

- (1) ボランティア・民間団体等の協力を得ながら、外国人への多言語での相談業務、ひょうご防災ネットによる多言語での情報提供を行う。
- (2) 法律相談窓口等の開設

第9節 被災地の応急対策

応急住宅対策、入浴サービス、仮設風呂の設置、廃棄物対策、防疫、保健衛生及び応急教育対策などの被災地における災害救助に関して定める。

第1 応急住宅対策

災害により住宅が倒壊、焼失又は破損等により居住することができなくなり、自己の資力では再建又は修復できない被災者を対象に応急仮設住宅を供与するとともに被災住宅の応急修理を行うなど居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の供給（都市整備部・健康福祉部）

(1) 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅の供与は、住宅班を中心に兵庫県建設業協会三田支部等の応援協力のもとに実施する。

(2) 災害救助法における実施基準

ア 対象

応急仮設住宅の供与は、災害のために住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者を対象とする。（※）（高齢者等避難・避難指示の発令地域に居住している等、住家被害がなくても入居可能な場合もある。）

【参考】

※ 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当の場合、内閣府と連絡調整のうえ、対象とすることも可能。

※ 阪神・淡路大震災や熊本地震の際は、半壊の認定を受けた住家についても、取り壊さざるを得ない住家は全壊とみなして対象とした。

イ 規模及び費用

(ア) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、世帯構成に応じて規模の異なる住宅タイプを供給する。

(イ) 1戸当たりの建設費用の限度額は6,775,000円以内とする。（同一又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設する場合、集会施設を設置でき、その規模及び費用は別途内閣府との協議による。）

(ウ) 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能。

ウ 期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。また、その供与期間は、供与の日から2ヶ年以内とする。

【資料3-1-4】災害救助法による救助の基準

(3) 入居基準

供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障害者世帯等の要配慮者世帯を優先的に入居させる。

なお、自らの資力では、住宅を確保することができない者とは、次に例示する者をいう。

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- ウ 前各号に準ずる者

(4) 応急仮設住宅の管理

ア 市長は、知事からの委任を受けて災害救助法による応急仮設住宅について、運営管理を行う。運営管理は、応急仮設住宅の入居申し込みや抽選処理、入居後の入退去管理な度に対応する被災者支援システムにより行う。

イ 市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めるとともに特に次の施策の積極的な活用を図ることとする。

- (ア) 公営住宅及び都市再生機構による住宅の設置又は優先入居
- (イ) 各種貸付制度等による住宅資金のあっ旋
- (ウ) 社会福祉施設等への収容

ウ 応急仮設住宅の管理にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 入居者の孤立を防ぐように集会スペースや施設などの設置
- (イ) 応急仮設住宅に自治会等が結成された場合は、役員のうち少なくとも 3 割以上の女性の参画を促進
- (ウ) 市の男女共同参画部署と連携し、相談窓口を設置

(5) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、地域コミュニティ、二次災害の可能性の有無等を考慮のうえ、被害の状況に応じて被災地付近の適地を選定する。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等とする場合には、学校の教育活動に十分配慮して行う。

【資料 3-9-1-1】 応急仮設住宅建設場所等基本的な考え方

【資料 3-9-1-2】 応急仮設住宅建設候補地一覧

(6) 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。

2 障害物の除去（市民生活部）

(1) 実施体制

災害時における障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているもののうち、主要道路、幹線道路の道路啓開によって生じたもの以外）は、廃棄物処理班が実施する。

なお、市のみにおいて除去及び処理が困難な場合は、県に対して、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- ア 除去を必要とする住家戸数
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無
- カ その他参考となる事項

(2) 災害救助法における被害の拡大を防止するための緊急修理の基準

ア 対象

障害物の除去は、住家が半壊又は床上浸水し、災害により居室、炊事場、便所等に障害物が運びこまれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしては除去することができない者を対象とする。

イ 支出費用

障害物の除去のための支出費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。

ウ 支出費用の限度額

障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たり138,700円以内とする。

エ 期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で必要最小限度の期間を延長することができる。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

3 被災住宅の応急修理（都市整備部）

(1) 実施体制

被災住宅の応急修理は、住宅班を中心に三田市登録業者【資料 3-7-1】の応援協力のもとに実施する。

(2) 災害救助法における実施基準

ア 対象

被災住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊又は半焼して、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

イ 規模及び費用

被災住宅の応急修理は、現物をもって行うものとし、居室、炊事場及び便所など、日常生活に欠くことのできない部分について行うものとする。

また、1世帯当たりの修理費用の限度額は706,000円以内とし、半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯（一部損壊10%以上）の場合は343,000円以内とする。

ウ 期間

被災住宅の応急修理は、災害発生の日から1カ月以内に完成させるものとする。

【資料 3-1-4】 災害救助法による救助の基準

4 建設資材の調達（都市整備部）

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資材の供給は、次に定める建設業者等から必要に応じて調達する。

なお、建築業者が不足したり建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。

- ア 被害戸数(半焼・半壊)
- イ 修理を必要とする戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

【建設資材の調達先】

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
三田造園緑化管理組合	東本庄 1768	568-2108	前澤造園土木
兵庫県建設業協会三田支部	天神 2 丁目 11 番地 6 号	564-2155	マツダ建設
三田市上下水道工事業協同組合	南が丘 1 丁目 1-8	563-4668	
三田市電気工事組合	三輪 4 丁目 2-34	562-6068	長谷川電工社
三田市建具組合	三田町 17 番 13 号	564-6105	住谷建具

5 公的住宅のあっ旋（健康福祉部）

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、兵庫県や都市機構等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

6 民間賃貸住宅の借上げ（都市整備部・健康福祉部）

被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅の借上げを検討する。

7 被災建築物応急危険度判定の実施（都市整備部）

地震災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、兵庫県や民間建築士会等の協力を得て実施する。

被災建築物応急危険度判定事務フロー

	兵庫県	阪神北県民局	三田市	応急危険度判定士
1 地震発生				
2 被害報告	○ (災害対策課)	○ (総務企画室 総務防災課)	○ (危機管理課)	
	← 報告	← 報告	← 報告	
3 判定実施の要否決定		○ (まちづくり建築課)	○ (審査指導課)	
		← 被害報告	← 被害報告	
4 判定実施の報告	○ (建築指導課)	要 請	○ (危機管理課) 災害対策本部会議 で要請決定	
	○ (建築指導課)	○ (総務企画室 総務防災課)		
	← 実施報告	→ 実施報告		
	○ (建築指導課)	○ (まちづくり建築課)		
	← 判定士招集依頼報告	→ 判定士招集依頼報告		
	○ (建築指導課)	判定士の招集	→ 判定士の招集	○(応急危険度判定士会支部長)
5 受入体制		○ (まちづくり建築課)	○ (危機管理課)	
		← 受入場所の確認・報告	← 受入場所の確認・報告	
	○ (建築指導課)	○ (まちづくり建築課)		
	← 受入場所の確認・完了報告			
6 受入	○ (建築指導課)		○ (危機管理課)	○(応急危険度判定士会支部長)
	○ (建築指導課)	判定士数報告	→ 判定士数報告	○(応急危険度判定士会支部長)
7 活動開始				

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

ア 判定資機材の備蓄

県と分担して、応急危険度判定の実施に必要な判定ステッカーその他の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 調査の実施

地震等発生後、半壊以上の建築物が多数発生するなど居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、早期に被災建築物応急危険度判定を実施する。

ウ 判定

被災建築物応急危険度判定は次の3段階とし、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに関係者へ安全指導を行うものとする。

判 定 (3 段 階)	
危 険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要 注 意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調 査 済	この建築物の被害程度は少ないです。

被災建築物応急危険度判定と同時に「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」に基づき、飛散性アスベストの有無の判定を行い、被災建築物応急危険度判定の注記欄にアスベストの飛散に関する危険判定結果を表示する。

(2) 応急措置に関する指導・相談

ア 倒壊のおそれのある建築物及び外壁等の脱落等のおそれのある屋外取付物等の危険防止に関する相談・指導を行うとともに落下等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。

イ 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

ウ 判定士は飛散性アスベストがあると判断した場合は、建築物の所有者や使用者、または使用者以外の第三者に知らしめ、建築物の所有者等がいる場合には、判定内容について説明を行い、注意を喚起する。

(3) 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

ア 復旧に関する技術的指導及び相談

イ 復旧の助成に関する相談

【被災建築物応急危険度判定士等の協力依頼先】 (R6 年度現在)

名 称	住所	電話番号	備 考
兵庫県建築設計事務所協会三田支部	相生町 22-16	563-1925	(株)衣笠設計
兵庫県建築士会三田支部	駅前町 19-14	563-1333	岡崎建設(株)

8 被災宅地危険度判定の実施（都市整備部）

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

(1) 危険度判定実施体制の整備

市は、県が連携する全国組織である被災宅地危険度判定連絡協議会、県内各市町と協力して危険度判定実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 判定資機材の備蓄

県と分担して、危険度判定の実施に必要な判定ステッカーその他の資機材の備蓄に努めるものとする。

(3) 体制

市は、危険度判定を実施する場合は、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

(4) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(5) 実施方法

実施本部、県が市町又は他の都道府県からの支援要請に基づき設置する支援本部及び判定士は、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。

(6) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部及び県に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

第2 入浴サービス及び仮設風呂の設置（市民生活部）

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、市民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

1 公衆浴場のあっ旋

(1) 市内公衆浴場の現状

名称	所在地及び代表者名	最大入浴人員	開店時間	電話番号
しんち湯	三田町3番5号 足立隆義	男女各15人 計30人	16:00～22:30	562-2516

(2) あっ旋の方策

全国公衆浴場環境衛生同業組合三田支部を通じて、受け入れ体制を協議する。

2 入浴サービス

(1) 入浴施設の確保

市内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者に協力を求め、入浴サービスを実施する。

なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、近隣市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

区分	施設名	住所	電話番号	受入人数
ゴルフ場	有馬カンツリー倶楽部	中内神 841	565-2111	利用時間帯 午前11時～ 午後5時 所要時間 1人約40分 最大収容 4,410人 男性 450人×7所 女性 180人×7所
	有馬富士カンツリークラブ	香下 2003	563-2362	
	神戸三田ゴルフクラブ	大川瀬 1167	568-1371	
	サングレートゴルフ倶楽部	川原 1035-12	569-0022	
	三田ゴルフクラブ	三輪 1294-1	562-4081	
	三田レークサイドカントリークラブ	大川瀬 1461	568-1391	
	千刈カンツリー倶楽部	山田 605	564-2282	
入浴施設	三田天然温泉 寿の湯	富士が丘5丁目2	564-4126	

(2) 入浴施設までの交通手段の確保

入浴施設までの交通手段は、原則として利用希望者が独自で確保することとするが、病弱者や高齢者、身体障害者などで交通手段の確保が困難な者については、災害対策本部と協議のうえ、マイクロバス等の手配を検討する。

3 仮設風呂の設備

市内の大型浴槽を有する施設等の利用を図るほか、必要に応じて避難所となっている学校教育施設等の敷地内に仮設風呂を設置する。

(1) 仮設風呂施設の建設

仮設風呂施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設等）の建設は、事業所又は自衛隊等に要請する。

事業者名	所在地	電話番号
(株)大阪ガス本社	大阪府中央区平野町4丁目1-2	06-6202-2221
(株)レンタルのニッケン伊丹営業所	伊丹市森本3-22	072-777-7750

(2) 仮設風呂及び入浴施設への給水と燃料の確保

水道、ガス、電気等ライフラインの復旧工事にあわせ、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料の供給を災害対策本部及び供給施設管理者と協議し、確保する。

また、ライフラインの復旧工事までの間は、移動給水車及び燃料輸送可能車両等により供給を行う。

ア 給水車配備

事業者名	所在地	電話番号
三田市上下水道部	三輪2丁目1-1	563-1111
三田市上下水道工事業協同組合	南が丘1丁目1-8	563-4668

イ 燃料の供給

事業者名	所在地	電話番号
(一社)兵庫県LPガス協会 摂丹支部北神・三田地区会（伊丹 産業(株)三田支店）	神戸市北区長尾町宅原 1752-1（事務局）	078-986-6735
兵庫県石油商業共同組合本部	神戸市中央区栄町通2-5-1	078-321-5611

第3 廃棄物対策（市民生活部）

被災地域の環境衛生の万全を期するため、廃棄物処理の必要性や収集及び処理見込みを把握した上で、ごみ処理、廃棄物処理及びし尿処理を実施する。

1 ごみ処理

(1) 実施体制

災害時におけるごみ処理及び清掃は、廃棄物処理班が実施する。

なお、市のみにおいて対応が困難な場合は、一般廃棄物処理業者及び近隣市町の応援を得るが、近隣市町等の応援では応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

(2) 収集方法

廃棄物処理班は、被災地域の状況に応じて、速やかに避難所など被災集中地区を重点にごみを収集する。また、必要に応じて一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を要請する。遅くとも3～4日以内に収集を開始し、7～18日以内に収集を完了することを目標とする。

(3) 処理等の方法

収集したごみは市クリーンセンターの施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、県に対して広域的な応援を要請する。

(4) 市民への広報

災害により発生したごみの収集及び処理を円滑に実施できるように、地域住民に対して次の広報を行う。

ア ごみの収集日及び収集場所

- イ 粗大ごみや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別協力
- ウ ごみの集積に当たっては、ごみ収集車及び緊急車両等の障害とならないよう、協力を呼びかける。
- エ ごみの搬出抑制及び自己処理に努めること。

(5) 現有収集・処理能力等

ア 処理能力

施設名	処理能力
ごみ焼却処理施設	210 t / 24 h
粗大ごみ処理施設	30 t / 5 h

- イ ごみ運搬車 7台
 プレスパック 3台 (4トン車1台、2トン車2台)
 ダンプカー 3台 (2トン車1台、3.5トン車2台)
 軽トラック 1台
- ウ 人員 30人 (技術員、事務職員)
- エ 一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	所在地	電話番号
(株)アークス	東山 1142 番地 1	568-1944
(株)ユニオン	中央町 11 番 7-2 号	562-5058
有馬運輸(株)	中町 2 番 10 号	562-6781
(株)白燕	大畑 196 番地	568-5308

2 災害廃棄物処理

(1) 実施体制

災害による瓦礫、廃材等の除去及び処理は、災害応援協定による協力を得て、廃棄物処理班が実施する。

なお、市のみにおいて対応が困難な場合は、民間業者及び近隣市町の応援を得るが、近隣市町等での応援では最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

【参照 資料編 災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書】

(2) 処理の対象

阪神・淡路大震災、東日本大震災等においては、被災家屋の解体撤去を公費負担により実施したが、従来までの基準による場合は、次のように処理する。

- ア 完全に損壊又は全焼した建築物は一般廃棄物として扱い、市が公費による処分を行う。
- イ それ以外の建築物は産業廃棄物として扱い、所有者の責任で処分を行う。

(3) 災害廃棄物（瓦礫、廃材等）の処理

大規模災害で発生する災害廃棄物は、一度に数年分にも及ぶ大量の処理・処分が必要となることもあること、リサイクルによる有効利用が求められることなどから、廃棄物の処理方針を明らかにし、廃棄物処理実施計画を策定して、効率的かつ迅速な処理を行う。

ア 全体発生量の把握

計画的に処理を実施するため、災害廃棄物対策指針の技術資料等により、建物等の被害状況から発生廃棄物量を算出し、木くず、コンクリートがら等組成別の全体発生量と処理量を把握する。

イ 廃棄物処理の基本方針の設定

市の処理施設の被害状況を踏まえ処理能力を把握したうえで、分別・処理、リサイクル可能な再生材の選別率等を設定する。

市の施設の処理能力が不足する場合は、域外処理の検討を行う。

ウ 災害廃棄物の仮置場の選定

クリーンセンターの処理能力を超える排出量は、あらかじめ選定していた公園等の公共用地の候補地の中から、被害状況に応じて、適切な仮置場を選定し、環境面にも配慮した災害廃棄物の分別・保管を行う仮置場の整備を行う。用地は必要に応じて民有地の借上げを行う。

仮置場の運用を行う前に、土壌汚染調査を実施する。

エ 木くずは、チップにして、できるだけ再資源化を図ったうえで、市の施設において処理するほか、民間業者及び近隣市町等に焼却処分を要請する。

オ コンクリートがら等は、破碎・選別して、できるだけ再資源化を図ったうえで、フェニックス最終処分場に運搬し、処理するとともに民間業者及び近隣市町等に処分を要請する。

カ 石綿含有廃棄物対策

被災した建築物等の解体によって、一時に大量の石綿含有廃棄物の発生が予想される。災害廃棄物の最終処分までの各工程において「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に則り、石綿含有廃棄物の分別・飛散防止を行う。市の処理施設の被害状況を踏まえ処理能力を把握したうえで、分別・処理、リサイクル可能な再生材の選別率等を設定する。

(4) 県が実施する環境対策との協調

瓦礫、廃材など災害廃棄物の処理にあたっては、環境対策に留意し、大気汚染を防止するため、廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導、建築物の解体撤去工事等に対する措置等に協力する。

【参照 資料編 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定】

3 し尿処理

(1) 実施体制

災害時におけるし尿の処理及び清掃は、廃棄物処理班が実施する。

なお、市のみにおいて収集困難な場合は、浄化槽清掃等許可業者の応援を得るほか、近隣市町又は県の応援を要請する。

(2) 収集方法

被災地域の状況に応じて市の許可業者と緊密な連絡をとり、避難所など被災集中地区を重点に収集・搬出する。

(3) 処理等の方法

収集したし尿は、市環境センターの施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、近隣市町に処理を要請するほか、兵庫県まちづくり技術センターを通じて武庫川上流浄化センターへの投入を行う。

(4) 現有収集・処理能力等

ア 処理能力

施設名	処理能力
し尿処理施設	44kl/日

イ ダンプカー 1台 (2ト車1台)

ウ 浄化槽清掃等許可業者

【資料 3-9-2】浄化槽清掃等許可業者

(5) 仮設簡易トイレの設置

被災の状況により、被災地区の避難所等の人員に応じて仮設簡易トイレを設置する。なお、仮設簡易トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮をする。

事業者名	所在地	電話番号
ベクセス株式会社神戸営業所	神戸市北区道場町塩田 3243-3	078-951-0681
株式会社 ナガワ	神戸市中央区浪花町 59	078-391-5380

※平成 19 年 4 月 1 日より「株式会社トワレ」は「ベクセス株式会社」へ名称変更。

【資料編 人材・技術・資材等提供協定】

(災害時における仮設簡易トイレの設置協力に関する協定書：ベクセス)

(災害時における物資の供給等に関する協定書：ナガワ)

(災害時等における消防水用等の供給支援協力に関する協定：兵庫県中央生コンクリート協同組合連合会)

(災害時における資機材の貸出に関する協定：西尾レントオール、レント、リョーキ、カンキ、ベストレンタル、太陽建機レンタル、日立建機日本)

第4 防疫及び保健衛生

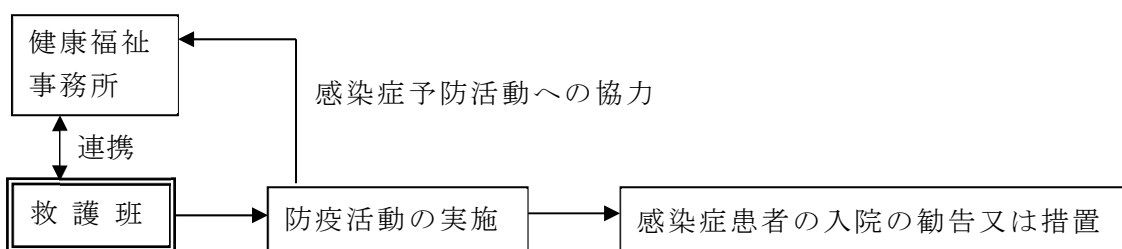
被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

1 実施体制（健康福祉部）

防疫活動は、救護班が健康福祉事務所及び病院部等の応援協力のもと、防疫班を編成して実施する。

防疫班は、概ね運転手1名、作業員2名の計3名をもって1班とし、10班編成で作業にあたるものとする。

また、必要に応じて防疫組織を設置するとともに感染症予防委員を選任する。



2 実施期間（健康福祉部）

災害発生日から起算して概ね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

3 活動内容（健康福祉部）

(1) 被災地区における防疫

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的に、適切な方法により消毒作業及び清潔作業を実施する。

ア 消毒の対象

- (ア) 飲料水の消毒
- (イ) 家屋の消毒
- (ウ) 便所の消毒
- (エ) ごみ溜、溝渠の消毒

イ 消石灰、逆性石鹼の配付

- (ア) 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として概ね一世帯当たり6kgの消石灰を配付する。
- (イ) 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤として逆性石鹼を配付する。概ね一世帯当たりの配付量は床上浸水150ccとする。
- (ウ) 消石灰、逆性石鹼等については自治会へ一括搬送し、各家庭への配付を依頼するものとする。

ウ 井戸の消毒薬剤として概ね一箇所当たり60gの高度カルキを確保する。

エ 防疫用薬剤、器具機材の保有状況

【防疫用器具機材一覧表】

機械の種類	台数	薬の種類	タンク容量	在庫場所
噴霧機 (クリーンスプレーヤ)	6台	乳剤	90.0 L	環境政策課
煙霧機	3台(MF-400)	油剤	20.0 L	
散布機	3台	粉剤	9.0 L	
噴霧機	1台	乳剤	9.0 L	総合福祉保健 センター倉庫

【防疫薬剤の在庫】

種目	容量	数量	在庫場所
クレゾール	100 ml	20本	総合福祉保健 センター倉庫
エタノール	500 ml	20本	
塩化ベンザルユニウム	500 ml	20本	

(2) ソ族、昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき薬剤によるソ族、昆虫等の駆除を選択的かつ、重点的に実施する。

(3) 感染症患者の収容

被災地において感染症患者を確認したときは、直ちに健康福祉事務所へ報告するとともに予防処置を講じる。

(4) 避難所の衛生管理及び防疫指導

健康福祉事務所と連携して避難所における防疫指導を行い、感染症対策活動を実施するとともに給食施設等の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について指導を行う。

(5) 予防教育及び広報活動

パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を被災者に対し周知させる。

また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を行う。

4 防疫措置の報告（健康福祉部）

防疫活動が完了した時は、速やかに災害防疫業務完了報告書（様式第6号）を作成し、宝塚健康福祉事務所長を経由して県知事に提出する。

【様式第6号】災害防疫業務完了報告書

5 県に対する要請（健康福祉部）

市長は市において防疫活動の実施が困難な場合は、下記事項を整理の上県へ要請するものとする。

- (1) 防疫業務の内容
- (2) 防疫時間
- (3) 防疫を必要とする世帯数
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

6 県が実施する防疫活動との協調（健康福祉部）

市は、被災状況や感染症の発生状況に応じて、健康福祉事務所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

7 食品衛生対策（健康福祉部）

県の食品衛生監視員の指示及び指導に基づき、避難所並びに食品衛生取扱施設の衛生管理に努める。

また、県が実施する広報等による食中毒の未然防止策や食中毒発生時における原因調査及び被害の拡大防止策への協力を行う。

8 愛玩動物の受入対策（市民生活部）

兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して動物救援本部を設置するため、生活班は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。

なお、動物救援本部が設置されない場合には、兵庫県動物愛護センターに協力要請を行う。

また、市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等の情報提供を行う。

【動物救援本部の活動内容】

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (2) 飼養困難な動物の一時保管
- (2) 負傷した動物の収容、治療、保管
- (3) 放浪動物の収容、保管
- (4) 動物の所有者や里親探しのための情報収集及び提供
- (5) 動物に関する相談の実施等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
兵庫県動物愛護センター	尼崎市西昆陽 4-1-1	昼間 06-6432-4599 夜間 06-6432-4614	06-6434-2399

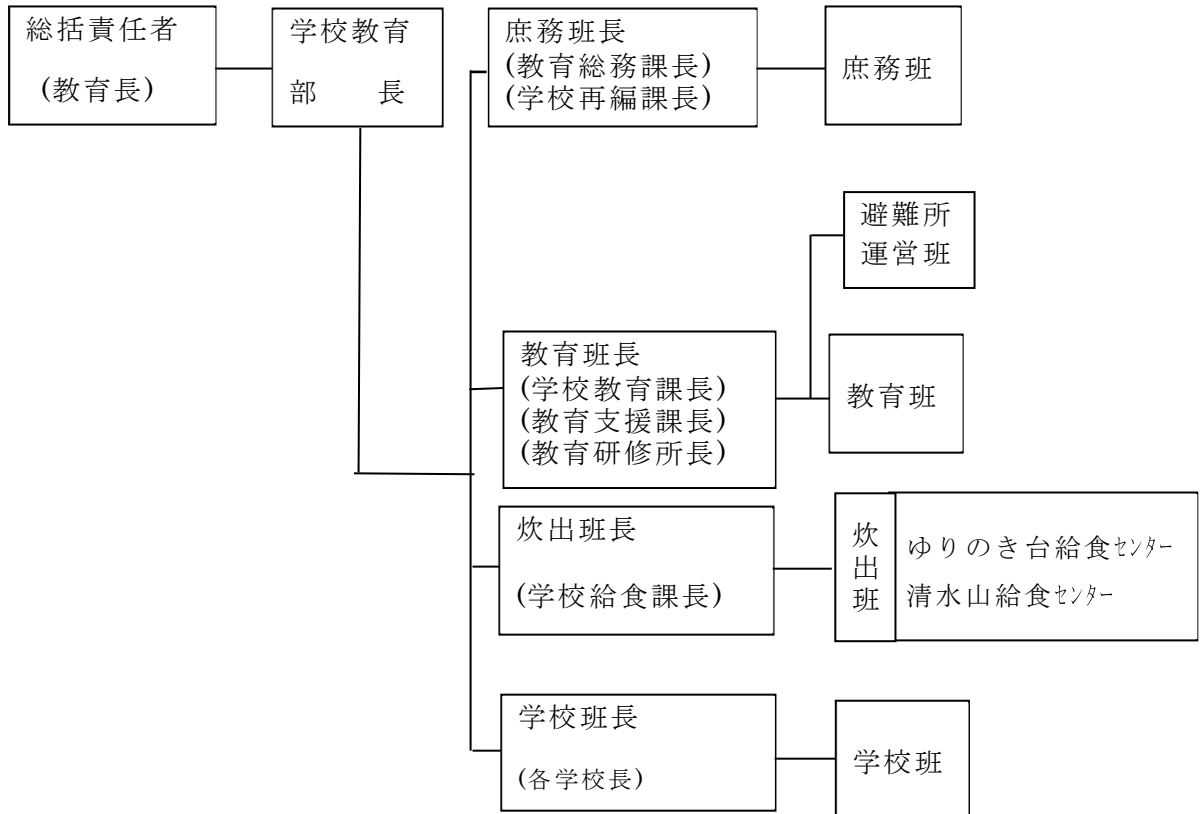
第5 応急教育対策（学校教育部）

災害により教育施設や児童、生徒が被災し通常の教育を実施できない場合において、児童、生徒の生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るために対策を講じる。

1 実施体制

応急教育対策の実施は、三田市教育委員会を中心に、県教育委員会やPTAなど教育関係団体の応援協力のもとに実施する。

実施の責任者は、教育長とし、学校教育部長が補佐又は代行する。



2 授業中及び通学中に地震が発生した場合の緊急措置

(1) 児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

学校長は、地震発生後児童生徒の安全を確認し、災害の規模、学校施設の被害状況、周辺の災害状況等を迅速に把握する。

火災危険や施設の倒壊危険等により、児童生徒等に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員からの指示に基づき、速やかに広域避難場所等の安全な避難場所へ児童生徒及び教職員を緊急避難させる。

(2) 臨時休校等の措置

学校長は、状況に応じ臨時休校等適切な措置をとる。あわせて保護者へ連絡するとともにその措置内容について教育委員会へ報告することとする。教育委員会は、状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関の活用も検討する。

3 教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育長、学校教育部長、学校教育担当部長、学校教育部次長及び各班長（学校班以外）で構成し、被災状況調査の報告結果に基づき応急対策等について協議する。

4 被災状況調査の実施

応急対策等の方針を決定するために、次の項目について被災状況に関する情報を速やかに収集し、災害対策本部及び教育委員会災害対策会議に連絡報告する。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) 教職員の被災状況
- (3) 児童生徒の被災状況
- (4) 応急措置を必要とする事項

5 教育施設の応急復旧対策

学校施設の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

なお、学校施設以外の教育施設の被災については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとるとともに市民の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は、使用を一時禁止する。

(1) 校舎の応急復旧

軽易な校舎の被害については、即時応急修理を行い、教室に不足を生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できるよう措置するものとする。

また、被害が大きく応急修理では使用に耐えないときは、学校を一時閉鎖する。

(2) 運動場の応急復旧

運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧するものとする。

(3) 備品関係の応急復旧

破損又は浸水（冠水）等によって使用不能となった児童生徒用机及び椅子の補充は、被災していない市内の近隣小、中学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

(4) 学校施設の緊急使用

災害応急対策において避難者の受入又は災害対策関係施設の設置等で講堂又は体育館等を使用するときは、施設の被害程度を考え、災害対策本部及び関係機関とよく協議のうえ措置する。

6 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じ、教育の実施場所、実施方法及び児童生徒等への連絡方法などを検討のうえ、教育班において事態に即応した対応を行う。

(1) 学校施設の確保

学校施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路の遮断等により通常の授業が行えないときは、被害等のない最寄りの学校又は市民センター等の公共施設において授業する等の代替措置をとる。

(2) 教職員の確保

応急教育を実施するに当たり、必要な教職員の確保を行う。

災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、兵庫県教育委員会と協議の上、次の方法により教職員を確保する。

ア 庶務班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、出務等を指示する。

イ 教員免許状所有者で現職にない者の一覧表を庶務班に備え、状況によって随時派遣を依頼するものとする。

(3) 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧状態、教職員、児童生徒及びその家族の被災程度並びに交通機関、道路などの復旧状態等を勘案のうえ、次の方法により行う。

ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校とする。

ア 自宅学習

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

7 教材及び学用品等の給与

(1) 災害救助法による実施基準

ア 対象

学用品の給与は、住家の全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）、又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒を対象とする。（特別支援学校児童生徒を含む。）

イ 給与品目

(ア) 教科書及び教材

教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出届出又はその承認を受けて使用している教材、又は、正規の授業で使用する教材実費。

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 支出費用の限度額

(ア) 教科書及び教材 実費

(イ) 文房具及び通学用品

小学校児童 1人当たり 4,800円以内

中学校生徒 1人当たり 5,100円以内

高等学校等生徒 1人当たり 5,600円以内

備考

1 備蓄物資は評価額

2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

エ 期間

(ア) 教科書及び教材の給与は、災害発生の日から1箇月以内とする。

(イ) 文房具及び通学用品の給与は、災害発生の日から15日以内とする。

【資料 3-1-4】災害救助法による救助の基準

(2) 給与の方法

教材及び学用品等の給与は、被害の程度及び実情に照らし、現物をもって行う。

ア 教科書及び教材

教科書及び教材の給与は、各学校が損失状況を把握した上で、取次店に発注し、行う。

イ 文房具及び通学用品

文房具及び通学用品の給与は、庶務班が各学校からの損失状況報告に基づき一括発注を行う。

8 就学援助等

(1) 学校納付金等の減免

り災した児童生徒に対する学校納付金等の減額又は免除等については、被害の程度及び実情に応じて決定する。

(2) 就学援助

教育班は、学校長から就学援助を必要とする児童生徒の報告があった場合は、被害の程度及び実情に応じて就学援助を行う。

9 学校給食

災害時における学校給食は、衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理等を十分に行った上で実施する。

なお、次の場合には、児童生徒に対する給食を一時中止する。

- (1) 学校給食施設が炊き出しのために使用される場合
- (2) 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合

10 学校の措置

各学校は、学校安全計画に基づき児童生徒の安全対策を実施するとともに当該学校施設に避難所が開設された場合は、避難所の設置及び運営に関して当該施設の管理者及び救護班に協力並びに支援を行う。

11 児童生徒の健康管理

学校における環境衛生状態の適正な維持管理を図り、感染症等の発生予防に努める。さらに、児童生徒の心身の健康状態について家庭、学校医等と密接な連携をとりながら、臨時の健康診断を実施するなど、適切な保健管理並びに保健指導を行う。

また、不安や心のストレスを取り除くため、相談やカウンセリングなど心のケアを専門家や関係機関等の協力を得て実施する。

第6 応急保育・教育対策（子ども・未来部）

災害により三田保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園（以下「保育等施設」という。）や保育等施設の在園児（以下「園児」という。）が被災し通常の保育・教育（以下「保育等」という。）を実施できない場合において、園児の生命及び身体の安全並びに応急的な保育等活動の確保を図るために対策を講じる。

1 実施体制

応急保育等対策の実施は、災害対策本部会議の指示のもと、三田市教育委員会と連携して実施する。

実施の責任者は、市長とし、子ども・未来部長が補佐又は代行する。

2 園児の在所（園）中及び通園中に災害が発生した場合の緊急措置

- (1) 園児の安全確保と被害状況の確認

所（園）長は、災害発生後、園児の安全を確保し、災害の規模、保育等施設の被害状況、周辺の被害状況等を迅速に把握する。

火災危険や施設の倒壊危険等により、園児に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員からの指示に基づき、速やかに広域避難場所等の安全な避難場所へ園児及び教職員を避難させる。

(2) 臨時休所（園）等の措置

所（園）長は、状況に応じ、臨時休所（園）等の適切な措置をとる。あわせて保護者へ連絡するとともに、その措置内容について、子ども・未来部を通じて災害対策本部へ報告する。災害対策本部は、状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関の活用も検討する。

3 休所（園）日及び夜間等、園児の不在時に災害が発生した場合の緊急措置

所（園）長は、災害発生後、園児及び教職員の安否を確認するとともに、保育等施設の被害状況、周辺の被害状況等を迅速に把握する。

4 被災状況調査の実施

応急対策等の方針を決定するために、次の項目について被災状況に関する情報を速やかに収集し、災害対策本部及び教育委員会災害対策会議に連絡報告する。

- (1) 保育等施設の被害状況
- (2) 教職員の被害状況
- (3) 園児の被害状況
- (4) 応急措置を必要とする事項

5 保育等施設の応急復旧対策

保育等施設の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

(1) 園舎の応急復旧

軽易な園舎の被害については、即時応急処理を行い、通園の危険がなくなったときは、直ちに保育を開始できるよう措置するものとする。被害が大きく応急修理では使用に耐えないときは、保育等施設を一時閉鎖する。

(2) 園庭の応急復旧

園庭の被害は、危険のない程度に応急修理し、園舎の復旧完了を待って復旧するものとする。

(3) 保育等施設の緊急使用

災害応急対策において避難者の受入又は災害対策関係施設の設置等で保育等施設を使用するときは、施設の被害程度を考え、災害対策本部及び関係機関とよく協議のうえ措置する。

6 応急保育等の実施

保育等施設の被災又は園児のり災により通常の保育等ができない場合は、応急保育等を実施するものとする。

応急保育等の実施については、被害状況に応じ、保育等の実施場所、実施方法及び園児等への連絡方法などを検討のうえ、事態に即応した対応を行う。

(1) 保育等施設の確保

保育等施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通園路の遮断等により通常の保育等が行えないときは、被害等のない最寄りの保育等施設等において保育等を実施するなどの代替措置をとる。

(2) 教職員の確保

応急保育等を行うにあたり、必要な保育士・幼稚園教諭等の教職員の確保を行う。

教職員の被災等により、通常の保育等が実施できない場合は、次の方法により教職員の確保のうえ、応急措置を実施する。

①各保育等施設で、教職員の出勤状況により、一時的な保育等組織を編成する。

②教職員の被災により、応急保育等の実施に支障がある場合は、他保育等施設から応援職員の派遣や会計年度職員の任用等により、必要な教職員の確保を行う。

(3) 応急保育等の方法

応急保育等の実施にあたっては、施設の応急復旧状態、教職員、園児及びその家族の被災程度並びに交通機関、道路などの復旧状態等を勘案し、行う。

ただし、応急保育等の実施が困難な場合は、臨時休所（園）とする。

7 保育料の減免

り災した園児に対する保育料の減免については、三田市保育料減免取扱基準に基づき決定する。

8 給食

災害時における給食は、衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理等を十分に行ったうえで実施する。

なお、次の場合には、園児に対する給食を一時中止する。

- (1) 給食施設・設備が炊き出しのために使用される場合
- (2) 給食施設・施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合

9 保育等施設の措置

保育等施設は、各施設の防災・防犯計画等に基づき、園児の安全対策を実施するとともに、当該保育等施設に避難所が開設された場合は、避難所の設置及び運営に関して当該施設の管理者及び避難所運営支援班に協力する。

10 園児の健康管理

保育等施設における環境衛生状態の適正な維持管理を図り、感染症等の発生予防に努める。さらに、園児の心身の健康状態について、家庭、幼稚園医等と密接な連携をとりながら、適切な保健管理等を行う。

また、不安やストレスを取り除くため、必要に応じて、相談やカウンセリングなど心のケアを専門家や関係機関の協力を得て実施する。

第7 応急文化施設等の対策（市民生活部）

1 被災状況調査の実施

- (1) 文化施設の被災状況
- (2) 指定文化財等の被災状況
市内の国、県、市指定文化財及び登録文化財等の被災状況を集計する。
- (3) 避難所等の被災状況

2 応急対策

文化施設等の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

(1) 文化施設の応急復旧対策

市及び文化施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び、軽易な被害については施設の応急復旧・保全を図り被害の軽減に努める。

また、被害が大きく応急修理では市民の利用について危険がある場合は、施設の利用を一時禁止、又は施設を一時閉鎖する。

(2) 指定文化財等の応急復旧対策

市及び文化財所有者をはじめとする諸機関は、被害拡大防止のための応急措置をとる。併せて危険のない範囲で被災文化財にかかる応急的措置及び一時搬出等、その文化的価値のさらなる滅失を防ぐための救済措置をとる。

特に市は、文化財の救済措置について、国・県教委等関係諸機関と連絡・調整を図り、必要に応じて所有者または管理者に応急的措置及び修理についての助言・指導、可能な範囲での支援を行う。

(3) 文化施設等の緊急使用

災害応急対策において避難者の受入れ又は災害対策関係施設の設置等で、当該施設等が使用される場合は、施設等の被災程度を考え、災害対策本部及び関係機関とよく協議のうえ措置する。

第10節 ライフライン施設応急対策（上下水道部・関係機関）

災害時における市民生活を維持するため必要不可欠なライフライン施設の応急復旧対策について定める。

第1 上水道施設応急対策計画

災害時における飲料水及び生活用水の確保が円滑に実施できるよう速やかな上水道施設の応急復旧対策を講じる。

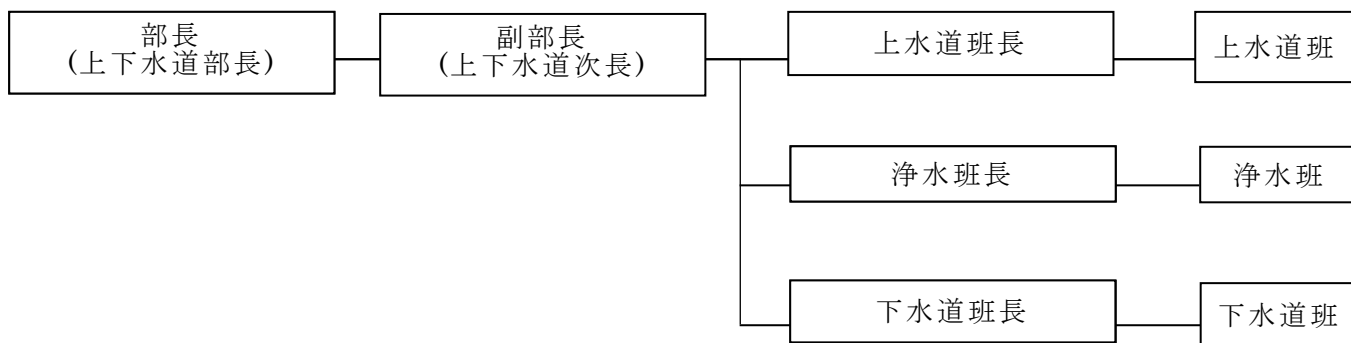
1 初動対応

(1) 上水道災害対策本部の設置

次に定める組織体制により実施する。

実施の責任者は、部長（上下水道部長）とし、補佐及び代行役は副部長（上下水道次長）とする。

部長は、災害の状況に応じた非常配備体制に従い、職員を上下水道部職場に招集する。



(2) 上水道災害対策本部会議の開催

水道災害対策会議は、部長、上水道、浄水の各班の班長をもって構成し、被害状況調査の報告及び情報収集結果に基づき応急対策等について協議する。

(3) 情報の収集

断水地域及び戸数、道路被害情報、交通情報、電気・通信障害に関する情報並びに関連業者の被害状況等の情報収集を上水道班がその他の班の協力を得て行う。

(4) 被害状況調査の実施

被害状況調査は次に定める体制により実施する。

(1) 送配水管路関係調査（給水施設を含む。）は、上水道班が行う。

(2) 浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の施設関係調査は、浄水班が行う。

2 応急対策

(1) 上水道施設の応急復旧対策

応急復旧工事は上水道班と浄水班が一般行政職員、三田市上下水道工事業協同組合、三田市指定給水装置工事業業者の協力を得て実施する。

また、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

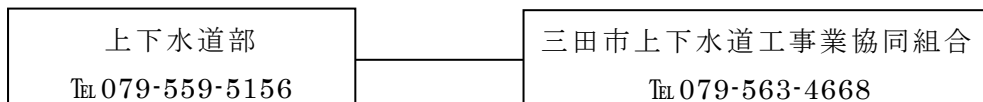
【資料 3-10-1】 三田市上下水道工事協同組合加入業者一覧

【参照 資料編 災害応援協力協定】（兵庫県水道災害相互応援に関する協定）
（阪神北部4市1町災害等緊急同期における水道業務の相互応援に関する協定）
（災害時における上水道の応急活動に関する協定）

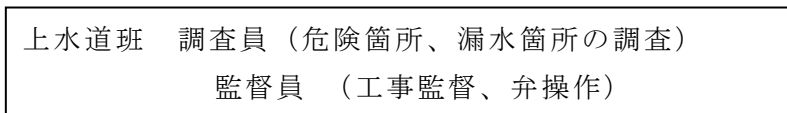
ア 初期の段階（被災後5日以内）

三田市上下水道工事業協同組合に応援を求め対応する。

(ア) 連絡体制



(イ) 復旧体制



イ 第2段階

一般行政職の技術職員及び各近隣市町に工事支援を要請し対応する。

(2) 応急復旧工事の順序

ア 管路関係

初期段階	ア 仕切弁を止める イ 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ウ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） エ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第2段階	ア 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応 イ 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ウ 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 エ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
第3段階	ア 各家庭に1栓水栓を設置する。 イ 順次、宅地内漏水の修理を行う。

イ 浄水等関係 [初期段階]

(ア) 取水施設（ポンプ等の点検及び応急修理）

上水道	下山取水場
	山田取水場（天日乾燥場）
	高平取水場（高平浄水場内）
	母子取水場

(イ) 浄水施設（浄水機器及び送水ポンプの点検及び応急修理）

上 水 道	古城浄水場	10,000m ³ /日
	高平浄水場	1,025m ³ /日
	母子浄水場	110m ³ /日

(ウ) 配水施設（配水池の亀裂、漏水状況、電気計装設備等の点検及び応急修理）

【配水池一覧（20箇所）】

配水池名	m ³	配水池名	m ³
武庫が丘配水池	2,864	小野配水池	440
三輪配水池	2,200	西高区配水池	1,516
友が丘配水池	1,000	母子配水池（受水池）	87
弥生が丘配水池	6,500	永沢寺配水池	52
あかしあ台配水池	16,500	小柿配水池	240
けやき台配水池	2,800	十倉配水池	314
志手原配水池	800	波豆川配水池	92
工業団地配水池	4,700	清水山配水池	824
つつじが丘高区配水池	1,042	うぐいすの里西配水池	180
つつじが丘低区配水池	590	第二工業団地配水池	1,080
北浦配水池	293	総配水池容量	44,114

(エ) 加圧施設（加圧ポンプ、電気計装設備等の点検及び応急修理）

【ポンプ場一覧（27箇所）】

北浦加圧所	上野加圧所	小野加圧所
永沢寺加圧所	有馬富士加圧所	波豆川加圧所
つつじが丘受水池（加圧所）	インダストリアルパーク給水加圧所	大磯加圧所
うぐいすの里西加圧所	波豆川給水加圧所	相野台給水加圧所
武庫グリーンタウン給水加圧所	蛍の郷給水加圧所	下槻瀬給水加圧所
リバーサイド給水加圧所	上槻瀬給水加圧所	酒井給水加圧所
グリーンヴィラ給水加圧所	うぐいすの里東1給水加圧所	小柿給水加圧所
うぐいすの里東2給水加圧所	上青野給水加圧所	友松寺給水加圧所
第二工業団地加圧所	小柿寺給水加圧所	高次給水加圧所

[第2段階]

上記各施設の破損箇所について、緊急度の高い箇所より順次修復作業を行う。

(3) 応急復旧用資材の調達

管路関係は、日常修繕工事に要するジョイント類等の備蓄資材を利用する。

その他資材については、市内各資材業者及び鋳鉄管、ビニール管等の製造業者に調達を依頼する。

【資料 3-10-2】 上水道施設応急復旧用資材調達先一覧

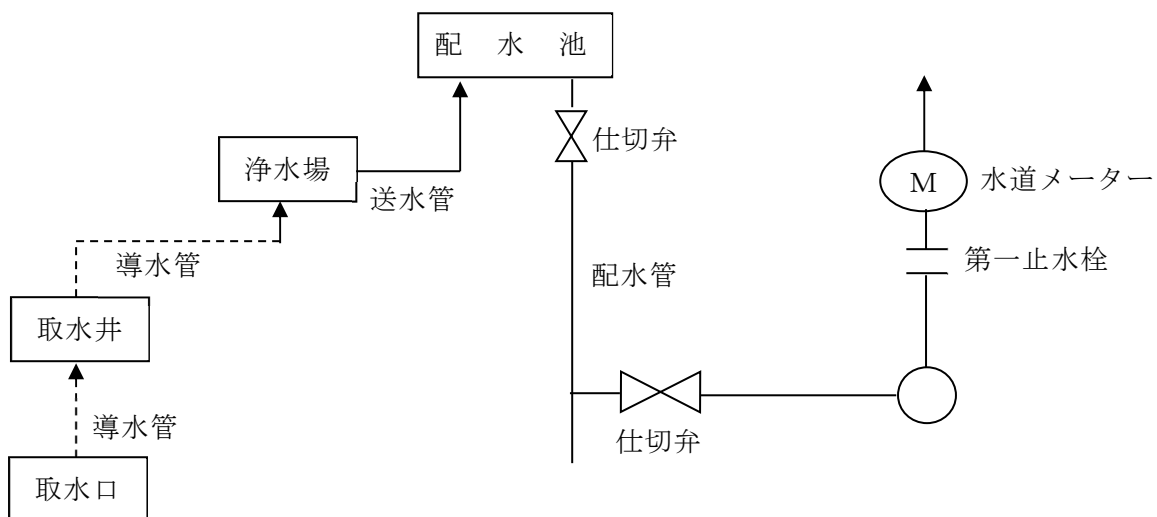
(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

3 配管網図の整備、保管

上水道管路の総合的な管理体制として、上水道管路情報システム（マッピングシステム）により被災箇所附近の配水管網図を整えるとともに各浄水場に配水管網図を配置し、工事支援者への迅速な配布に努めるなど応急復旧工事に備えることとする。

【災害復旧フロー】



第2 下水道施設(公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント)

応急対策計画(上下水道部)

「兵庫県三田市下水道BCP」に基づき、災害時における速やかな下水道施設の応急復旧対策を講じる。

1 初動対応

(1) 下水道施設災害対策本部の設置

災害発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、下水道課に下水道施設災害対策本部を設置する。

(2) 動員体制

ア 非常配備体制の確立

災害時に被害状況の収集、対応等情報収集伝達に必要な要員を確保するため、職員の非常配備体制を確立する。

イ 勤務時間外動員体制

勤務時間外に災害が発生した場合、予め指定した動員職員を中心として初動体制を確立する。

(3) 情報収集・伝達活動

ア 情報収集

下水道施設の特徴として被害状況等がすぐには発見できないため、他のライフライン等の被害状況や建物損壊程度、道路等の陥没などから推測しなければならない。よって、応急復旧工事を迅速に進めるため以下の情報の早期収集に努める。

(ア) 処理場施設の被害状況

(イ) 管渠施設の被害状況

(ウ) 排水設備の被害状況

(エ) 水道施設の被害状況（断水地域・世帯数）

(オ) 道路被害状況・情報、交通情報

(カ) 電気・通信障害に関する情報

(キ) 関連施設の被害状況

イ 情報の伝達活動

上記被害情報の収集とともに的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

2 応急対応

(1) 応急復旧

ア 復旧の基本方針

下水道施設は上水道とともに市民生活に必要な不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが処理場及び重要幹線管渠その他特に危険箇所として予め被害が想定できることから作業を行い、二次災害等が発生しないよう復旧していく。

イ 応急復旧方法

(ア) 処理場及びポンプ施設

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

(イ) 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、現場作業を行う。

(ウ) 排水設備

市民の修理相談窓口を設置し、修理の施工業者等を紹介する。

(2) 施設の点検

処理場及び主要幹線管渠など重要性が高いところから優先的に点検を行うこととし、下水道課職員及び市職員で対応できない場合は、他市及び施工業者等の支援を要請する。

(3) 災害復旧資機材の整備・調達

復旧工事に要する資機材等は、現在下水道課で保有している資機材等を活用する他市内の三田市排水設備指定工事店及び他市関連業者等から調達する。

3 経費負担

災害復旧に要する資機材等全ての経費は、本市負担とする。
ただし、排水設備の修理費は、個人負担とする。

4 関係機関への応援要請

市長は、災害発生時において、本市の能力では万全な応急対応が不可能と判断される時は各応援協定等に基づいて他市、関係機関、三田市排水設備指定工事店等への応援要請を行い、機材・人員等の復旧に際しての協力を図る。

5 広報活動

広報手段については、下水道課は、直接広報を行うとともに広報担当課と連携し、報道機関への情報提供を行い、ホームページ、SNS、防災・防犯メール等あらゆる媒体を活用する。

被害情報の収集とともに市民への必要以上の不安を解消するため、また、復旧作業への理解とともに協力を得て円滑に復旧を図るため、被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を迅速かつ的確に提供する。

第3 電力施設応急対策計画（関係機関）

災害時における速やかな電力施設の応急復旧対策について定める。

1 災害応急対策に関する事項

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

2 非常災害時の体制

(1) 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。

(2) 事業所の名称及び所在

名 称	所 在 地	電 話 番 号
関西電力送配電(株) 三田配電営業所	三田市福島字宮野前 501-26	0800-777-3081

(3) 災害時における情報の収集、連絡

ア. 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況

(エ) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(オ) 停電による主な影響状況

(カ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

(キ) 従業員等の被災状況

(ク) その他災害に関する情報

(4) 災害時における復旧資機材の確保

ア. 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ. 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

3 復旧作業過程

(1) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

(2) 災害時における広報

ア. 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2章第7節第2項に定める広報活動を行う。

イ. 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびホームページ、SNS等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第4 ガス施設応急対策計画（関係機関）

災害時における速やかなガス施設の応急復旧対策について定める。

1 実施担当機関

実施機関	所在地	電話番号
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-8600
		(ガス漏れ専用) フリーダイヤル 0120-7-19424

2 災害応急対策

大規模災害が発生した場合は、「社内規定」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達

本社を初めとして供給エリア全域に設置している地震計が一定以上の加速度を感知した場合には、直ちに本社へ無線、テレメーターにより震度情報が集約される。本社で集約された情報は、一斉無線連絡装置により直ちに製造所、地区事業部へ伝達されて必要な措置を講ずるシステムになっている。

ア 関係機関との情報交換

関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに情報の収集に努める。

イ 被害状況等の伝達

地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被災状況を調査するとともに被災状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

(2) 応急対策要員の確保

大阪ガスの供給エリア内で気象庁震度5弱以上の地震を感知した場合、本社及び地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置し、また、兵庫事業部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、事業部内に対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立している。

また、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガスの供給エリア内で気象庁震度5強以上及び兵庫事業部内の供給エリアで震度5弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社するよう定めている。

(3) 復旧資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(4) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて需要家及び一般公衆に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

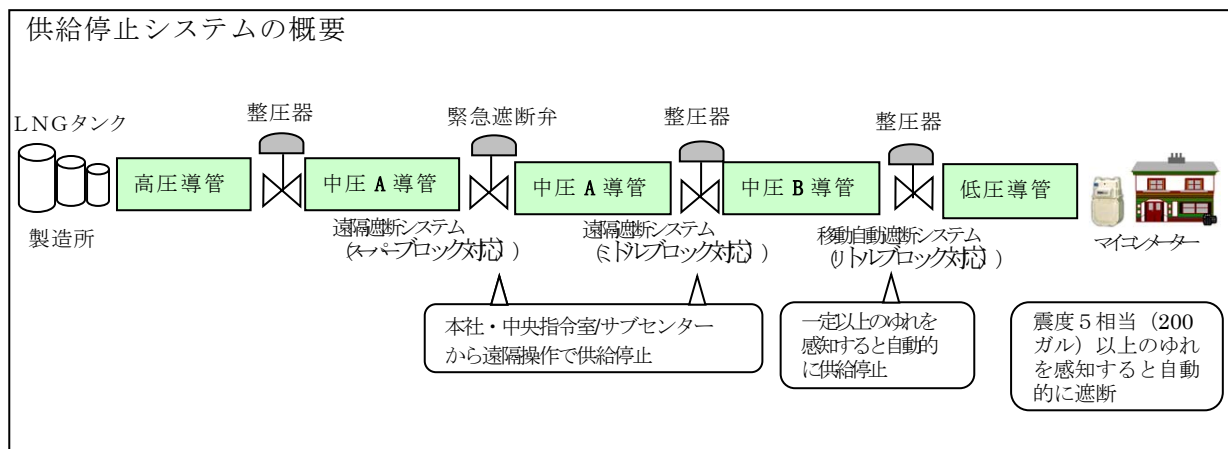
(5) 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このために、被害箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されている

スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

この場合も、他の地域についてはガスの供給を継続する。



3 災害復旧対策

(1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。

(3) 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー(移動式都市ガス発生装置等)を迅速かつ計画的に供給することとする。

4 他機関との協力体制

復旧を促進するため、三田市をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

第5 プロパンガス施設応急対策計画（関係機関）

災害時における速やかなプロパンガス施設の応急復旧対策について定める。

1 実施担当機関

実施機関	所在地	電話番号
株式会社 シティーガス	三田市大原字西請765番地	079-559-4021

2 災害応急対策

大規模災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、社内各自の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

3 災害復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況を勘案して行う。

4 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、単独で復旧を図る事が困難である場合には、(一社)兵庫県LPガス協会の協力を得る。

5 他機関との協力体制

復旧を促進するため、三田市をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、交通管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を促進する。

第6 公衆電気通信設備応急対策計画（関係機関）

電気通信の確保

災害により、電話線等の通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

1 実施機関

災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

名称	所在地	電話番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室	神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ビル16階	Tel 078-393-9440 Fax 078-326-7363

2 応急復旧

(1) 通信混乱防止

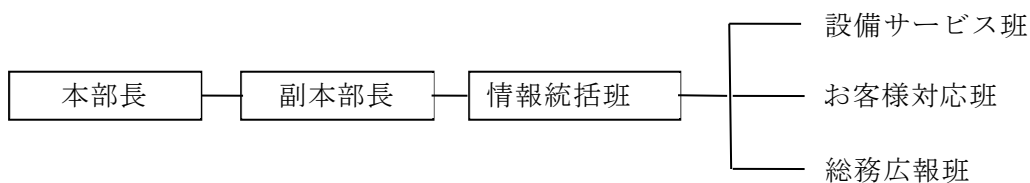
災害発生に伴い、需要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

3 災害対策本部の組織及び所掌事項

【災害対策本部の構成】



【所掌事項】

情報統括班	災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営 また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	被害状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	ユーザー対応
総務広報班	社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、 兵站活動、報道対応

4 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(2) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通信時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常・緊急電話及び非常・緊急電報の疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。
- エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。
- オ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。
(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
- カ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

(3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」
を利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認システム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

- (ア) 地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合開始する。
- (イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

(ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

登録できる電話番号(被災地電話番号)

加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

伝言録音時間 1伝言あたり30秒間録音

伝言保存期間 提供終了まで

伝言蓄積数 1電話番号あたりの伝言数は1~20伝言で、提供時に知らせる。

(イ) 「災害用伝言板(web171)」

接続条件…インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能

アクセス URL…<https://www.web171.jp>

伝言登録数…伝言板(伝言メッセージボックス)あたり20件まで(20件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)

伝言板(伝言メッセージボックス)数…

- ・利用者情報なしの場合: 1件
- ・利用者情報ありの場合: 最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要

伝言保存期間…最大6か月)

登録可能な伝言…定型文およびテキスト情報(伝言1件あたり100文字)

伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能

伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量 約800万伝言

エ 提供時の通知方法

- (ア) テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- (イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- (ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

オ 提供開始日

- ・災害用伝言ダイヤル（171）：平成10年3月31日
- ・災害用伝言板（web171）：平成24年8月30日

5 復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

【電気通信サービスの復旧順位】

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、（別表）新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第11節 水害・土砂災害の防止等の二次災害対策

余震又は降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

第1 地震後の水害対策の基本方針

地震により河川及びため池の護岸施設が被害を受けた場合、浸水被害が発生する恐れがある。このため、都市整備部は、地震発生直後に宝塚土木事務所（三田業務所）と連絡をとり、関係業者及び専門技術者とともに、護岸施設の巡視を行う。

決壊する危険性が高いと判断された箇所については、ハザードマップを作成するなど関係機関や住民に周知を図り、水防計画に基づき、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第2 地震後の土砂災害対策等の基本方針

1 土砂災害等の防止等の二次災害対策

市民生活部及び都市整備部は、地震発生直後に河川閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、宝塚土木事務所（三田業務所）、兵庫県六甲治山事務所等へ、余震あるいは降雨による二次的な土砂災害等の危険箇所の調査を求め、住民の高齢者等避難・避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を得る。

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策（各部）

県等の関係機関と十分な連携及び調整をとったうえで、要配慮者利用施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。

【資料 5-2-3】 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

第3 二次災害防止のための応急復旧対策の実施

1 点検調査及び応急工事等の実施

- (1) 危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前想定を基に調査ルートを想定し優先順位を決めて対応する。
- (2) 危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員に連絡をとり、関係業者及び専門技術者に依頼し対応する。
- (3) 二次災害の恐れがある場合、「第3章第6節 避難」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。
- (4) 二次災害を防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。

- ア 仮排水路の設置
- イ 不安定土砂の除去
- ウ ブルーシート貼り
- エ 土のう積み
- オ 仮設防護柵の設置

2 市民への広報（総合政策部）

二次災害に関する情報は、「第3章第2節第4 広報」に基づき、次の事項を市民に伝達する。

- (1) 二次災害の発生が予想される箇所
- (2) 避難場所
- (3) 避難時の注意事項

第4 警戒体制（都市整備部）

1 雨量計及び水位計の監視

市及び宝塚土木事務所（三田業務所）は、雨量計及び水位計の監視を行うとともに、相互に連絡をとり情報を交換する。

第12節 農業関係応急対策（産業振興部）

1 農業についての被害情報の収集等

市は、水稻、野菜等の農作物に関し、県及び農業関係団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うものとする。

2 農業者への応急措置の指導

市は、野菜等の農作物に関し、県及び農業関係団体と協力して、生産者等へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図るものとする

第4章 災害復旧計画

この計画は、市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等について定める。

第1節 罹災証明

第1 罹災証明（財務部・消防本部）

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のもので証明が必要な場合は、「被災届出証明書」で対応する。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

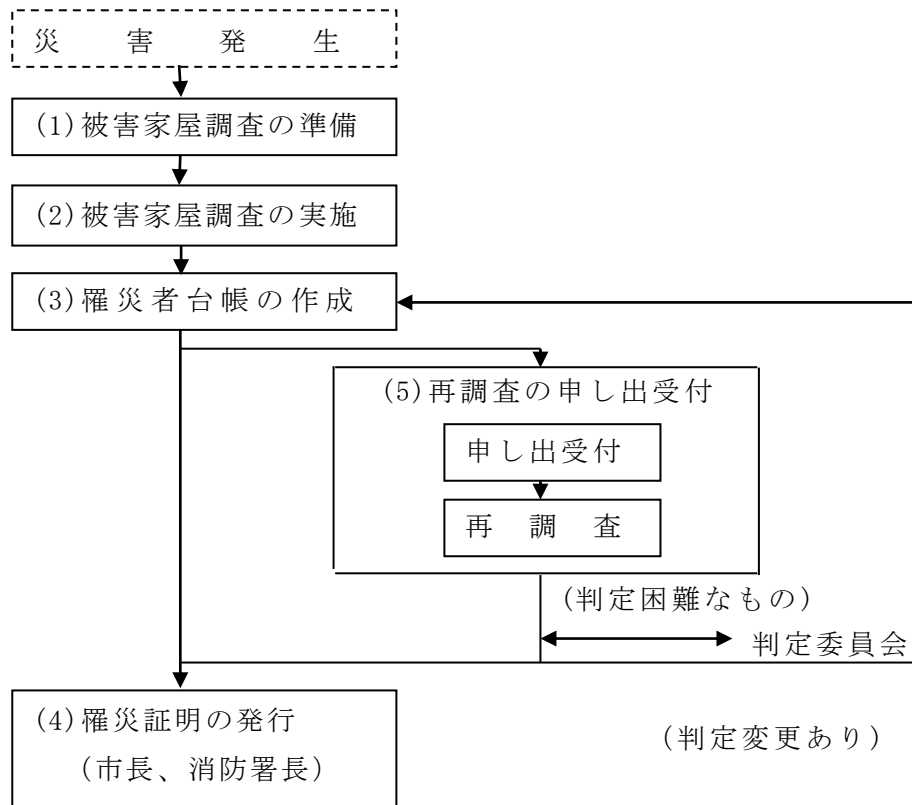
2 被災家屋の被害認定基準

上記に係る被災家屋の被害程度の認定基準は別に定めるところによる。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

【資料3-1-5】被害程度の認定基準

3 罹災証明の流れ



(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、被害調査班は、次の準備作業を実施する。

ア 庁内の家屋被害認定士を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、兵庫県、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、事務作業場所等の手配を行う。

(2) 被害家屋調査の実施

ア 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1箇月以内実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

(3) 罹災者台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災者台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

市長は、罹災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

ただし、火災による罹災証明は、消防署長が行う。

なお、罹災証明の様式は別に定めるところによる。

【様式第7号】罹災証明書

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及びやむを得ない事情と認められる場合を除いて、罹災証明書の交付日から3箇月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

被害調査班は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災者台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

4 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者への周知を図る。

5 罹災証明に必要な人員の確保等

(1) 家屋被害認定士の役割と育成

兵庫県住宅再建共済制度をはじめ、災害時における多くの被災者支援制度において市町長が発行する罹災証明書が用いられることにかんがみ、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を養成することにより、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資することとし、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱に基づき、兵庫県が実施する家屋認定士養成研修への職員の参加を促進する。加えて、住宅被害の調査や罹災証明書交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が連携し、必要に応じて応急危険度判定の判定結果を活用することができるよう努めるものとする。

(2) 罹災証明事務に係る他自治体からの職員応援体制の整備

迅速に罹災証明を実施するために、建物被害の状況に応じては、他自治体からの職員の応援を受ける必要があるため、他自治体との相互応援協力協定等に基づく職員応援要請の手続きや手順等を整備しておく。

以上を踏まえ、本市職員は、応援自治体職員に対する罹災証明事務の依頼調整（コーディネート）を行う。

第2節 被災者の生活支援

災害により被害を受けた市民に対し、人心や生活の安定を図るための支援策について定める。

第1 災害弔慰金の支給等（健康福祉部・子ども・未来部）

市は自然災害により被害を受けた者及び世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給並びに災害援護金の貸付けを行う。

1 災害見舞金

(1) 災害障害見舞金（三田市）

対 象		金 額	負担等
災害による重度の障害を受けた者1人当たり	生計維持者	250万円	国1/2 県1/4
	その他の者	125万円	市1/4

(2) 死亡見舞金（兵庫県）

対象者	災害種別	災害の発生した場所	金 額	負担等
自然災害等による死亡者の遺族（災害弔慰金支給者を除く）	自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 20万円 死亡した県民等以外の者1人につき 6万円	県10/10
		県の区域外	死亡した者1人につき 20万円	
	その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 10万円 死亡した県民等以外の者1人につき 6万円	
		県の区域外	死亡した者1人につき 10万円	

2 災害弔慰金

対 象		金 額	負担等
死亡者1人当たり	生計維持者	500万円	国1/2 県1/4
	その他の者	250万円	市1/4

3 災害援護金

(1) 災害援護資金（三田市）

ア 対象者 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
住居又は財産価値のおおむね3分の1以上である損害

- ・同一の世帯に属する者が1人のとき 所得合計額が220万円以下
- ・同一の世帯に属する者が2人のとき 所得合計額が430万円以下
- ・同一の世帯に属する者が3人のとき 所得合計額が620万円以下
- ・同一の世帯に属する者が4人のとき 所得合計額が730万円以下

- ・同一の世帯に属する者が5人以上のとき

1人増すごとに30万円を加算

イ 貸付限度額

被害の種類・程度	世帯主の負傷	
	あり	なし
家財損害、住居損害なし	150万円	—
家財損害あり、住居損害なし	250万円	150万円
住居の半壊	270万円（350万円）	170万円（250万円）
住居の全壊	350万円	250万円（350万円）
住居全体の滅失、流失	—	350万円

（ ）額は、残存部分の取り壊し等の事情のある場合

ウ 償還期間 10年（うち据置期間3年）

エ 償還利率 保証人を立てる場合 無利子

保証人を立てない場合 年1%（据置期間中は無利子）

【資料4-2-1】災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料4-2-2】災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【資料4-2-3-1】三田市災害見舞金等支給要綱

【資料4-2-3-2】日本赤十字社三田市地区災害見舞金等支給要綱

【資料4-2-4】災害弔慰金の支給等の概要

(2) 災害援護金（兵庫県）

ア 対象者

- ・県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者
- ・当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主
- ・知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者

災害の種別	被害の種別	金額
自然災害による	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 20万円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 10万円
	住家の一部損壊（損害割合10%以上） 又は床上浸水	1世帯につき 5万円
	重傷の被災者	1人につき 3万円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 5万円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 3万円

(3) 生活福祉資金（兵庫県社会福祉協議会）

ア 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯で災害を受けたことにより臨時に必要な資金

イ 貸付限度額 150万円

ウ 据置期間 1年以内

エ 償還期間 7年以内

オ 貸付利率 年1.5%（ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子）

(4) その他

被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備に努めるものとする。

第2 義援金の受付・交付

県及び近隣被災自治体、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力のもと統一的な基準により義援金の受付・交付を行うことを基本とする。

ただし、災害の規模や被災状況に応じて、市災害対策本部長の判断により具体的な運用を決定する。

義援金の受付や交付対象者及び配布金額等の管理は、被災者支援システムにより行う。

1 義援金の募集（財務部）

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市内金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて市民に義援金の募集を呼びかける。

2 義援金の受付及び保管（財務部・会計課）

財務部内に義援金の受付窓口を開設し、状況に応じて会計課若しくは金融機関において保管する。

3 義援金の配布（財務部）

財務部内に義援金配布委員会を設置し、関係機関と調整の上、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。

4 義援金の交付（財務部）

被災者からの申請と被害調査結果をもとに発行される災害証明書により義援金を交付する。

義援金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の方式で交付する。

第3 税・使用料等の徴収猶予及び減免（各部）

被災した市民や事業者等に対し、地方税法又は市条例あるいは臨時の特例措置により、期限の延長及び減免措置をそれぞれの事態に応じ適時適切に講じる。

1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長（地方税法第20条の5の2）

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まったあと2ヶ月以内に限り、当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合、災害が収まった後、速やかに被災した納税義務者等による申

請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条第1項）

被災した納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等（地方税法第15条の7第1項）

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

ア 個人市民税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて納期未到来分にかかる税額につき減免を行う。

イ 固定資産税、都市計画税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて納期未到来分にかかる税額につき減免を行う。

2 使用料等の減免措置

災害により甚大な被害を被り、通常的生活を確保することが困難となった者に対し、次の事項について納期限の延長又は減免措置を実施する。

- (1) 諸証明手数料
- (2) 保育所徴収金等
- (3) 国民健康保険税
- (4) 営業許可等申請手数料
- (5) 駐車場使用料
- (6) 市営住宅使用料
- (7) 建築確認申請手数料
- (8) 水道料金
- (9) 下水道使用料
- (10) 病院使用料

【資料4-2-5】被災者等の支援に関する各種制度の概要

第4 雇用の確保（産業振興部）

災害により、職を失った者に対する雇用の確保については、市内事業者に対して被災者の優先的な雇用の促進を要請するとともに、兵庫労働局及び公共職業安定所に対して臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などによる早期再就職の促進策の

要請を行う。

また、被害が甚大で、市内の雇用減少が大きな場合は、市に求人開拓チームを組成し、独自の求人開拓の取り組みを行う。災害後は男性に比べて女性の雇用回復に時間がかかる傾向があることから、女性の雇用機会の確保に配慮する。

第5 住宅の再建（都市整備部）

災害直後の住宅応急対策を実施した後、恒久住宅の再建を図る上で必要な特定優良賃貸住宅の募集等の支援策の紹介や建築、税金、融資等の相談を受ける住宅総合相談所を開設する。

第3節 経済安定のための産業復旧

災害により被害を受けた産業に対し、社会秩序の維持や経済の安定を図るための対策について定める。

第1 流通機能の早期回復（産業振興部）

食糧品や日用品等の生活関連物資の安定供給を早期に回復するため、市は商工会等との連携をもとに大規模小売店舗及び商店会・市場等の被害状況を把握するとともに早期営業の再開を要請する。

また、価格の安定や需要過多による買い占め、便乗値上げの防止を図るため、市は生活関連物資の価格調査・監視を行い適切な指導を行う。

第2 中小企業への支援（産業振興部）

災害により被害を受けた中小企業を支援するため、市は県と金融機関の協力を得て、災害復旧緊急特別資金融資制度の利用促進や、既存融資制度等の特例措置の適用要請を行い事業の安定化を図る。また、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとし、事業資金の融資制度や仮設店舗・工場建設等の支援策の紹介、各事業の早期再開に関する各種相談を受ける中小企業総合相談所を開設する。

【資料4-3-1】中小企業融資一覧

第3 農林業関係者への支援（産業振興部）

災害により被害を受けた農林業関係者を支援するため、市は貸付制度として、農業振興資金や日本政策金融公庫資金等の利用を広報し、農業の早期安定を図る。

1 美しい村づくり資金（災害資金）

(1) 資金使途

局地天災による被災農家の再生産に必要な資金及び災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金（借入申込時に未払いのもの）の支払いに必要な資金

(2) 取扱方針

災害による被害損失額が、その者の平年における農業総収入のおおむね30%以上あると市長が認めること

第4節 災害復旧事業の実施（各部）

行政による災害復旧事業の実施に関して定める。

第1 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策計画に基づく応急復旧活動に引き続き、次の事業計画について作成し、復旧事業の円滑な推進を図るものとする。

なお、災害復旧事業計画の作成に当たっては、建設に関する基本計画（総合計画）におけるまちづくりの方向性と被災状況等を勘案しつつ、災害に強いまちづくりの推進等の中長期的な復旧・復興の基本方向を示す災害復興計画等との整合を図るものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の復興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第2 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある。

1 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、阪神北県民局等の県の関係部局に提出する。

3 激甚法に定める事業

激甚災害に関する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者福祉施設災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の特別の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業セーフティネット資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資並びに信用保証協会の保証を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

5 災害復旧事業に必要な人員の確保

大規模災害時には、公共土木施設や建築物の復旧など大量かつ多様な事業を実施する必要があり、その設計、積算、工事等管理に多くの技術職員が必要となる。迅速かつ円滑に災害復旧事業を実施するためには他自治体からの技術職員の応援を受ける必要があるため、他自治体との相互応援協力協定等に基づく職員応援要請の手続きや手順等を整備しておく。

6 被災者生活再建支援金(健康福祉部)

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に委託している。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

- ① 災害救助法が適用される規模の被害が発生した市町における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町(人口10万人未満に限る)における自然被害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町(人口10万人未満)

に限る)における自然被害

- ⑥ ①若しくは②の市町を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町(人口10万人未満に限る)若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町(人口5万人未満に限る)における自然被害

(2) 報告・適用手続

① 報告

県は、上記(1)①～⑥のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人あて報告する(内容に変更があった場合は、その都度報告)。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

エ 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名

オ その他必要な事項

② 適用

県は、発生した自然災害が上記(1)①～⑥のいずれかに該当するものと認められた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人あて報告のうえ、公示を行う。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名

イ 当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

(3) 支援対象世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険性があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯

③ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

④ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

⑤ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)

(4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円)

住宅の被害程度、再建方法に応じて支給金額が決まる。

区 分 (3)支給対象世帯	①基礎支援金 住宅の被害程度に 応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて 支給		合計
①全壊 ②解体 ⑤長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
③大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
④中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

- (注) 1 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額
 2 申請期間：基礎支援金 災害のあった日から13ヶ月の間
 加算支援金 災害があった日から37ヶ月の間

第5節 住宅の復旧・再建支援

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

1 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による建設購入または補修資金の融資（特別貸付け）
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

2 公営住宅法による災害公営住宅（都市整備部・健康福祉部）

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

(2) 建設のための要件

ア 地震等異常な天然現象による場合(次のいずれかに該当すること。)

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。)

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数が1市町の住宅戸数の1割以上のとき。

(3) 入居者の条件(次のいずれにも該当すること。)

ア 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

イ 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）

~~ウ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者については、本項は適用しない。）。~~

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(5) 規格

1 住戸あたり床面積25㎡以上

(6) 国庫補助

標準建設費の2/3国庫補助(激甚災害の場合は3/4)

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業（健康福祉部）

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

(1) 国庫補助適用の基準

ア 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

イ 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

ウ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1 / 2
損傷	補修	1 / 2

(激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。)

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、独立行政法人住宅

金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

ア 目的

自然災害による災害救助法が適用される災害等による被災住宅の復興資金として融資する。

イ 対象となる災害

(7) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

(イ) 自然災害以外の原因のうち。住宅金融支援機構が個別に指定するもの

ウ 申込要件

自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方

エ 融資を受けることができる住宅の基準

(7) 共通の基準

① 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること

② 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること

③ 敷地の権利は転貸借によらないものであること

④ 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上であること

(イ) 建設の場合

1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下

(ウ) 購入の場合

1戸あたりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合は30㎡以上）原則として175㎡以下

(エ) 補修の場合

床面積の制限なし

オ 条件（令和5年9月1日現在）

(7) 融資限度額

（建設融資の場合）

土地を取得する場合・・・3,700万円

土地を取得しない場合・・・2,700万円

(イ) 貸付利率（団体信用生命保険に加入する場合）

1.22%（令和5年9月1日現在）

(ウ) 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）

補修の場合は20年以内（据置1年）

カ 融資の手続

融資を希望する者は、「罹災証明書」の交付を受け、郵送により住宅金融支援機構に申込みを行い、融資の決定を受けたのち、所定の現場審査及び書類手続きなどを終えてから資金の交付となる。

5 被災者生活再建支援金(健康福祉部)

(参照「第4章第4節 第2 6 被災者生活再建支援金」)

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付(都市整備部)

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」を実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する。

7 空家等の管理(都市整備部)

災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の概要

住宅再建共済		家財再建共済		マンション共用部分再建共済	
加入者	県内に住宅を持つ人	県内の住宅に居住する人	マンションの管理者（管理組合理事長）	マンションの共用部分再建共済	
負担金	年額5,000円	年額1,500円	☆マンション共用部分再建共済	年額2400円×住宅部分の戸数（住戸数）	
複数年一括割引	※住宅と家財の両方へ加入すれば、最大500円割引で年額6,000円	加入時に初年度分＋複数年（3・5・10年）分を一括でお支払いいただくことで、割引が適用されます。		県内に所在するマンションの共用部分（住家の被害認定の対象となる範囲）	
対象	県内に所在する住宅	県内に所在する住宅			
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害				
共済期間	毎年4月1日から1年間（加入初年度は加入日から次の3月末まで）				
給付金	給付対象	給付金	給付対象	給付金	給付対象
再建等給付金	全壊・大規模半壊半壊で建築・購入	600万円	全壊で購入・補修	50万円	再建等給付金
			大規模半壊で購入・補修	35万円	300万円×新たなマンションの戸数（ただし、加入時の住戸数が上限）
補修給付金	全壊で補修	200万円	半壊で購入・補修	25万円	100万円×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修	100万円	床上浸水で購入・補修	15万円	50万円×加入時の住戸数
居住確保給付金	半壊で補修	50万円			25万円×加入時の住戸数
	建築・購入・補修をしない場合	10万円			

【一部損壊特約（一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の場合に給付対象とすることを希望する場合）】（H26.8.1～）

年額500円		年額250円×住戸数	
負担金		補修等給付金	12万5千円×加入時の住戸数（建築の場合は、新たなマンションの戸数（ただし、加入時の住戸数が上限））
補修等給付金	一部損壊（10%以上）で建築・購入・補修	給付金	一部損壊（10%以上）で建築・補修
居住確保給付金	建築・購入・補修をしない場合		

第5章 災害復興計画

この計画は、著しい被害を受けた地域の総合的な復興の推進について定める。

第1節 組織の設置（各部）

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

1 復興本部の設置

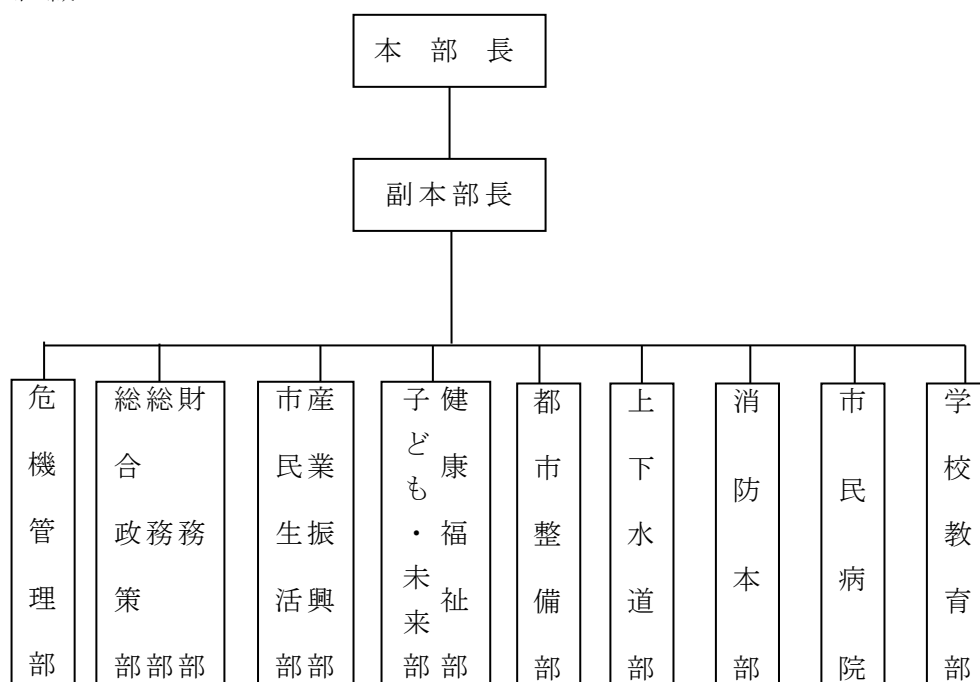
著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成と分掌事務については、設置の際に定めることとする。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

(1) 組織



(2) 運営

ア 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長 教育長	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
本部員	災害対策本部 本部員に準ずる	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

イ 各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
危機管理部 総合政策部 総務部 財務部	震災復興の総合的企画及び調整に関する事務 震災復興の科学技術の振興、情報通信に関する事務 震災復興の防災及び高圧ガス等の取締りに関する事務
市民生活部 産業振興部	震災復興の市民の生活文化の向上に関する事務 環境の保全に関する事務 震災復興の商業及び工業の振興及び農業及び林業の振興に関する事務
健康福祉部 子ども・未来部	震災復興の福祉の向上に関する事務
都市整備部	震災復興の都市計画及び住宅に関する事務 交通体系の整備及び道路、河川、その他土木に関する事務
上下水道部	震災復興の上下水道に関する事務
消防本部	震災復興の消防に関する事務
市民病院	震災復興の病院に関する事務
学校教育部	震災復興の学校教育に関する事務

ウ 震災復興本部会議等

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、教育長 本部員 : 災害対策本部本部員に準ずる、市長の指名する者	震災復興の基本方針及び震災復興に係る重要施策の審議調整並びに各部に係る重要事項の報告その他震災復興についての連絡を行う。

第2節 復興計画の策定（各部）

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）との整合を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

(1) 復興計画策定の手順

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要がある場合には、次のような手順で復興計画を策定する。

- ア 復興本部の設置
- イ 復興計画策定組織（庁内組織、委員会等）の設置
- ウ 復興対象地区の設定（総合的な復興が必要な地区）
- エ 復興方針の策定（復興方針、主な整備手法、建築制限の実施の有無等）
- オ 復興まちづくり協議会等地区別検討組織の設立（被災の激しい地区等）
- カ 市民意見の把握
- キ 復興計画－基本構想－の策定
- ク 分野別緊急復興計画
- コ 復興計画の策定

(2) 市民等多様な主体からの意見の把握

それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次のような取り組みを行う。

- ア 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体の意見把握
 - ・電子メール等による市民意見の募集、市民アンケートの実施
 - ・地域別懇談会等による意見交換
 - ・各分野の団体、市民団体等との意見交換 など
- イ 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
 - ・法律、政治、経済、社会、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家の参画

- ・被害の規模などに応じて、まちづくり、経済再建・地域振興、住宅・生活再建等については、専門部会を設置し、個別課題に対する対策案を検討
- ウ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催
- エ 男女共同参画の視点を踏まえた意見把握 等
 - ・政策・方針決定過程に女性の参画を拡大
 - ・住民ワークショップ等の実施にあたっては、女性の意見が出やすいように女性だけの話し合いの場を設けるなどの工夫 など

(3) 面的な復興が必要な地区の復興

老朽木造建物密度の高い中心市街地の地区等が大きな被害を受けた場合は土地区画整理事業等による面的整備の必要性が高いため、状況に応じて建築基準法等に基づく建築制限を行うことを検討する。

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

(2) 構成例

ア 基本方針

イ 基本理念

ウ 基本目標

エ 施策体系

オ 復興事業計画 等

想定される事業分野

- ・ 生活
- ・ 住宅
- ・ 保健・医療
- ・ 福祉
- ・ 教育・文化
- ・ 産業・雇用
- ・ 環境
- ・ 都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進するうえで、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

ア 早期の恒久住宅建設

県・市町・公団・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等

イ 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

ウ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

エ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

ア 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

イ 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

ウ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

エ 防災基盤の整備

河川、砂防施設等保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

ア 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談指導・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等

イ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造転換への支援や企業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等

ウ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

エ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。